

第3回臨時会

令和3年5月7日開会

令和3年5月14日閉会

第4回定例会

令和3年6月7日開会

令和3年6月21日閉会

三股町議会会議録

三股町議会

目 次

◎第3回臨時会

○5月7日（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名	3
日程第2 会期決定の件	3
追加日程第1 重久議員の議員申し合わせの順守について	6

○5月11日（第2号）

日程第1 重久議員の議会申し合わせの順守について	1 1
追加日程第1 重久邦仁議長に対する不信任決議案について	1 2
追加日程第2 議会正常化調査特別委員会設置について	1 7

○5月12日（第3号）

○5月13日（第4号）

追加日程第1 懲罰動議について	3 5
追加日程第2 懲罰動議について	4 4

○5月14日（第5号）

追加日程第1 議長選挙	5 1
追加日程第2 副議長選挙	5 4
日程第1 議案第40号について（監査委員選任）	5 6
日程第2 議案第41号から議案第44号までの4議案並びに諮問1件、報告1件一括 議題	5 7
日程第3 質疑（議案第41号から第44号までの4議案）	6 0
日程第4 討論・採決（議案第41号から第44号までの4議案）	6 1
日程第5 常任委員会委員の選任	6 3
日程第6 議会運営委員会委員の選任	6 7
追加日程第3 各種委員の推薦について	6 8

日程第7	議会運営委員会の閉会中の審査事項について	69
日程第8	広報編集常任委員会の閉会中の審査事項について	69
日程第9	総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について	69

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和3年第3回臨時会(5月)	議案第40号	監査委員の選任について	原案同意	5月14日
〃	議案第41号	専決処分した事件の報告及び承認について(三股町税条例等の一部を改正する条例)	原案承認	5月14日
〃	議案第42号	専決処分した事件の報告及び承認について(三股町固定資産評価委員会条例の一部を改正する条例)	原案承認	5月14日
〃	議案第43号	専決処分した事件の報告及び承認について(令和2年度三股町一般会計補正予算(第14号))	原案承認	5月14日
〃	議案第44号	専決処分した事件の報告及び承認について(令和2年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))	原案承認	5月14日
〃	諮問第1号	人権擁護委員の推薦について	原案適任	5月13日
〃	報告第3号	専決処分の報告(損害賠償額の決定及び和解について)		

◎第4回定例会

○6月7日(第1号)

日程第1	会議録署名議員の指名	75
日程第2	会期決定の件について	75
日程第3	議案第45号から議案第53号までの9議案、報告4一括上程	76

○6月10日(第2号)

日程第1	一般質問	82
	9番 指宿 秋廣君	82
	4番 楠原 更三君	96
	10番 上西 祐子君	112
	2番 堀内 和義君	123
○6月11日（第3号）		
日程第1	一般質問	136
	1番 田中 光子君	136
	12番 山中 則夫君	147
	8番 内村 立吉君	162
	6番 池邊 美紀君	173
○6月14日（第4号）		
日程第1	総括質疑	186
日程第2	常任委員会付託	186
○6月21日（第5号）		
日程第1	常任委員長報告	190
日程第2	質疑（議案第45号から第52号までの8議案）	193
日程第3	討論・採決（議案第45号から第52号までの8議案）	193
日程第4	質疑・討論・採決（議案第53号）	197
日程第5	議案第54号上程	198
日程第6	質疑・討論・採決（議案第54号）	199
日程第7	議会正常化調査特別委員会の経過報告について	200
日程第8	議員派遣について	202

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和3年 第4回定例会 (6月)	議案第45号	専決処分した事件の報告及び承認について（令和3年度三股町一般会計補正予算第1号）	原案承認	6月21日

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和3年第4回定例会 (6月)	議案第46号	三股町介護保険条例の一部を改正する 条例	原案 可決	6月21日
〃	議案第47号	令和3年度三股町一般会計補正予算 (第2号)	原案 可決	6月21日
〃	議案第48号	令和3年度三股町国民健康保険特別会 計補正予算(第1号)	原案 可決	6月21日
〃	議案第49号	令和3年度三股町後期高齢者医療保険 特別会計補正予算(第1号)	原案 可決	6月21日
〃	議案第50号	令和3年度三股町介護保険特別会計補 正予算(第1号)	原案 可決	6月21日
〃	議案第51号	令和3年度三股町公共下水道事業特別 会計補正予算(第1号)	原案 可決	6月21日
〃	議案第52号	水利施設管理強化事業事務の委託に関 する都城市との協議について	原案 可決	6月21日
〃	議案第53号	監査委員の選任について	原案 同意	6月21日
〃	議案第54号	工事請負契約の締結について(令和 3年度(仮称)三股町第5地区防災セ ンター建設工事)	原案 可決	6月21日
〃	報告第4号	令和2年度三股町一般会計繰越明許費 繰越計算書の報告について		
〃	報告第5号	令和2年度三股町公共下水道事業特別 会計継続費繰越計算書の報告につ いて		
〃	報告第6号	三股町土地開発公社の令和3年度事業 計画及び予算		
〃	報告第7号	三股町土地開発公社の令和2年度事業 決算の報告について		

一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	指宿 秋廣	1 運動公園の多目的に利用することはできないか。	1 周回路の整備は考えられないか。 2 健康機械の設置は考えられないか。	町 長
		2 自治公民館と行政事務連絡員について	1 本町における自治公民館長と行政事務連絡員の関係はどう位置付けているか。 2 支部長と行政事務補助員はどう位置付けているか。 3 支部では総会や役員会など印刷することが大変多くなっているが、町として協力することは考えられないか。	町 長
		3 旧五本松跡地の利用について	1 旧社会福祉協議会跡地の売却はどうして決まったか。	町 長
		4 新型コロナウイルスの対応について	1 現状をどう考えているか。 2 町独自の取り組みは計画されているか。 3 ワクチン接種の進捗状況はどうか。 4 申請手続きの啓発はどうなっているか。	町 長
2	楠原 更三	1 三股らしさについて	1 町民憲章の前文は、第6次三股町総合計画の中でどのように活かされているか。 2 民俗芸能を町指定文化財に追加できないか。 3 文化財の保管・展示施設の整備、アーカイブ化の具体的計画は。 4 ハート型の町生誕150記念の途中経過	町 長 教育長
		2 観光の振興について	1 通年型・滞在型観光地の整備計画 2 憩いの場と観光地の違い	町 長
		3 梶山城跡について	1 調査整備検討委員会のその後と今できる整備はないか。 2 国指定に向けて、必要なものは何か。	教育長
		4 職員心得について	1 その後の取り組み状況と現時点で見られる成果	町 長

3	上西 祐子	1 三股駅のバリアフリーについて	1 三股駅はホームに行くには階段を上り下りしないと出来ないが、足の悪い人にはとても不便。利用しやすい駅にするためにJRとの話し合いはされていないのか。	町 長
		2 後期高齢者に対する針、灸、あんまの助成制度について	1 74歳以下の国保助成は年間60回、後期高齢者は年間24回の施術料助成が行われているが、高齢者に助成が少ないのは何故なのか。	町 長
		3 コロナ接種ワクチンについて	1 コロナ接種ワクチンについて、 ア 7月までに65歳以上の高齢者の接種の目途はたっているのか。 イ 今回の接種で予約の取り方、会場、人員等の配置などの検証、また障がい者や1人で予約を取りにくい人などの扱いはどうされたのか。 ウ キャンセルなどで余ったワクチンの処置はどの様にされたのか。受けた人の数は何%か。 2 64歳以下の接種はいつからか。予約の取り方、電話、インターネットなどで行うのではなく、地区毎に日程を決めた方が良いのではないか。	町 長

4	堀内 和義	1 町内における自転車通学路の安全対策について	<ul style="list-style-type: none"> 1 三股中学校生の自転車通学路の確認、危険個所の把握はされているのか。 2 三股中学校の通学路で危険個所と思われる勝岡・新坂の勝岡納骨堂付近のカーブ緩和対策はできないか。 3 三股中学校周辺の通学路の路側帯に自転車ナビマーク・自転車ナビラインの設置はできないか。 4 三股中学校における自転車の安全運転講習会等は実施されているのか。 	町長 教育長
		2 道路交通法改正に伴う自転車保険加入について	<ul style="list-style-type: none"> 1 三股中学校における自転車通学生は何名になるのか。 2 三股中学校の自転車通学生の自転車保険の加入状況はどのようなものか。 3 自転車保険の加入促進についての取り組みはされているのか。 	教育長 町長
5	田中 光子	1 役場職員の接遇について	<ul style="list-style-type: none"> 1 接遇関連の意見や要望の件数は何件で、そのことに対する対応は？ 2 接遇研修を行い、どのように活かされているのか？ 3 接遇マニュアルを作成できないか？ 	町長
		2 買い物困難者支援について	<ul style="list-style-type: none"> 1 徒歩圏内で生鮮食品をはじめとする生活必需品を購入することができる店舗が不足している地域は？ 2 買い物困難者に買い物しやすい環境を提供する、移動スーパーを利用しては？ 	町長
		3 災害時の避難体制について	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時の備蓄物資はどのようなものがあるのでしょうか？ 2 利便性優れる乳児用液体ミルク活用はできないか？ 3 ペットと一緒に避難できる場所はどこでしょうか？ 4 災害時のペット対策は？ 5 防災無線が聞こえにくい、ネット環境や携帯電話を持たない方への情報提供は？ 	町長

6	山中 則夫	1 町政の諸課題の取組について	<ul style="list-style-type: none"> 1 ふるさと納税（実際は本町への寄附）にもっと力を入れるべきでは。 2 今こそ補助金事業に外部評価導入をはかるべきでは。 3 スポーツ少年団が利用する施設充実に力を入れるべきでは。 4 植木公園の整備を 	町 長 町 長 教育長 町 長
7	内村 立吉	1 新型コロナワクチン接種について	<ul style="list-style-type: none"> 1 接種対象者数について 2 連絡なかった人への対応 	町 長
		2 防災、災害対策について	1 今年は、コロナ禍での早い梅雨入りになり、長期化が予想されます。梅雨の中での防災、減災、避難所対策について	町 長
		3 畜産について	<ul style="list-style-type: none"> 1 畜産センター研修室の建て替えの計画は 2 和牛子牛市場のゲノム（ゲノミック）育種価について 	町 長
		4 上米公園へ通ずる道路について	<ul style="list-style-type: none"> 1 状況について 2 今後について 	町 長
8	池邊 美紀	1 消防団の消耗品と報酬について	<ul style="list-style-type: none"> 1 カップやゴーグル、ジャンパーなどは消防活動に必要であるがなぜ支給されていないのか。 2 消防団の報酬の見直しをすべきではないか 	町 長
		2 新型コロナ対策について	<ul style="list-style-type: none"> 1 高齢者ワクチン接種が進んでいるが順調に進んでいるのか。終了予定はいつになるのか？ 2 高齢者が終われば、若い人の接種が始まるが、これまでの経験を踏まえ改善点は。 	町 長

三股町告示第26号

令和3年第3回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年4月28日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和3年5月7日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
福田 新一君	池邊 美紀君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	上西 祐子君
重久 邦仁君	山中 則夫君

○5月11日に応招した議員

○5月12日に応招した議員

○5月13日に応招した議員

○5月14日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和3年 第3回(臨時) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

令和3年5月7日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和3年5月7日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

追加日程第1 重久議員の議員申し合わせの順守について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

追加日程第1 重久議員の議員申し合わせの順守について

出席議員(12名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	山田 正人君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君
高齢者支援課長	下沖 祐二君	農業振興課長	上原 雅彦君
都市整備課長	前田 勉君	環境水道課長	西畑 博文君
教育課長	福永 朋宏君	会計課長	島田 美和君

午前10時00分開会

○議長（重久 邦仁君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、4番、楠原議員、8番、内村議員の2名を指名します。

日程第2. 会期決定の件

○議長（重久 邦仁君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） それでは、議会運営委員会の協議の結果を御報告申し上げます。

去る4月28日に委員会を開き、本臨時会に関わる諸事項について協議を行いました。

その結果、本日提案される議案は、人事案件1件、条例案件2件、補正予算2件、諮問1件及び報告1件であります。これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本臨時会の会期は本日1日限りとし、提案される議案については、委員会への付託を省略し、全体審議で処置することに決定しました。

以上、報告といたします。

○議長（重久 邦仁君） お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間とし、今回提案される5議案、諮問1件及び報告1件については、委員会付託を省略し、

全体審議で処置することにご異議ありませんか。（「質問」と呼ぶ者あり）

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 今、議会運営委員会からあったわけですが、この議事日程の中に、第3から以下があるわけですが、常任委員会の委員選任からしかなっていません。いかなることから先にならったのかというのを、質問をいたします。

○議長（重久 邦仁君） 暫時休憩。

午前10時05分休憩

午前10時08分再開

○議長（重久 邦仁君） 再開いたします。事務局長。

○事務局長（西山 雄治君） 本日の議事日程でございますが、日程第1から日程第11までございます。この中に、議長選挙、副議長選挙、議選の監査委員の選挙というのが抜けておりますけれども、これにつきましては、日程第2の採決を頂いた後に、暫時休憩を頂きまして全員協議会において検討する、協議していただくという運びとなっております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 4月28日の議運の会議では、議長辞職の件が第1に入っていたと思うんです。この4月28日の議案書。そのとおりに私は行われるものと思っていましたが、その後の変更をどういふふうに、議運で決めた後にこの変更がなされた、そのことがちょっと不思議に思います。教えてください。

○議長（重久 邦仁君） 事務局長。

○事務局長（西山 雄治君） 4月28日の議運で協議いただいた内容でございますけれども、追加日程として議長の選挙、追加日程として副議長の選挙、監査委員の選挙というのを追加日程として盛り込んでいきますということを協議いただいたかと思えます。この選挙の在り方とか、各種委員の選定の仕方とかは、今後、この後行われる全員協議会で、皆さんで協議していただきたいという内容だったかと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員、それでいいですか、追加質問。指宿議員、いいですか、全協で諮るということ。

○議員（9番 指宿 秋廣君） それは、全協で諮るんですか。

○議長（重久 邦仁君） そうですね。事務局長。

○事務局長（西山 雄治君） 選挙の順序であったり、どのような形で選挙を行うとか、あと常任

委員会の選定の方法等を、全員協議会のほうでご協議いただくということになっております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間とし、今回提案される5議案、諮問1件及び報告1件については、委員会付託を省略し、全体審議で処置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間とし、今回提案される5議案、諮問1件及び報告1件については、委員会付託を省略し、全体審議で処置することに決しました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会を開きますので、議員の皆さんは全員協議会室にお集まりください。

午前10時12分休憩

〔全員協議会〕

午前11時32分再開

○議長（重久 邦仁君） 本会議を再開いたします。

それでは、議事を進行してまいりたいと思います。

副議長の楠原議員より、辞職願を受け取っております。

お諮りいたします。（「動議」と呼ぶ者あり）副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにしたいと思いますが、（「議長」と呼ぶ者あり）これに……。 （「動議を出して下さいと言ってるのに」と呼ぶ者あり）

動議を受け付けますが、この文言を最後まで、あと3行言いました後に、動議提出の提案を受け付けますので、先ほど言いましたとおり。よろしいですか。

再開いたします。

副議長の楠原議員より辞職願を受け取っております。指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 動議を提出いたします。お手元にあるかもしれませんが。

重久議員の議会申合せの順守について。

議会の役職については、長年の申合せの順守で2年と決まっていたのですが、今回の件は議長辞退しないというものと理解しました。

議会本会議の冒頭で、議長が、議会ごとに申合せ事項を順守してくださいとの発言があります。申合せ事項を順守しないことは、今後において、議会の運営上、大変な問題があります。議会の

申合せ事項は順守すべきものであります。

議員の我々には何の相談もなく、議長を引き続きするという事は、理解に苦しむものです。
長年の申合せを順守することを動議として提出いたします。

以上です。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（重久 邦仁君） 暫時休憩いたします。

午前11時35分休憩

.....
〔議会運営委員会〕
.....

午前11時51分再開

○議長（重久 邦仁君） 議会を再開いたします。

追加日程第1. 重久議員の議員申し合わせの順守について

○議長（重久 邦仁君） 議運長の報告を求めます。池邊議運長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） それでは、議会運営委員会の協議の結果をご報告申し上げます。

ただいま委員会を開き、動議の成立しましたことを確認いたしました。重久議長は当事者であるため、議場から退席することとし、仮議長は、年長者の上西議員とすることを決定いたしましたので、ここにご報告いたします。

○議長（重久 邦仁君） お諮りいたします。指宿議員からの動議提出について、議運長の報告のとおり取り扱うことにご異議ありませんか、議運長の報告に。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。

まず、動議に対しての……。

ちょっと暫時休憩。

午前11時52分休憩

.....
午前11時54分再開

○議長（重久 邦仁君） 再開いたします。

昼食のため、暫時休憩いたします。再開は1時半。

以上。

午前11時54分休憩

午後 1 時29分再開

○議長（重久 邦仁君） 再開いたします。

先ほどの動議の件から、皆さんに対しての議運長の提案に対して、賛同を得たところであります。

それで、議長として、一言、地方自治法第117条、「普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。」という法があります。

先ほど、皆さんにお諮りした議長退席の件について、お諮りいたします。この件について、同意があったとき、会議に出席し、発言することができるということで、議長は議場にとどまりたいという申入れをいたしたいと思っております。よろしいでしょうか。

議長退席の件を議運長が言われまして、私が諮って、皆さんの賛同は得ております。それは認めます。

暫時休憩。

午後 1 時31分休憩

午後 2 時08分再開

○議長（重久 邦仁君） 本会議を再開します。（「議長」と呼ぶ者あり）

それでは、議事を進行してまいりたいと思っております。（発言する者あり）

副議長の楠原議員より、（「議長」と呼ぶ者あり）辞職願を受け取っております。（発言する者あり）

お諮りいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）副議長辞職の件を（「議長」と呼ぶ者あり）日程に追加し、（「議長」と呼ぶ者あり）追加日程第1として直ちに議題と（発言する者あり）することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。（発言する者あり）（「議長」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。（発言する者あり）よって、副議長辞職の件を日程に追加し、（「議長」と呼ぶ者あり）追加日程第1として直ちに議題とすることに決しました。（「議長」と呼ぶ者あり）

議事日程表の追加日程第1のところに、（「休会」と呼ぶ者あり）副議長辞職の件とご記入願

います。

[全議員が議場を退席]

○議長（重久 邦仁君） 止まってください。私は宣告しておりませんが、議員の皆さん、明日、新聞に載りますよ。よかですか。（発言する者あり）

元副議長、辞職の件です。（発言する者あり）

本日は、議員の申出により流会とし、再度、日程については……。

ちょっと待ってください。

暫時休憩。

午後2時10分休憩

[議会運営委員会]

午後2時58分再開

○議長（重久 邦仁君） 本会議を再開いたします。

議会運営委員長より、報告をお願いいたします。議会運営委員長。

[議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇]

○議会運営委員長（池邊 美紀君） それでは、議会運営委員会の協議の結果をご報告申し上げます。

先ほど委員会を開き、本臨時会に関わる諸事項について協議を行いました。

その結果、会期を5月11日まで延長し、本日の会議は散会することに決定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（重久 邦仁君） お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、5月11日まで延長し、本日の会議は散会することで処置することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重久 邦仁君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、5月11日まで延長し、本日の会議は散会することで処置することに決しました。

○議長（重久 邦仁君） これをもって本日の会議を散会します。

午後3時00分散会

議事日程(第2号)

令和3年5月11日 午前10時00分開議

日程第1 重久議員の議会申し合わせの順守について

追加日程第1 重久邦仁議長に対する不信任決議案について

追加日程第2 議会正常化調査特別委員会設置について

本日の会議に付した事件

日程第1 重久議員の議会申し合わせの順守について

追加日程第1 重久邦仁議長に対する不信任決議案について

追加日程第2 議会正常化調査特別委員会設置について

出席議員(12名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	山田 正人君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君
高齢者支援課長	下沖 祐二君	農業振興課長	上原 雅彦君
都市整備課長	前田 勉君	環境水道課長	西畑 博文君
教育課長	福永 朋宏君	会計課長	島田 美和君

午前10時00分開議

○議長（重久 邦仁君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

それでは、議事を進行してまいりたいと思います。

本日、議会運営委員会が開催されましたので、ここで、議会運営委員会委員長の報告をお願いいたします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） それでは、議会運営委員会の協議の結果をご報告申し上げます。

本日、午前9時より議会運営委員会を開き、先日の動議が成立したことを再確認いたしました。重久議長は当事者であるため、議場から退席することとし、仮議長は年長者の上西議員とすることを確認いたしましたので、ここにご報告いたします。

○議長（重久 邦仁君） 5月7日の本会議において、指宿議員から、重久議員の議会申し合わせ遵守についての動議が提案されました。本件は、私の一身上の案件でありますので、議長席を年長者の上西議員と交代いたします。よろしく申し上げます。

ここで、暫時休憩といたします。

午前10時02分休憩

午前10時03分再開

○仮議長（上西 祐子君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

仮議長となります上西です。よろしくお願ひいたします。

それでは、本件については、重久議長の一身上に関する事件ですので、地方自治法第117条の規定によって、重久議長の除斥を求めます。

日程第1. 重久議員の議会申し合わせの順守について

○仮議長（上西 祐子君） 日程第1、それでは重久議員の議会申し合わせの遵守についてを議題といたします。

ここで、提案者の指宿議員へ提案理由の説明を求めるところですが、先日動議の提案をされたときに指宿議員から提案理由の説明がありましたので、割愛させていただきます。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○仮議長（上西 祐子君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 先日、十分話尽くされたことでありますけれども、三股町議会基本条例には、その前文に、我々は地方自治法が定める概括的な規定を遵守するとあります。また、議会としての独自の議会運営のルールを遵守するとあります。この議会としての独自の議会運営のルールでもある慣例を軽視するような今回の行動を看過すべきではないと思います。もちろん、今回慣例を破ってまでも、続投を容認する余地は皆無です。

以上で、賛成討論といたします。

○仮議長（上西 祐子君） ほかに討論はありますか。ありますか。

討論もないので、これより討論を終結します。

これより、採決を行います。それでは、重久議員の議会申し合わせの遵守について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○仮議長（上西 祐子君） 全会一致で賛成多数であります。よって、重久議員の議会申し合わせの遵守については、原案のとおり可決されました。

ここで、議長の除斥につきましては、これを解除いたします。楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） ここで、重久議長に対する不信任の動議を提出いたします。

○仮議長（上西 祐子君） ここで、暫時休憩いたします。

午前10時08分休憩

午前10時09分再開

○仮議長（上西 祐子君） 会議を再開いたします。

追加日程第1. 重久邦仁議長に対する不信任決議案について

○仮議長（上西 祐子君） ただいまの動議に賛成の議員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○仮議長（上西 祐子君） それでは、重久議長に対する不信任案の動議についてを議題とします。
提案者の説明を求めます。楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 重久議長は、2年前に私たち議員の信任を終えて議長となりました。その議長を支え、町民の信頼に応えるべき議会を作り上げることは、私たち議員の責任であります。そして、議長はその信頼に応えるように努めることは当然のことではないかと思えます。その前提としては、町民はもとより、議員から信頼される資質なり行動が必要であると思えます。そして今議長として、いつでもコロナ問題に対応できる議会体制を整えておくことに気を配っておくべき時です。議会が空転することは許されることはありません。

そのような中、議長の不信任案を提出することは、できることであれば避けるべきであろうと思えますが、先日5月7日の臨時会の状況を見る限りにおいて、重久議長を積極的に支持する声は皆無でした。具体的に言うと、議会のルールに従って、議長に発言の許可を求めたにも関わらず、理由もなく、その発言機会を完全に無視したため、全議員が議場を退席するという前代未聞と思われる事態となりました。言語道断です。もはや合議制の長として、信任を得ている状況でないことは明白です。重久議長は、議長の短期交代制に疑問を持っていたということですが、この時期にそれも唐突にそれを持ち出すということは、自己保身を最優先課題と考えているのではないかと感じます。これでは、今後の健全な議会運営は期待できません。ここで、議会の自浄作用を示さなければとの強い思いで、議長不信任の動議を行うにいたりしました。

不信任の動議を提出する理由については、いくつもありますが、5月7日のこの1件だけでも、十分議長不信任に値することであると思えます。

次に、議会事務局との関係を理由として上げます。これまでの2年間を振り返りますと、議長と議会事務局の関係は、決して好ましいものではありませんでした。まるで、議長と議会事務局との関係を、重久議長は封建的な主従関係にあるとの認識を持っているのではないかと感じたほどでした。実際に、パワハラではないかと感じられる言動がたびたびありました。これまでの全員協議会等におきましても、その関係性について、多くの議員の方々から、その都度議長に対して意見が出されてきましたが、議長は聞く耳を持ちませんでした。昨年6月の定例会では、その関係が原因となり、開会が遅れる事態となるなど、結果として、円滑な議会運営に少なからず支障をもたらしてきています。そして、これがために、これまでの事務局長を始め、職員の皆さんに、多大なご心痛を与えることになったと思っています。不信任動議を提出することになった理由はほかにもありますが、現状では、重久議長は議員の皆さんの信任を受けているのかどうかを

気にかけているようには感じません。まさに独断専行の状況を呈してきています。

繰り返しますが、これでは合議制における長とは言えません。そして、先ほども申し上げましたが、私は、三股町議会の自浄作用をここに示しておかなければならないという立場から、重久議長に対する不信任の動議を行うことを決議するに至りました。この不信任案に賛成していただきますことをお願い申し上げて、不信任案提出の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○仮議長（上西 祐子君） ただいまの動議に賛成の議員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○仮議長（上西 祐子君） この動議は、1人以上の賛成がありましたので、成立いたしました。

議長不信任の動議を日程に追加し、直ちに議題とすることについて採決いたします。本動議を日程に追加し、ただちに議題とすることに、賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○仮議長（上西 祐子君） 全会一致です。

したがって、重久邦仁議長に対する不信任の動議を日程に追加し、日程の順序を変更し、ただちに議題とすることは可決されました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○仮議長（上西 祐子君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。次に、賛成討論の発言を許します。福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 議長不信任決議に対し、賛成の立場から意見を述べます。

過去2年間において、議員総意のもと、議長へ対応を依頼しても、議員申出に従わず、個人的な見解でふるまうことがたびたびありました。議会運営委員会の答申に対しても例外ではありません。例えば、議長を除いて11人全員の総意のもと対応を依頼したにもかかわらず、個人的な見解でふるまうことがあります。また、本会議の一般質問の中で、時間を設定した議運の提出にもかかわらず、傍聴室の傍聴もいらっしゃる中で、時間を繰り上げて20分繰り上げて閉じたことがあります。これに対して、ある議員から、議長、それは公的な用事ですか、私的な用事ですかと質問を受けたときに、議長が堂々と私的な用事ですと言って、時間を20分切り上げてしまいました。引き続き、午後から一般質問はありましたけれども、傍聴には、その午前中いらっしゃった方はおりません。

今、示しますように、今回、5月の7日にも、議長と議員のほうから大きな声で手を挙げて質問するにもかかわらず、議長は故意に聞こえない真似をしてその時間を過ごしました。

こう考えますと、過去2年、そして現在、これを考えても、決して健全なる円滑な議会運営を、

この重久議長に任せることはできないと思います。これから2年、議長を引き続き留任するとは言いますものの、果たしてこの2年、どういう方針でいくのか、どういうことを具体的にやっていくのかということをお我々議員にも全く詳らかしていません。そういう議長をリーダーとして私たちは押し上げるわけにはいきません。そういった意味で、議長不信任決議に賛成の立場から意見申します。

以上です。

○仮議長（上西 祐子君） ほかにありませんか。内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 今回の議長に対して辞職を勧告いたします。全員協議会でも、みんなでこの議会申し合わせの遵守について協議をいたしました。議員はみんな、議長に対して歩み寄って話を持ち掛けていったんじゃないかと思います。その中で、議長は反省の色がなく、その中で強行的にこういう手段をとった次第であります。私たち議員は、町民から選ばれた12名の議員であります。その中で議会は議員と執行部が議論をしながらその中ですばらしい形を築き続けていくのが正論じゃないかと思っております。お互いに激しく言い合うときもありますけど、その中でやっぱり、その三股町を今先代の方々が作り上げてきたこの三股町を私たちは次の世代に引き継いでいくのが私たちの使命ではないかと思っております。その中で、先ほどパワハラの問題がありました。全員協議会の場で、議会事務局は、私たちはいろんなことを聞いたり、事務局も私たちに聞いたりして、お互いに歩み寄ったりして話しをして、お互いにうまくやっていくのが議会事務局じゃないかと思っております。その中で、局長は、特に議長とは接する機会が多くて、局長というのは、お互いにうまくやっていかなければならないと思っております。その中で、全員協議会の場でも議長が座って、事務局は、議長の隣に事務局が座って、局長が議長にアドバイスをしてお互いにやっていくのがこの正しいやり方じゃないかと思っております。その中で、何回もおかしいんじゃないかということ指摘しました。それだけ、聞く耳を持たずに、私は私のやり方でやっていく、そういうことで、長年ずっとこの状態が続いていた次第であります。

だから、そういう中で、議長にふさわしくないということで、みんながこのような形でこういうことが起こった次第じゃないかと思っております。

以上です。

○仮議長（上西 祐子君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 議長不信任に対して賛成の立場から討論いたします。

5月7日の臨時議会において、先月28日議会運営委員会を開きました。それで、議長が当日の5月7日の臨時議会において、議題の中で会期決定の件にお諮りしましたが、それに対して、皆さん全員異議はなしということで決めましたが、議長においては、その異議がない

ということにつきまして、議題をどんどん粛々と進めなきゃいけないのに、自分勝手な見解において、議会を混乱させて休会まで発展しました。その件においては、大変私は遺憾に思っております。

また、議長の資質というか、そういった議会を取りまとめるものが議長の立場だと私は思うんですけど、資質にちょっと欠けるんじゃないかと思ひまして、不信任案に対して賛成の立場から討論いたします。

○仮議長（上西 祐子君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 先ほどから、楠原議員、内村議員からも話がありましたとおり、議会事務局諸君に対するパワハラ行為ではないかと思われる報告がありましたけれども、議員間における会議の中でも、パワハラと思われる行為がたびたびあります。議論がかみ合わなかったり、自分に不利になるようなときに大きな声で職員を、議員を威圧するような行為、強権的な発言が多々あります。その結果、円滑な議会運営に支障をもたらしております。

そのようなことから、不信任動議について賛成をいたします。

○仮議長（上西 祐子君） ほかにありませんか。指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 私も賛成の立場から、まず提案があります。今回の議長不信任動議はどう見ても議会が正常な状態とは言えない。それは、議長が議会の慣例を故意に無視しているからです。実は、議長を懲戒処分にすべきと思ひ、同議案を作成していました。そもそも重久議長が誕生した2年前から、議会を混乱させるような事態が日常茶飯事で発生していることに端を発しています。私が今覚えているだけでもたくさんありますが、この事案は、ほかの議員さんもしゃべられましたので、あえて割愛をしてしゃべりたいと思ひます。

まず、先ほどもありました5月7日の議会の中で動議の提案をして、どの動議か、何の動議か分からないままそれを無視し、議事を強行に進めています。これは、地方自治法第117条の規定に、あ、失礼しました、拒否しています。

もう1つ、申し合わせの審査で私が呈したわけですけど、自分の処分だからということで、重久議長の退席をしたにもかかわらず、議会運営委員長から提案があり、全会一致で議決したにもかかわらず、退席を行わず拒否をしました。これは明らかに地方自治法の117条の違反であります。

それから、そういうことを踏まえて、議長不信任案をどのように出そうかと考えていました。しかし、三股町議会規則109条の2項に、議員は懲戒事項があった日から起算して3日以内であります。そもそも文書で提出しなければなりません。それは実質不可能です。今回も金曜日であったので、時効となってしまいました。このことで、議会がどういう結論を出しても、今から先空転をすることは容易に想像ができます。

そこで皆さんに提案をいたします。この際、議会正常化調査特別委員会なるものを設置して、今私が申し上げたことや、今後の議会の正常化のために活動すべきと考えます。議長不信任動議の採決の前に、ご同意していただけないでしょうか。提案をいたします。

以上です。

○仮議長（上西 祐子君） ほかにありませんか。田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 不信任案賛成の立場で討論をさせていただきます。

重久議長の議長という立場で恫喝をされるようなことなど、パワハラ的な言動がたびたびありましたので、私は賛成です。

○仮議長（上西 祐子君） ほかにありませんか。池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） まず、先日5月7日の臨時会において動議が成立し、仮議長と交代すべきところを交代に応じなかったこと。また、同じ臨時会で動議の声があるにもかかわらず、無視をして進めようとしたこと。これは議事を円滑に進める、いわゆる議場の秩序保持を無視したものであります。

次に、事務局員に対するパワハラ的な発言。これは優位な立場を悪用し、高圧的な言動はこれまで幾度となく繰り返されております。私自身も相談に応じたこともあり、パワハラは、絶対に社会的に許されない言動であります。

次に、会議の運営における独断的な行動であります。農業委員会から、意見書の回答を書面で提出すべきという全員協議会で決定したほぼ全員の意見を無視したこと。また、会議で高圧的な態度や言動を取ることも幾度となくありました。これらは全員協議会の録音があるというふうに思います。

以上、賛成討論といたします。

○仮議長（上西 祐子君） ほかにありませんか。

それでは、討論もないので、これより討論を終結いたします。

それでは、ただいまより、重久邦仁議長に対する不信任の動議について、賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○仮議長（上西 祐子君） 全会一致であります。よって、重久邦仁議長に対する不信任の動議は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時31分再開

○仮議長（上西 祐子君） 本会議を再開いたします。

動議が、指宿議員からあるようですので、説明を受けます。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 先ほど申し上げましたけれども、この議長不信任案が成立しても、法律上は辞めなくていいわけであり、法律上は。そうすると、議長は居直り得ということになります。先ほどいっぱい不信任案の説明がありましたけれども、それがますますひどくなる可能性がこれにはあります。我々議員、残された11名も三股の町議会は、という形で言われる可能性が大いにあります。

そこで、私はこの今まで不信任案に出されたものと、それから三股町の会議規則にある3日間というのを大きな柱に据えた議会正常化調査特別委員会というのを提案をして、仮称ですけども、このようになるようなものを立ち上げて、今後の議会の正常化に向けてやっていく必要があると思い、取り急ぎ動議を提出いたします。

以上です。

○仮議長（上西 祐子君） ただいまの動議に賛成の議員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○仮議長（上西 祐子君） この動議は、1人以上の賛成がありましたので、成立いたしました。

本動議を日程に追加し、ただちに議題にすることに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○仮議長（上西 祐子君） 全会一致で、可決されました。

本動議を日程に追加し、日程の順序を変更し、ただちに議題とすることに可決されました。

○議員（5番 福田 新一君） 議長、その名前をもう1回。今提案された。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 議論してほしいと思うんですが、議会正常化調査特別委員会。正常化調査特別委員会。

○仮議長（上西 祐子君） 議会正常化調査委員会。（「調査特別委員会」と呼ぶ者あり）もう1回言います。議会正常化調査特別委員会。これでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時37分再開

○仮議長（上西 祐子君） 本会議を再開いたします。

追加日程第2. 議会正常化調査特別委員会設置について

○仮議長（上西 祐子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 今言われました議会正常化調査特別委員会の中では、どのような調査項目となるのかを教えてください。

○仮議長（上西 祐子君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 提案の中でも若干申し上げましたが、三股町の議会の条例、議会運営条例ですかね、規則かな、の中に、要するにその事例ができて、3日以内となっているんですね。明確に書いてあります。3日。となると、この前の5月7日が金曜日でしたので、7日は。そうすると、金、土、日でもう時効なんですね、これ。だから、その定めがなければ、その会期中となるんですよ。だから、今日もOKなんですよ。だから、そういうもの。それから、これから先この議長不信任が全会一致でなったということは、いっぱいいろんな事象が出てくるんだろうと思います。そうすると、そのたびに本会議を開くなり、特別な委員会を開くなりしないといけないので、一括してそれをこういう非常事態だということで、わざと正常化と入れたんですけれども。委員会を開いて、この問題にどう対処すべきか。それから会議規則はこれで本当でいいのかというのを。なったすぐから東京で問題があったや、宮崎の町村議長会の会議ですったもんだあったとか、いっぱい聞こえてくるんですね。我々は手も足も出ないし、我々の議員の代表ということになっているので、今から先に暴言を吐かれた場合には、そういう動議が出てきたりなんだろうってことは大いに考えられます。

そういうことにならないために、調査をしたりして、いろんなところの議会も先進地があると思いますので、聞いたりして、正常化のための委員会を立ち上げたほうがいいのかなというふうに思ったので、このような名称にしました。

委員の構成はどうだっていう話もあるんですが、私自身は、せっかく不信任を11名全員されたので、委員構成は11名みんながいいんじゃないのかなというふうに思っています。

ただし、公的行事がありますから、大きく取っておれば過半数で成立しますので、例えば例月の監査とか、いろんなことが今から先、公的な行事があります。そういうことも踏まえた上で、11名全員という名前にしておけばどうだろうかと思って、提案をした次第です。

以上です。

○仮議長（上西 祐子君） ほかに質疑はありませんか。

質疑もないので、これにて質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。次に、賛成討論の発言を許します。福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 先ほど、議長不信任案決議案ということで可決となりましたけど、ところが、これがどれだけの効力があるかと考えるときに、おそらく、また留任という結果にな

ったとき、我々は本当に情けないなと思うのは、町民を代表しているろんな意見言うんですけど、ところが、今回の1件においても町民の声、目を何も生かせないというのは非常に悔しい存在です。ですから、今出ました議会正常化調査特別委員会、こういうのを発足しまして、やっぱり常にそういうところには町民の目、声というのを反映させていかないといけないということで、私はこの提案に賛成の意見とします。

○仮議長（上西 祐子君） ほかにありませんか。

討論もないので、これより討論を終結します。

それでは、ただいまより、議会正常化調査特別委員会の設置について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○仮議長（上西 祐子君） 全会一致で可決されました。

ここで議長の除斥につきましては、これを解除いたします。

これで、仮議長の職を解かせていただきます。議長が着席されるまでお待ちください。ここで暫時休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時47分再開

○議長（重久 邦仁君） 本会議を再開いたします。

それでは、議事を進行してまいりたいと思います。

副議長の楠原議員より辞職願を受け取っております。

暫時休憩。

午前10時48分休憩

〔全員協議会〕

午前11時07分再開

○議長（重久 邦仁君） 本会議を再開いたします。

私のほうから見解ということを求められましたので、一言。議長を辞任しない理由について一言申し上げます。議長の任期は4年であります。任期の継続は、二元代表制における議会サイドの責務であり、有権者から任を受けた務めであります。したがって、その職を辞する場合の進退はその者が健康上病気、または公序良俗に反し、その職を全うできないなどであります。議会行政の停滞を避けるために、その進退は慎重に判断すべきであり、有権者、町民への責務であると

思っておりますので、この件についての先ほどのコメントといたします。

それでは、議事を進行してまいりたいと思います。

副議長の楠原議員より辞職願を受け取っております。

お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1としてただちに議題とすることにしたいと思いますが、（「議長」と呼ぶ者あり）これにご異議ありませんか。（「異議あり」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

午前11時09分休憩

.....
〔議会運営委員会〕
.....

午前11時23分再開

○議長（重久 邦仁君） 本会議を再開いたします。

昼食のため、13時を再開いたします。昼食のため。

午前11時23分休憩

.....
午後1時02分再開

○議長（重久 邦仁君） 本会議を再開いたします。

それでは、議事を進行してまいります。

副議長の楠原議員より辞職願を受け取っております。

お諮りいたします。副議長辞任の件を日程に追加し、追加日程第1としてただちに議題とすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議ありということですので、起立により（発言する者あり）ただいまのご異議に対し、原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重久 邦仁君） 異議ありということですので、副議長辞職の件は受け付けるのか、受け付けないかということの提案でありまして、副議長の辞職願を受け取っております。それで、お諮りしているのは、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1としてただちに議題とすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。異議ありということでしたので、異議ありということに賛同する方の起立を求めます。（発言する者あり）はい、了解。それじゃあ、追加日程しないということだな。（「追加日程しないということなので、議長、副議長選挙もな

い」と呼ぶ者あり) 暫時休憩。議会運営委員会を開催してください。暫時休憩ですね。(「このまま休憩で議運を」と呼ぶ者あり)

午後 1 時05分休憩

.....
[議会運営委員会]
.....

午後 1 時20分再開

○議長(重久 邦仁君) 本会議を再開いたします。

議会運営委員長より報告をお願いいたします。議会運営委員長。

○議会運営委員長(池邊 美紀君) 先ほど、議会運営委員会の協議について、ご報告申し上げます。議論がかみ合わず、平行線となっております。本日は散会し、明日 12 日 10 時より議会を再開することを議会運営委員会として決定しました。なお、散会后、議長より全員協議会を開きたいとの申し入れがありました。

以上、報告を終わります。

○議長(重久 邦仁君) お諮りいたします。

本臨時会の会期は議会運営委員長の報告のとおり、5月 12 日まで延長し、本日の会議は散会し、その後全員協議会を開催することで処置することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(重久 邦仁君) ご異議なしと認めます。

.....
○議長(重久 邦仁君) よって、本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、5月 12 日まで延長し、本日の会議は散会し、その後全員協議会を開催することで処置することに決しました。

これをもって、本日の会議を散会いたします。

午後 1 時22分散会
.....

令和3年 第3回(臨時) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

令和3年5月12日(水曜日)

議事日程(第3号)

令和3年5月12日 午前10時01分開議

本日の会議に付した事件

出席議員(12名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	山田 正人君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君

高齢者支援課長 下沖 祐二君 農業振興課長 上原 雅彦君
都市整備課長 前田 勉君 環境水道課長 西畑 博文君
教育課長 福永 朋宏君 会計課長 島田 美和君

午前10時01分開議

○議長（重久 邦仁君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

暫時休憩をいたします。

午前10時01分休憩

.....
午前10時03分再開

○議長（重久 邦仁君） 再開いたします。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

全員協議会をいたしますので、全員、全員協議会室に集まるようにお願いします。

閉鎖。

午前10時03分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前10時30分再開

○議長（重久 邦仁君） 議会を再開いたします。議運長。

○議会運営委員長（池邊 美紀君） 確認です。議事をスムーズに進めるための確認ですので、よろしくをお願いします。

昨日も、議会が空転いたしました。全員協議会も開かれました。本日で3日目であります。新聞やテレビでもニュースとなり、町民から、三股町議会への厳しい目が向けられております。議長へ確認でありますけれども、辞表を出して、三股町議会のスムーズな運営に協力することは考えられませんか。

もう一点、昨日の臨時会で、議長不信任案が全会一致で可決されました。そのことは、この議会が議長を信用できない。任せることができないということになるわけですがけれども、そのことをどのように考えているか、以上、2点、確認をいたします。

○議長（重久 邦仁君） 暫時休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時44分再開

○議長（重久 邦仁君） 議会を再開します。

議長職における考えを言います。

議員及び議長職、議員たるもの、出処進退は自分が決定すべきものであり、4年間の任期は全うしたいという考えであります。以上。

あと一点。議員と任じられた議長職の任期、法定の。これは、個人の出処進退については議員の任期を全うすることにありと思っておりますので、いずれ議長の職もそのように考えております。

それから、昨日、全会一致で可決されたということについては、私の考えは議会の運営上、議長の、仮議長を立てて議長の不信任案議決、それはルール上できないと認識しておりますので、不成立と思っております。

以上。

暫時休憩といたします。

午前10時46分休憩

午前10時50分再開

○議長（重久 邦仁君） 本会議再開。

○議員（10番 上西 祐子君） 動議。

○議員（4番 楠原 更三君） 聞こえているでしょう。

○議員（8番 内村 立吉君） 議長。

○議長（重久 邦仁君） 追加日程第2の審議をしたいと思えます。

○議員（8番 内村 立吉君） 動議が出ていますよ。

○議員（4番 楠原 更三君） 無視するんですか。

○議員（8番 内村 立吉君） 意見を尊重してください。

○議長（重久 邦仁君） 13時まで昼食を挟んで休憩といたします。

午前10時51分休憩

午前10時55分再開

○議長（重久 邦仁君） それでは、再開いたします。

○議員（10番 上西 祐子君） 動議。

○議長（重久 邦仁君） 議長の指名を今からするとき、動議する前に、氏名を名乗っていただければと思うんですが。上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 懲罰動議。重久議長は、議会の慣例を守らず法律で許されているからの一点張りで、5月7日の議会を流会させ、5月11日の再開された議会においても、慣例を破ることで一石を投じたいと再三発言を繰り返すばかりです。本日、5月12日の議会を混乱させています。このことは、議長が単独で進行を故意に阻害し、議長特権を振りかざして議員を黙らせようとしています。議長選挙を行うべきとの全議員一致した意見を無視しています。

今日、行政からの提案や、同意案の審議もできない状況で、多大の迷惑をかけています。よって、地方自治法第134条及び三股町議会会議規則109条第1項の懲罰に当たると思い、懲罰動議を提出いたします。令和3年5月12日、発議者、上西祐子、発議者、山中則夫。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 暫時、休憩し、全員協議会といたしたいと思います。全員協議会室へお集まりください。

午前10時57分休憩

午前11時30分再開

○議長（重久 邦仁君） 再開いたします。

昼食のため、13時30分開会いたします。休憩。

午前11時30分休憩

午後1時34分再開

○議長（重久 邦仁君） 本会議を再開いたします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） それでは、議会運営委員会の協議の結果をご報告申し上げます。

先ほど、委員会を開き、上西議員ほか1名より提出されました懲罰動議につきましては、地方自治法135条及び会議規則109条第1項の条件を満たしており、成立していることを確認いたしました。また、重久議長は当事者であるため、議題の宣告を行った後、議場から退席することとし、仮議長は、公平公正を期すためにも発議者の二人を除いた年長者である指宿議員とすることを決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（重久 邦仁君） 暫時休憩といたします。

午後1時35分休憩

午後 2 時00分再開

○議長（重久 邦仁君） 再開いたします。

議運を開催いたしますので、暫時休憩。議会運営委員会を開催。

午後 2 時00分休憩

[議会運営委員会]

午後 2 時28分再開

○議長（重久 邦仁君） 本会議を再開いたします。

本日の会議をこれまでとし、延長いたします。

○議会運営委員長（池邊 美紀君） 委員長、動議。動議を無視とみられますよ。

○議長（重久 邦仁君） だから、あなたと語って。

○議会運営委員長（池邊 美紀君） 仮議長を立てることになりますよ。

○議長（重久 邦仁君） どうぞ、やってください。仮議長が成立するものですか。

○議会運営委員長（池邊 美紀君） 成立します。

○議長（重久 邦仁君） 成立させてくださいよ。

○議員（9 番 指宿 秋廣君） もう分かりました。

○議長（重久 邦仁君） 私は、あしたも延長しますよという提案で議会で行いたいということで成立になりません。

○議会運営委員長（池邊 美紀君） 議長、仮議長が立ってもいいですか。仮議長が立っても。本
当に仮議長を立てますよ。

○議長（重久 邦仁君） 協議しながら進めていくことが議会でしょう。

○議会運営委員長（池邊 美紀君） いやいや、座ってください。

○議員（9 番 指宿 秋廣君） 協議にならんでもう。

○議長（重久 邦仁君） 時間かける……延長して……それも含めて再度……。

○議員（9 番 指宿 秋廣君） 審議拒否やな。

○議員（5 番 福田 新一君） それはもう審議拒否ですね。

○議会運営委員長（池邊 美紀君） いや、審議拒否になりますよ。

○議長（重久 邦仁君） 私は延長を、本会議を再開し延長をしますという発言をしました。そして、暫時休憩ということで、そこまでです。それで、議運長にあしたの延長の執行部との時間。

○議会運営委員長（池邊 美紀君） ちょっと確認ですけど、今これ休憩になっていますか。休憩

になっています。局長、局長の判断でお願いします。

○事務局長（西山 雄治君） 今、休憩。

○議会運営委員長（池邊 美紀君） はい。

午後2時30分休憩

午後2時59分再開

○議長（重久 邦仁君） 議事、再開。

本日までの臨時会、明日13日、10時開催といたします。散会いたします。

再三言いますが、この議場の使用許可、その他は私のほうに出ないと、皆さんがいろいろと審議されるにも、それは私の許可を得ていないということで処置します。いいですか。私、確認しておきます。あした、この審議を再開するという約束をしていますので。

○議会運営委員長（池邊 美紀君） 議長、確認ですけれども、もし仮に仮議長を立てて、この今のこちら側の11名が進めれば、同じようなことが、議長がいなくてもできるんですよ。そういうふうなことはしたくないので、独断で次々先に進めてもらおうと非常に困るんですよ。だから、先ほどから何度も言っているじゃないですか。今日、先ほど言いました議運長報告をまずその議案としてしっかり進めてくださいと。

○議長（重久 邦仁君） 大変申し訳ないけど、議長の権限の中にあることで、それ以外のことでこういう手もあるよという手法は、私も理解しております。その手法を使うにもやっぱり手続というものがあろうと思うんですよ、手続。

○議会運営委員長（池邊 美紀君） では、局長に聞きますけれども、手続的にはどのようなことで仮議長を立てることができますか。

○事務局長（西山 雄治君） 仮議長をですか。仮議長を立てるためには、まずは6名以上の議員の連盟で開議請求を議長に出します。その上で、開議されないと、再開されないということであれば仮議長を決定して、皆さんで決定して立てて、その後、議会運営というふうになります。

以上です。

○議会運営委員長（池邊 美紀君） そういうことなんですよ。

○議長（重久 邦仁君） そういうことでしょうか。ただし、私はこれで議場閉鎖を申し渡します。使うのにも、議員であればここを使えるのではありません。そのことはご存じだと思うんですよ。（発言する者あり）いや、もう再三議場のことの申し渡し事項、それから、議員の皆さん方とにかく審議案件であるものに進めてはもらえないですか。再度私も再開して構わんですが、その案件は受け取りますので、しかし、日程の調整でそっちのほうを優先していただけませんか。

○議員（9番 指宿 秋廣君） それは、懲罰が出ている人なんですよ。

○議長（重久 邦仁君） いや、町民は。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 町民のことでなくて、重久議員さんに懲罰が出てきているんですよ。懲罰動議なんですよ。

○議員（10番 上西 祐子君） 個人に出しているわけやから。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ですよ。議長じゃないんですよ。

○議長（重久 邦仁君） だから。

○議員（9番 指宿 秋廣君） だから……。

○議長（重久 邦仁君） そういうのを、一回閉鎖したにもかかわらず、全然このあれが議会運営委員会で今話しているのか、全協で話しているのか、訳の分からない対応をしているということは、私はここで明日の延長会議を宣告し、10時という宣告までしております。それ以上に何か、また議論を進めるには、議会運営委員長とよく語って、あしたしっかりとミスのない口述書を作り、進めたいというのが私の皆さんに対する案です。案であり、あしたできることですがね。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 理屈が通らないことで、延会をしてなっているわけですよ。7日から始まって、昨日があつて、今日があるわけですよ。要するに、4年前であれば最初の議会のときに2時間かそのぐらいで済んでいる議案ですよ。ですよ。4年前ということよ、ちょうど。

○議長（重久 邦仁君） だから、それを含めて議会運営委員会、全員協議会で語る場があるじゃないですか。提供しているじゃないですか。それを皆さんが、まだ札を立てながらも、再三注意をしておきますが、議場の秩序とそれから皆さんが言っている中に、標準会議規則の調査の第20条に事件及び動議の撤回許可権というのがあります。撤回許可権。標準外会期町村20条、動議を出されたが、そのことに対して今度は反問権みたいなものですね。それを撤回する要求権というのがあります。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 開かれた後ですからね。

○議長（重久 邦仁君） 開かれた後ですよ。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 懲罰委員会が開かれた後の話ですよ。

○議長（重久 邦仁君） だから、そういうのも含めて一回、全員協議会をすればいいじゃないですか。もう閉会して。これ、一般にやろうとすれば、おたくたちがやろうとすれば私もいろいろと議長権限の中に許される範囲で、しかし常識の範囲を超えない範囲で、私も優しくやりたいんですよ。

そして、一つでも審議を提案されているものが町民のために、先議のために出されている案件を先に進めてはいかがでしょうか、進めていただきたい。そちらの要求ものみです。

○議会運営委員長（池邊 美紀君） 議会運営委員会の決定事項というのを確認をして、その部

分の議決をとってください。まず。

○議長（重久 邦仁君） こちらの調整機関として、全員協議会の中でそれを諮りたいと思うんですよ。

○議会運営委員長（池邊 美紀君） いやいやいや、それもうそういう段階ではないですよ。

○議長（重久 邦仁君） 段階ではないって、あなたの判断と議場を仕切る司会者としての、議長としての権限の中には、議場閉鎖もちゃんと含まれている。そういうことはご存じですよ。

○議会運営委員長（池邊 美紀君） それはもちろん分かっていますよ。

○議長（重久 邦仁君） でも、皆さん議場閉鎖まで僕は言わないかんことになったということ自体ですよ、職員の皆さん、一回退席をお願いします。

○議会運営委員長（池邊 美紀君） いや、退席しないですよ。

○議長（重久 邦仁君） なぜ、あなたにその権限があるんですか。

○議会運営委員長（池邊 美紀君） いやいや、しっかりと。

○議長（重久 邦仁君） だから、議会運営委員長、しっかりとあなたがこっちのほうの進行役ですよ。私たちが。それにミスがないようにしたいということですよ。福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 福田です。今、重久議長は、議場での秩序のどうのこうのといいますが、これを一番守らないかんのは本人ですよ。そして、今あんまりヒートアップしないで、それこそ今言われました常識の範囲以内で、まだ3時ですよ。あと1時間もかからんでぼんぼん進める内容ですよ。そういうのをそういうのを何であしたに延ばすんですか。正々堂々といこうと一生懸命しているじゃないですか。こっちは。何回も何回も議運長を引っ張っていき、引っ張っていき、今度は局長を引っ張っていき、ぼーとしたばかりですよ、ここは。もっと堂々とやりましょうよ、ここは。

○議長（重久 邦仁君） じゃあ、分かります。再開していいですよ。先ほど言ったところの問題点をクリアしながらいきましょうや。こういうふうに進めていきます。ここに口述書もこちらのちゃんと準備します。それに対して事務局長に質問があればそれだけの用意を、資料をさせてやるということで、30分時間をください。暫時休憩。それは。じゃあ、本会議を再開するので。

○議会運営委員長（池邊 美紀君） 10分、15分でできますね。

○議長（重久 邦仁君） 30分。

○議会運営委員長（池邊 美紀君） 10分、15分でできますですよ。

○議長（重久 邦仁君） なんでそうやってこちらのほうの、早く済めばそれなりに早く再開しますよ。なんでそうやって15分だとかそういう、まあいいわ。私は一応30分ということで、これを再開するかそうかを議運長と。そちらが、ここはこっちでなくてそちらで我々が主導権だと、私は勘違いするぐらいある。

○議会運営委員長（池邊 美紀君） 局長にお尋ねしますが、口述書、仮議長のところまで次の議案審議のところまでは、何分ほしいですか。

○議長（重久 邦仁君） そんなことを、議運長、だから恥をかかせる事をしないでくださいよ。そうやって打ち合わせしてくださいよ。

○議会運営委員長（池邊 美紀君） それは、すぐ分かるはずですよ。

○議長（重久 邦仁君） それでは、能力がないという話になるじゃないですか。

○議会運営委員長（池邊 美紀君） 局長、回答をお願いします。

○議長（重久 邦仁君） だけど、議運委員長、だから議運長という立場じゃないですか。今度みんなの前でずっと待たすことはできっこないというのは、そういうのは全協でしましようかという提案もしているのに。

○議会運営委員長（池邊 美紀君） いや、大体想定はされて作られているので、そんなに時間はかからないというふうに思いますけれども、局長どれぐらいですかね、大体の時間で結構です。

○議長（重久 邦仁君） いいのかな、こんな運営の仕方、30分ほどかけて、議会を再度開いても時間があるからというから、30分立派な口述書で私はそれを読み上げていだけですよ。私の感情でこのところの手順を変えることはできないんですよ。30分。

暫時休憩し、それで30分後に議会再開ということの宣告でいいですか。1回閉鎖したけど、そちらの提案をのみます。

○議会運営委員長（池邊 美紀君） 休憩で。

午後3時10分休憩

午後3時39分再開

○議長（重久 邦仁君） 議会を再開いたします。

お諮りします。議会運営委員長の報告のとおり、このたび提出されました懲罰動議は成立し、議長である私は当事者であるため、議題の宣告を行った後に退席することとし、仮議長は公平公正を期すために発議者の二人を除いた年長者の指宿議員とすることで措置すること等にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ご異議なしと認めます。よって、このたび提出されました懲罰動議は成立し、議長である私は当事者であるため、議題の宣告を行った後に退席することとし、仮議長は公平公正を期すため発議者の二人を除いた年長者の指宿議員とすることで措置することに決しました。

○議長（重久 邦仁君） 以上で、本日の会議を散会いたし、明日13日午前10時、議会を再開することといたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後3時41分散会

令和3年 第3回(臨時) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

令和3年5月13日(木曜日)

議事日程(第4号)

令和3年5月13日 午前10時04分開議

追加日程第1 懲罰動議について

追加日程第2 懲罰動議について

本日の会議に付した事件

追加日程第1 懲罰動議について

追加日程第2 懲罰動議について

出席議員(12名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君

企画商工課長補佐	渡邊 大介君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君
高齢者支援課長	下沖 祐二君	農業振興課長	上原 雅彦君
都市整備課長	前田 勉君	環境水道課長	西畑 博文君
教育課長	福永 朋宏君	会計課長	島田 美和君

午前10時04分開議

○議長（重久 邦仁君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

本日、議会運営委員会が開催されましたので、ここで議会運営委員長の報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） それでは、議会運営委員会の協議の結果をご報告申し上げます。

本日、委員会を開き、本臨時会に関わる諸事項について協議を行いました。

その結果、本臨時会に提案されている諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」は、町長から国に推薦する期日が過ぎていることから、議員全員による署名で処置することを確認いたしました。

また、本日の議事日程に入る前に、昨日提出された懲罰動議についてご審議を行うことを再確認いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（重久 邦仁君） ここで一言議長から、皆さんに再度議長の権限と動議に関わる件について、本会議でお話をさせていただきます。

動議として提出できないもの、議案の提出、疑義の申立て要求など、ほかの提案手続や審議手続が自治法及び会議規則等により求められているもの、2、議題に対する表決でその意思を実現できるもの、議長の辞職に反対する動議、議長辞職を再考を求める動議、議案の撤回を求める動議、3番目、議事進行に関する発言は動議として扱わない、さらに権限に基づく議長の権限の性格と留意事項について、権限に基づく議長の決定事項に対し、異議と……、もとい、議長の権限について法104条、議長は議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する秩序保持権、法第129条、議場の秩序を乱す議員に対する制止、発言の取消し、発言の禁止、議場外退去、閉議及び中止、以上を初めて本会議で発言しますが、本会議前に再三皆さ

ん方にこの件をお願いした件をここで重ねて発言しておきます。

続きまして、上西議員ほか1人から地方自治法第135条第2項及び会議規則109条第1項の規定によって、懲罰動議が提出されました。

この懲罰動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることについて裁決します。本動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（重久 邦仁君） 全会一致であります。したがって、懲罰動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることは可決されました。

本件は、議長である私に対する懲罰動議であり、私の一身上の案件でありますので、議長席を、公平公正を期すため、提出者の2人を除いた年長者の指宿議員と交代いたします。よろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩します。

午前10時10分休憩

午前10時12分再開

○仮議長（指宿 秋廣君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

仮議長となります指宿です。よろしくお願いいたします。

それでは、本件について重久議員の一身上に関する事件ですので、地方自治法第117条の規定によって重久議員が今除斥をいたしました。

追加日程第1. 懲罰動議について

○仮議長（指宿 秋廣君） 追加日程第1、懲罰動議を議題とします。

提案者の説明を求めます。上西議員。

[10番 上西 祐子君 登壇]

○議員（10番 上西 祐子君） 懲罰動議。重久議員は、議会の慣例を守らず、法律で許されているからの一点張りで、5月7日の議会を流会させ、5月11日の再開された議会においても、慣例を破ることで一石を投じたいと再三発言を繰り返すばかりです。昨日の5月12日の議会も、議会を混乱させていました。

このことは、議長が単独で進行を故意に阻害し、議長特権を振りかざして議員を黙らせようとしています。議長選挙を行うべきとの全議員一致した意見を無視しています。町行政からの提案や、同意案の審議もできない状況で、多大の迷惑をかけています。

よって、地方自治法第134条及び三股町議会会議規則109条第1項の懲罰に当たると思い、

懲罰動議を提出いたします。

令和3年5月12日、発議者、上西祐子、山中則夫。

以上です。

○仮議長（指宿 秋廣君） 以上ですね。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前10時20分再開

○仮議長（指宿 秋廣君） 再開します。

改めて皆様にお諮りをいたします。本人からの一身上の弁明については、20分以内とする
ことをご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○仮議長（指宿 秋廣君） 異議なしと決しました。

それでは、暫時休憩します。

午前10時20分休憩

午前10時21分再開

○仮議長（指宿 秋廣君） 再開します。

もう一件ありました。本当はここからですね。重久議員から本件について一身上の弁明をした
いと申出があります。

お諮りします。この申出を許すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○仮議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、重久議員に一身上の弁明を許すこ
とに決定をいたしました。20分以内ですね。

休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時25分再開

○仮議長（指宿 秋廣君） 開会いたします。

重久議員に一身上の弁明を許しますが、議会の総意として、ここに書いてありますが、20分
という形で弁明をしていただきたいと思います。それと、できれば今までいっぱい反論もありま
したので、違う観点からしていただければよけいありがたいとは思いますが、20分の中で願

いをいたします。

それでは、弁明をよろしく申し上げます。重久議員。

○議員（11番 重久 邦仁君） まず、私から弁明ということで、昨日から今朝にかけていろいろと考えました。

まず、私に最初に動議として課せられましたのは、重久議員の議会申し合せの遵守についてでありました。発議者は、指宿秋廣議員であります。これについて、20分ということで、中身から入ろうかと思いましたが、割愛させて、2回目に私に出されたものが、重久邦仁議長に対する不信任の動議、提出者、三股町議会議員楠原更三議員が2回目に出されて、3回目出されたのが、指宿議員からの議長不信任動議の採決の前の同意していただけないでしょうかということの文面であり、議会正常化調査特別委員会なるものを設置していただきたいという趣旨でありました。

いずれも私が退席し、会議を会議長を立ててやろうとすることで相成っておりますが、そこで第1点、私から弁明ということの中で、地方自治法の中に、117条でございます。普通公共団体の議会の議長及び議員は、自己もしくは父母、祖父母、配偶者、子、孫もしくは兄弟、姉妹の一身に関する事件または自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、この直接の利害関係にある事件については、その議事に参与することができません。確認しておきます、直接の利害関係のある事件です。これについては退席のあれがあるでしょう。ただし、議会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができるということまでうたわれております。

そこで、私は議長を、要点としては、私はなぜここまで動議の流れで、現在、懲罰ということの中で弁明という機会を与えられております。

そこで、私は、一言自分の議長を辞任しない理由について申し上げます。議長の任期は4年あります。任期の継続は、二元代表制における議会サイドの責務であり、有権者から任を受けた務めであります。したがって、その職、任務を辞する場合の進退は、その者が健康上、病気に対し、その職を全うできないなどであります。辞するときです。議会、行政の停滞を避けるために、その進退は慎重に判断すべきであり、有権者、町民への責務でないかと思っております。

数年前の議長、2年で辞退するとの暗黙の申し合せ事項とは、そのときの議会構成員間の見解を慣例化し、現状に至っていると考えております。

今は、変化に富む世の中、臨機応変な政治行政の運営を求められております。過去からの慣例に従うことは、政治の責務を逸脱することではないだろうか。有権者への責務は、議会運営規程を準拠することが肝要であります。議長の進退は、特段不都合な事象がない限り、事象は必要ないと考えており、私の弁明とすることであり、申し上げ、これにて終了します。

以上、ありがとうございました。

○仮議長（指宿 秋廣君） 弁明が終わった……。重久議員の退場を求めます。

〔11番 重久 邦仁君 退場〕

○仮議長（指宿 秋廣君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○仮議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

懲罰動議については、その提出とともに、委員会条例6条の規定により、懲罰特別委員会が設置されております。また、会議規則第110条の規定により、委員会付託を省略して議決することができないこととなっております。よって、本動議を懲罰委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○仮議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、本動議については、懲罰特別委員会に付託して審査することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時38分再開

○仮議長（指宿 秋廣君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

懲罰特別委員会の定数は、委員会条例第6条第2項の規定により、6人となっております。

お諮りします。懲罰特別委員には、福田議員、楠原議員、内村議員、堀内義郎議員、堀内和義議員、田中議員の6人を指名したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○仮議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、懲罰特別委員には、福田議員、楠原議員、内村議員、堀内義郎議員、堀内和義議員、田中議員の6人を選任することに決しました。

この後休憩に入りますので、直ちに懲罰特別委員会を開催し、委員長、副委員長を選任された後、報告をいただきますようお願いします。

それでは、暫時休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時41分再開

○仮議長（指宿 秋廣君） それでは、会議を再開します。

懲罰特別委員会の委員長に福田議員、副委員長に楠原議員とただいま報告がありました。

この後休憩に入りますので、直ちに懲罰委員会を開催し、審査を行っていただきますようお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

午前10時42分休憩

〔懲罰特別委員会〕

午後2時36分再開

○仮議長（指宿 秋廣君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

引き続き、追加日程第1、懲罰動議を議題とします。

本件について、懲罰特別委員長の報告を求めます。福田委員長。

〔懲罰特別委員長 福田 新一君 登壇〕

○懲罰特別委員長（福田 新一君） それでは、懲罰特別委員会の協議の結果を報告申し上げます。

本日、委員会を開き、このたびの懲罰動議について慎重に審査をいたしました。その結果、地方自治法135条の規定により、重久議員に対し、今、お手元にお配りしております委員会で作成した陳謝文により、公開の議場における陳謝を課すことと決定いたしました。

以上、報告といたします。

○仮議長（指宿 秋廣君） これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○仮議長（指宿 秋廣君） ないですかね。次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○仮議長（指宿 秋廣君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○仮議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、討論を終結します。

これより採決を行います。本件に対する懲罰特別委員長の報告は、懲罰特別委員長起草による陳謝文により重久議員に陳謝の懲罰を課すことで、本件は懲罰特別委員長の報告のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○仮議長（指宿 秋廣君） 全会一致であります。よって、重久議員に陳謝の懲罰を課すことは可決されました。

重久議員の入場を求めます。

〔11番 重久 邦仁君 入場〕

○仮議長（指宿 秋廣君） 休憩しましょうか。

午後2時39分休憩

午後2時41分再開

○仮議長（指宿 秋廣君） 本会議を再開します。

ただいまの議決に基づいて、これから重久議員に懲罰の宣告を行います。

重久議員に陳謝の懲罰を課します。

これから重久議員に陳謝をさせます。壇上において、重久議員に陳謝文の朗読を命じます。重久議員。

○議員（11番 重久 邦仁君） 「議長職を辞したいと思います」と書いてあることは強制ですか。命令と今おっしゃいましたが、そういうことが、この委員会で私に辞職ということ強制できるということで理解していいですか。私は拒否したい。こんな命令とあなたはおっしゃいましたわね。

○仮議長（指宿 秋廣君） 命じます。

○議員（11番 重久 邦仁君） ということは、この文章を読めということで、読んだ場合は、本日直ちに議長の職を辞したいと、これが議会でできるということで、法文解釈はOKですか。

○仮議長（指宿 秋廣君） 議決を通っています。

○議員（11番 重久 邦仁君） これを拒否した場合の話というのも打合せしてくださいませんか。この1点しか私には、公平なものはあるはずですよ、法律にも、異議申立てが。これを読ませるということは、命令ということの議長の権限のどこにあるんですか、仮議長の、地方自治法に。回答を下さい。

そして、この文章を確認というか、議運長は特に失礼ですけど、こういう文章になりますよと、さっきもこんなことを僕が読むということは100%、驚くよ。

○仮議長（指宿 秋廣君） よろしいですか。

○議員（11番 重久 邦仁君） 異議あり。

○仮議長（指宿 秋廣君） よろしいですか、拒否ということでよろしいですか。どうぞ。

○議員（11番 重久 邦仁君） それも含めて回答書に「拒否と言う」とか、そういう私に権限はないんじゃないんですか。これ、あんた命令って言っているんだから、でしょう。

○仮議長（指宿 秋廣君） 命じます、です。

○議員（11番 重久 邦仁君） だから、地方自治法103条第5項、ここに書いてあるのって、ということですよ。その103条の2条というのは、ここに、私は一石を投じるというので、

任期4年を主張しましたですもんね。私、今2年と何日でしょうか、この在籍は。そこで、「この責任を感じ、本日直ちに議長の職を辞したいと思います」って、これ、人間に言うんですか、ロボットに言うんですか。こんな命令書が存在するとは、地方自治法の中に、人間扱いしてないじゃないですか。

○仮議長（指宿 秋廣君） それを拒否されるということで捉えてよろしいですか。

○議員（11番 重久 邦仁君） それも含めて、少し協議の時間を設けもしないということですか。協議を申し出ます。

○仮議長（指宿 秋廣君） これは、皆さんの、全議員の全会一致によって採決された案分であります。したがって、私がここで議長の職権としてしゃべっているわけではありません。議員全員の多数じゃないですよ、全会一致をもってその案が成立しているものであります。

したがって、これに拒否をされるのか、されないのかということであります。

○議員（11番 重久 邦仁君） 異議あり。どこにそれがこの文に書いてあるんですか。この下に、ただし、異議、拒否、選択肢も書いてあれば読めるけど、100%これを陳謝。これ、コピーをして皆さんに、見ましたとき、100%議長の職を辞したいと思いますって、ここに人間性はどこにあるんですか。そして、平等、公平の原則に非常に違反している。それから、裁判になったとき弁護ががあります。被告人の言い分、十分に保障されております。これ、命令というあなたが、何の権利か、私、第何条に、これが地方自治法の何条に規定してあるから、これを命令するということを、今この場でお話してください。納得がしたら、私、従いますけどね、どうぞ。

○仮議長（指宿 秋廣君） どうぞという言葉自体は少しおかしいんですが。

○議員（11番 重久 邦仁君） いや、何に基づいているかって聞いただけですがね。

○仮議長（指宿 秋廣君） これを拒否するかどうかだけですから、拒否するというのであれば、拒否ということで捉まえていいですね。

○議員（11番 重久 邦仁君） 捉まえてじゃなくて、ここに選択肢が一つも、一言もない。ただし、拒否もできるとかここに書いてあれば、そこを選択しますよ。これは、選択肢がないじゃないですか。

○仮議長（指宿 秋廣君） 陳謝の文章として、これを陳謝の条件としておるということですか。

○議員（11番 重久 邦仁君） 陳謝の条件。

○仮議長（指宿 秋廣君） ですよ、それごと可決案ですから。それでは……。

○議員（11番 重久 邦仁君） 異議あり。

○仮議長（指宿 秋廣君） 分かりました。

○議員（11番 重久 邦仁君） 異議ありだし、協議を申し込む、そのチャンスも与えないというのは、議会の平等と、人間の尊厳を主張する日本共産党の上西さんが動議を出している以上、

認めてきた、どう思うか。

○仮議長（指宿 秋廣君） どう思うかという言葉ではなくて、重久議員は動議を断ったので、もしあれであれば退場を命じますよ。

○議員（11番 重久 邦仁君） どうぞ。（発言する者あり）いや、この諮り方にもう少し猶予を持って、私にも協議の場を下さいよ。私、被告人ですか。今の、裁判所の命令みたいなんです。主文っていうのが最初ですけどね。これは、あんまりやり過ぎじゃない。協議の場も設けられないですか。

○仮議長（指宿 秋廣君） 議決を取った後なので。

○議員（11番 重久 邦仁君） いいですよ。その間に、休憩、私との、こういう結果になるけれど、受けるかというぐらいの議員同士の時間というのを設定できなかったという解釈でいいですね。

○仮議長（指宿 秋廣君） とりあえず、これは……。

○議員（11番 重久 邦仁君） そういう選択肢しか与えられないっておかしくないですか、人に対して。私も町民から選ばれて、4年の任期を与えられています。

○仮議長（指宿 秋廣君） 重久議員……。

○議員（11番 重久 邦仁君） こんな不平等な扱いを受ける……。

○仮議長（指宿 秋廣君） 重久議員、これから手を挙げて、しゃべりたいときはしゃべっていいんですが、時間が、同じことの繰り返しであれば止めます。要するに、議決の案件は、陳謝はこの陳謝文を読むというので、議決をされています。したがって、これを読まないということであれば読まないって言ってほしいです。

○議員（11番 重久 邦仁君） 議長、読まないということ。そして、この下に、読まないということも書いていただけませんか、選択を今後。こんなの、完全に読まないかんのを、こんな文書は裁判所でもないんじゃないですか。執行猶予とかあるじゃないの、現実。あんたの選択肢は、これ、命令だって最初から言っているから。

○仮議長（指宿 秋廣君） 以上で止めます。重久議員は、今まで私の発言も止められたので、止めます。

したがって、拒否することであれば、あまりそこで言われれば退場を命じることになります。

（発言する者あり）それは議長に許されていますので、その条件を言ってもらえると、私に対する脅迫と捉えますので、よろしく願います。（発言する者あり）私に対する脅迫と捉えますので、よろしく願います。上西議員、どうぞ。

○議員（10番 上西 祐子君） 今の重久議員に対しての懲戒動議をいたします。よろしいでしょうか。

○仮議長（指宿 秋廣君） 懲罰動議ですね。

○議員（10番 上西 祐子君） はい。私は、5月12日の懲戒動議で……。 （発言する者あり）

○仮議長（指宿 秋廣君） よかです、いいです。

○議員（10番 上西 祐子君） 重久議長は議会の慣例を守らず、法律で許されているからの一点張りで、5月7日の議会を流会させ、5月11日の再開された議会においても、慣例を破ることで一石を投じたいと再三発言を繰り返すばかりです。昨日5月12日の議会も、議会を混乱させています。

このことは、議長が単独で進行を故意に阻害し、議長特権を振りかざして議員を黙らせようとするばかりであります。重久議員以外の全議員一致した意見を無視しています。

よって、地方自治法134条及び三股町議会会議規則109条の懲罰に当たると思い、懲罰動議を提出いたしますと、さきの懲罰動議で発言し、懲罰委員会での結論が出ておりますが、本人が陳謝することを拒んでおります。

12日の懲罰動議提出後の議会の運営についても、いろいろな理由をこじつけて、審議する姿勢を見せて、実際は審議することをできるだけ引き延ばすことに全精力を注いでいるとしか見えません。実際に、12日の会議は、休憩、休憩の繰り返しで、午前10時の開会から午後3時半頃までに実質18分しか本会議が開かれておりません。

また、議長という立場で、議員の皆さんの発言は拒否をして、議長の指名の下に発言してくださいと制御していて、自分は議長席から「マスコミの皆さんに申し上げます」と、自分勝手な発言をして、議会を自分で混乱させています。

町民の皆様は、このような三股町議会は見たくないし、信頼を大きく損ねていると思います。このようなことは、議会の健全な運営や発展的議員の発言の場を著しく阻害しています。

よって、前回よりも重い懲戒を求めます。

令和3年5月13日、発議者、上西祐子、山中則夫。

以上です。

○仮議長（指宿 秋廣君） 暫時休憩します。

午後2時53分休憩

午後3時02分再開

○仮議長（指宿 秋廣君） 再開します。

上西祐子議員から発言の申出がありましたので、許します。

○議員（10番 上西 祐子君） 先ほどの動議の前に、「懲戒動議」と言いましたが、懲戒とい

うことはないみたいでありますので、懲罰動議でいいですね。訂正いたします。

○仮議長（指宿 秋廣君） 懲罰動議ということで訂正がありましたので、これを受け付けたいと思います。

先ほど、上西議員ほか1名から、地方自治法第134条及び会議規則109条第1項の規定によって、懲罰動議が提出されました。

この懲罰動議を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題にすることについて採決します。本動議を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○仮議長（指宿 秋廣君） 全会一致であります。したがって、懲罰動議を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題にすることが可決されました。

本件について、重久議員は今離席されておりますので、そのまま進めたいと思います。

追加日程第2. 懲罰動議について

○仮議長（指宿 秋廣君） 追加日程第2、懲罰動議を議題として、提案者の説明を求めます。

重久議員は、動議が出ておりますので、除斥をしてください。

提案者の説明を求めます。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午後3時03分休憩

午後3時11分再開

○仮議長（指宿 秋廣君） 再開します。

提案者の説明ですが、お手元に提案理由が配付してあります。先ほど、提案については朗読がありましたので、省略してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○仮議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で提案理由の説明を終わります。休憩します。

午後3時12分休憩

午後3時16分再開

○仮議長（指宿 秋廣君） 再開します。重久議員に弁明を許すことに決定をしましたが、本人から弁明をしないとの申出がありましたので、次に進めたいと思います。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○仮議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

懲罰動議については、その提出とともに、委員会条例第6条の規定によって懲罰委員会が設置されています。現在、されています。よって、本動議を現在設置されている懲罰委員会に付託したいと思いますが、これに……、（「特別委員」と呼ぶ者あり）失礼しました。本動議を懲罰特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○仮議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、本動議については、懲罰特別委員会に付託して審査することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午後3時18分休憩

〔懲罰特別委員会〕

午後4時09分再開

○仮議長（指宿 秋廣君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

議長より発言を求められておりますので、これを許します。池邊議長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） 先ほど開催しました議会運営委員会の報告をいたします。

明日、5月14日まで議会を延長するということが決定いたしました。また、本日も5時以降の延会ということを決しておりますので、ご報告申し上げます。（発言する者あり）

○仮議長（指宿 秋廣君） ただいま、池邊議会運営委員長より、議会を明日5月14日まで延長し、本日の会議を5時以降も審議したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○仮議長（指宿 秋廣君） それでは、5月14日まで延長し、5時以降も審査することに決しました。

以上で、休憩します。

午後4時11分休憩

午後4時41分再開

○仮議長（指宿 秋廣君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

引き続き、追加日程第2、懲罰動議を議題とします。

本件について、懲罰特別委員長の報告を求めます。福田委員長。

〔懲罰特別委員長 福田 新一君 登壇〕

○懲罰特別委員長（福田 新一君） それでは、懲罰特別委員会の協議の結果をご報告申し上げます。

本日委員会を開き、このたびの懲罰動議について慎重に審査をいたしました。

本懲罰動議の提案理由にありましたとおり、重久議員は、議長として果たすべく役割を怠ったという消極的なものではなく、積極的かつ計画的に中立・公正な立場を捨て去り、自らの独善的な意見を押し通したものでした。

また、これに反対する議員の発言を封殺・黙殺し、積極的に議員の職責を妨害する行為に及び、言論の府である議会において言論弾圧が行われるという異常事態が発生し、これにより議会の民主的運営が阻害され、審査が滞っているのが現状です。

さらに、懲罰特別委員会で諮る懲罰の内容についても、再三にわたって告げたにもかかわらず、その思いを理解していただけませんでした。

なお、本懲罰委員会の中で、現在、会議開催中である旨を伝えた上で、電話で「議長職の辞職願を書く気はありませんか」と問いました。全議員が聞いている電話の中で、「ありません」。再度確認しましたが、「辞職願を書く気はありません」と回答でした。

結果を申し上げます。地方自治法135条の規定により、重久議員に対し除名を課すことを決定いたしました。

以上、報告といたします。

○仮議長（指宿 秋廣君） 福田委員長、全議員と言われたけど、全委員じゃないですか。本人に電話をしたところのくだりですけど、全議員と言われましたけど、そこを教えてください。

○懲罰特別委員長（福田 新一君） 訂正するところがありました。電話のところですよ。

なお、本特別委員会の中で、現在、会議開催中である旨を伝えた上で、電話で「議長職の辞職願を書く気はありませんか」と問うて、「ありません」と回答を2回頂いております。

以上です。

○仮議長（指宿 秋廣君） 議員って言うたところを委員って訂正してもらえただけでよかったですけど。

○懲罰特別委員長（福田 新一君） 委員って言っていますよ。

○仮議長（指宿 秋廣君） 全議員が聞いているところであって言うくだりがあったんですけど。

○懲罰特別委員長（福田 新一君） 全議員ではなくて、全委員です。

○仮議長（指宿 秋廣君） これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○仮議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○仮議長（指宿 秋廣君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○仮議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これより討論を終結します。

これより採決を行います。本件に対する懲罰特別委員会の報告は、重久議員の除名の表決の懲罰を課すことです。議員の除名の表決については、地方自治法第135条第3項の規定によって、議員の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の者の同意を必要とします。

ただいまの出席議員は11名であり、議員の3分の2以上です。また、出席議員の4分の3は9人です。本件は、懲罰特別委員長長の報告のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○仮議長（指宿 秋廣君） 全会一致であります。よって、重久議員に除名の懲罰を課すことは可決されました。

ただいまの議決に基づいて、重久議員に懲罰の宣告を行います。重久議員に除名の懲罰を課します。

暫時休憩いたします。

午後4時47分休憩

午後4時48分再開

○仮議長（指宿 秋廣君） 再開します。

○仮議長（指宿 秋廣君） 本日の会議は、これをもって散会をしたいと思います。

明日10時から本会議を開催いたします。

以上で終わります。

午後4時49分散会

議事日程(第5号)

令和3年5月14日 午前10時00分開議

追加日程第1 議長選挙

追加日程第2 副議長選挙

日程第1 議案第40号について(監査委員選任)

日程第2 議案第41号から議案第44号までの4議案並びに諮問1件、報告1件一括議題

日程第3 質疑(議案第41号から第44号までの4議案)

日程第4 討論・採決(議案第41号から第44号までの4議案)

日程第5 常任委員会委員の選任

日程第6 議会運営委員会委員の選任

追加日程第3 各種委員の推薦について

日程第7 議会運営委員会の閉会中の審査事項について

日程第8 広報編集常任委員会の閉会中の審査事項について

日程第9 総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について

本日の会議に付した事件

追加日程第1 議長選挙

追加日程第2 副議長選挙

日程第1 議案第40号について(監査委員選任)

日程第2 議案第41号から議案第44号までの4議案並びに諮問1件、報告1件一括議題

日程第3 質疑(議案第41号から第44号までの4議案)

日程第4 討論・採決(議案第41号から第44号までの4議案)

日程第5 常任委員会委員の選任

日程第6 議会運営委員会委員の選任

追加日程第3 各種委員の推薦について

日程第7 議会運営委員会の閉会中の審査事項について

日程第8 広報編集常任委員会の閉会中の審査事項について

日程第9 総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について

出席議員（11名）

1 番 田中 光子君	2 番 堀内 和義君
3 番 新坂 哲雄君	4 番 楠原 更三君
5 番 福田 新一君	6 番 池邊 美紀君
7 番 堀内 義郎君	8 番 内村 立吉君
9 番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
12番 山中 則夫君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長補佐	渡邊 大介君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君
高齢者支援課長	下沖 祐二君	農業振興課長	上原 雅彦君
都市整備課長	前田 勉君	環境水道課長	西畑 博文君
教育課長	福永 朋宏君	会計課長	島田 美和君

午前10時00分開議

○仮議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長の報告をお願いします。
池邊委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） 先ほど開催されました議会運営委員会についてご報告申し上げます。

お手元に配付してあるとおり、日程第1に議案第40号の監査委員の選任、日程第2に議案41号から議案44号までの4議案並びに諮問1件、報告1件を一括上程。日程第3以降はご確認をいただきたいというふうに思います。

また、本日、議長選挙、副議長選挙、監査委員選任については、この後、全協で協議のうえ進めていくということを決めましたので、ご報告いたします。

○仮議長（指宿 秋廣君） お諮りします。議会運営委員長の報告のとおりに決したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○仮議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の報告のとおり実施いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時02分休憩

〔全員協議会〕

午前10時26分再開

追加日程第1. 議長選挙

○仮議長（指宿 秋廣君） 再開します。本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

現在議長が欠けておりますので、議長選挙を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○仮議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって議長選挙を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに選挙を行うことに決しました。

議事日程上の追加日程第1のところに、「議長選挙」とご記入を願います。

追加日程第1、議長選挙を行いたいと思います。

議会における選挙は地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法第46条第1項及び第4項、第47条、第48条、第68条第1項並びに第95条の規定を準用することになっております。

選挙方法については、投票で行うことにいたします。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午前10時29分休憩

午前10時29分再開

○仮議長（指宿 秋廣君） 本会議を再開します。議長選挙につきましては、先ほど全員協議会で決定したとおり、立候補の意志のある方は、前の事務局と質問席の間に並んで立ってほしいと思います。よろしくお願いいたします。

ほかにいらっしゃいませんか。この3名が議長選挙へ名のりを上げられました。はい、ありがとうございます。

議員の皆様にご改めてお願いをします。立候補の実施をしなかったからといって、その人が過半数を取ったと、無効ということではありませんので、ご確認をお願いをします。

それでは、議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○仮議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は11名であります。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○仮議長（指宿 秋廣君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○仮議長（指宿 秋廣君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○仮議長（指宿 秋廣君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙の所定の欄に、被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いします。白票は無効とします。

なお、発表は申し合わせのとおり、最高得票者の氏名とその得票数のみを発表することといたします。

なお、投票の秘密保護を図るため、必ず記載台で記入願います。

それでは、1番、田中議員より、順次投票をお願いします。

〔議員投票〕

○仮議長（指宿 秋廣君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○仮議長（指宿 秋廣君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。投票箱を閉鎖します。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に3番、新坂議員、10番、上西議員の2人を指名します。

なお、開票事務は、事務局職員にお願いをします。よろしくをお願いします。

〔開票〕

○仮議長（指宿 秋廣君） 選挙の結果を発表します。

投票総数は11票であり、先ほどの出席議員数と符合しております。投票は全て有効投票で、最高得票者は福田議員、得票は6票であります。

この選挙の法定得票数は、公職選挙法第95条第1項第4号の規定により3票であります。したがって、福田議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○仮議長（指宿 秋廣君） ただいま議長に当選されました福田議員に、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

福田議員、議長当選受託の挨拶を演壇からお願いをします。

〔議長 福田 新一君 登壇〕

○議員（5番 福田 新一君） 今回、異例の議長選挙となりましたけども、今回の内容において、私たち議員は、町民のためにどうすべきかということ、慎重に審議した結果で今日までのいきさつがありました。

そういった中での議長選挙で、非常に身が引き締まる思いでございますが、ぜひ、個人的な見識で行動に移らず、常により一層の倫理観、道徳観を基に、そして、自らそれを模範できるような行動をして、議会、そして、議員をまとめていきたいと思っております。

そして、中心になるのはやはり町民の目、町民の声だと思っております。私の信条は、現場、現物、現実の3現主義でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。（拍手）

○仮議長（指宿 秋廣君） 議長選挙も終わり、これで議長職を終了することができました。各位のご協力に対しまして、深く感謝を申し上げたいと思っております。長い長い代理任期の議長でした。感謝申し上げます。

それでは、福田議員、議長席にお着きください。

○仮議長（指宿 秋廣君） 暫時休憩します。

午前10時44分休憩

午前10時45分再開

○議長（福田 新一君） 再開いたします。

それでは、議事を進行してまいりたいと思います。

去る4月27日に、楠原議員より、前議長宛てに、副議長の辞職願いが提出されましたので、地方自治法第108条、副議長は議会の閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができるとの規定により、同日付でこれを許可されておりますことを、ご報告させていただきます。

楠原議員は、演壇で退任の挨拶をお願いします。演壇からお願いします。

〔副議長 楠原 更三君 登壇〕

○議員（4番 楠原 更三君） ばたばたでしたけれども、ようやく新しい議長が決まりました。

この2年を振り返ってみますと、いろんなことが本当にありました。最終的には、ローカルルールを無視して、オフィシャルルールのみを押し通すという暴挙を間近で見て、それであってはいけないと思います。

これからは、そういう点を見ながら、議会活動をしなきゃいけないと思っております。

どうもありがとうございました。（拍手）

----- . ----- . -----
追加日程第2. 副議長選挙

○議長（福田 新一君） お諮りいたします。副議長が欠けておりますので、この際、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行うことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） ご異議なしと認めます。よって副議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに副議長選挙を行うことに決しました。

議事日程上の追加日程第2のところに、「副議長選挙」とご記入願います。

追加日程第2、「副議長選挙」を行います。

選挙は、議長選挙と同じ方法で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（福田 新一君） ただいまの出席議員は11名であります。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（福田 新一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（福田 新一君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙の所定の欄に、被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いします。白票は無効とします。

なお、発表は申し合わせのとおり、最高得票者の氏名とその得票数のみを発表することといたします。

なお、投票の秘密保護を図るため、必ず記載台でご記入願います。

それでは、1番、田中議員より、順番に投票をお願いします。

〔議員投票〕

○議長（福田 新一君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。投票箱を閉鎖します。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に4番、楠原議員、9番、指宿議員の2人を指名します。

なお、開票事務は事務局職員にお願いをします。

〔開票〕

○議長（福田 新一君） 選挙の結果を発表します。

投票総数は11票であり、先ほどの出席議員数と符合しております。投票は全て有効投票で、最高得票者は楠原議員、得票数は6票であります。

この選挙の法定得票数は、公職選挙法第95条第1項第4号の規定により3票であります。したがって、楠原議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（福田 新一君） ただいま副議長に当選されました楠原議員に対し、会議規則第32条第2項の規定により、副議長当選の告知をいたします。

楠原議員、副議長当選受託の挨拶を演壇からお願いいたします。

〔副議長 楠原 更三君 登壇〕

○議員（4番 楠原 更三君） 副議長に再任されました楠原です。よろしくお願ひいたします。

1回辞職願いを出しております。そして、選挙を通しての再任ですので、都合4年務めることになるかと思いますが、よろしく願いいたします。(拍手)

○議長(福田 新一君) しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時59分休憩

[全員協議会]

午前11時17分再開

○議長(福田 新一君) 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第1. 議案第40号について(監査委員選任)

○議長(福田 新一君) 日程第1、議案第40号「監査委員の選任について」を議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 木佐貫 辰生君 登壇]

○町長(木佐貫 辰生君) 議案第40号「監査委員の選任について」、提案理由のご説明を申し上げます。

ご承知のように、監査委員は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他、行政運営に関し優れた見識を有する者のうちから1人、議会議員の中から1人をそれぞれ選任することになっております。

このたび、議会選出の監査委員である山中則夫議員から、去る4月27日に、4月30日付をもって監査委員を辞任したい旨の辞任届が提出されましたので、これを受理したところです。したがって、その後任者として、堀内義郎議員を、議会選出の監査委員の最適任者として選任したいので、ここに地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

ご同意くださるよう、よろしくお願いいたします。

○議長(福田 新一君) 総務課長。

○総務課長(白尾 知之君) ただいま町長のほうから、議案第40号につきまして、提案理由を述べさせていただきました。

今、お手元に配付いたしました議案第40号につきまして、下のほうに、提出日令和3年5月7日提出となっております。ここを改めまして、修正させていただきます。ここを令和3年5月の14日に訂正させていただきます。あとで、訂正し、差し替えをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福田 新一君）　ここでお諮りいたします。本案は、先ほど全員協議会で選出した監査委員の同意案件でありますので、質疑討論を省略して採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君）　ご異議なしと認めます。よって、本案については、質疑討論を省略して採決することと決しました。

次の議案は、地方自治法第117条の除斥に該当しますので、堀内義郎議員は退場願います。

〔7番 堀内 義郎君 退場〕

○議長（福田 新一君）　それでは採決を行います。議案第40号は原案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案に同意することに決しました。

堀内義郎議員の除斥を解除します。

〔7番 堀内 義郎君 入場〕

日程第2. 議案第41号から議案第44までの4議案並びに諮問1件、報告1件一括議題

○議長（福田 新一君）　日程第2、議案第41号から第44までの4議案並びに諮問1件、報告1件を一括して議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君）　令和3年第3回三股町議会臨時会に上程いたしました、議案についてその提案理由のご説明を申し上げます。

議案第41号から議案第44号までの4議案については、去る3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定により、それぞれ専決処分に付しましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めようとするものであります。

まず、議案第41号「三股町税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が、第204回通常国会において可決され、令和3年3月31日に公布されたところであり、これに伴い、三股町税条例の一部を改正する条例を3月31日付で専決処分したところであります。

今回の改正は、住民税の非課税範囲について、国外居住親族の取扱いの見直し、特定一般用医

薬品購入に係る医療費控除適用について、5年間の延長、軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し及び臨時的軽減適用期間の9か月延長を行ったものであります。

固定資産税については、令和3年度に限り、負担調整率等により課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く措置を講じたものであります。

次に、議案第42号「三股町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

地方税法等の一部改正に関連して、固定資産の評価に係る不服審査の手続における利便性の向上等を図るため、審査申出書への押印を不要とすること等に関し、所要の改正を行ったものです。

次に、議案第43号「令和2年度三股町一般会計補正予算（第14号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における各種事務事業の実績あるいは決定に基づき、予算の調整を行ったものであります。

歳入歳出予算の総額154億3,905万2,000円から歳入歳出それぞれ4億4,728万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億9,176万5,000円としたものであります。

まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

町税は、実績及び実績見込みにより増減額補正したものであります。

地方譲与税、各種交付金及び地方交付税などは、交付決定による特別交付税1億9,193万3,000円などを増減額補正したものであります。

分担金及び負担金、使用料及び手数料は、実績により、放課後児童クラブ利用料負担金などを増減額補正したものであります。

国庫支出金及び県支出金は、交付決定等により、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金及びHACCP等対応施設整備緊急対策事業補助金などを増減額補正したものであります。

寄附金は、ふるさと納税の寄附金などを増減額補正したものであります。

繰入金は、充当事業の減により、ふるさと未来基金繰入金などを減額補正し、今回の歳入歳出予算で見込まれる収支額の余剰分について、財政調整基金及び公共施設等整備基金繰入金の取崩し額を減額補正して、基金の確保を図ったものであります。

諸収入は、プレミアム付商品券購入代金などを増減額補正したものであります。

町債は、実績により小中学校トイレ改修事業などを減額補正したものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

各款及び各項において、それぞれ各種事務事業の実績に基づき執行残、不用額を減額したものであります。

総務費は、一般管理費の会計年度任用職員報酬3,416万7,000円、企画費のふるさと納税推進事業業務委託料ほか2,478万5,000円などを減額補正し、派遣職員負担金を21万7,000円増額補正したものであります。

民生費は、児童福祉総務費の子ども医療費2,140万5,000円、児童運営費の保育所等整備補助金3,005万8,000円、施設等利用費2,587万5,000円などを減額補正したものであります。

衛生費は、予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業を含む予防接種委託料ほか1,751万4,000円、環境衛生費の浄化槽設置整備事業補助金1,182万8,000円などを減額補正したものであります。

農業費は、畜産費の三股町肥育牛経営安定対策事業補助金406万1,000円などを減額補正したものであります。

商工費は、HACCP等対応施設整備緊急対策事業補助金2,472万9,000円などを減額補正し、県プレミアム付商品券換金業務委託料ほか2,112万3,000円を増額補正したものであります。

土木費は、前目工業地域雨水対策工事ほか718万8,000円などを減額補正したものであります。

教育費は、中学校費の中学校トイレ改修工事ほか1,986万6,000円などを減額補正したものであります。

諸支出金は、寄付金の実績見込によるふるさと未来基金積立金6,600万円などを減額補正し、今回の歳入歳出予算で見込まれる収支額の余剰分について、公共施設等整備基金及び交流拠点施設整備基金などを増額補正し、基金の確保を図ったものであります。

予備費は、収支の調整額5,643万2,000円を増額補正したものであります。

次に、第2表繰越明許費補正については、新型コロナウイルスワクチン接種事業ほか1件を追加し、戸籍情報・附表システム改修事業ほか1件については、金額を変更したものであります。

次に、第3表地方債補正については、実績により限度額を変更したものであります。

次に、議案第44号「令和2年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、年度末における事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。

歳入歳出予算の総額31億477万4,000円から歳入歳出それぞれ2億365万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億112万2,000円としたものであります。

歳入の主なものとしましては、国民健康保険税、諸収入を増額補正し、県支出金、繰入金を減額補正したものであります。

歳出の主なものとしましては、保険給付費、保健事業費を減額補正し、予備費を増額補正したものであります。

次に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」ご説明申し上げます。

人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため設置されておりますが、この選任の手続は、町長が議会の意見を聞いて、その後、法務大臣に候補者を推薦し、同大臣が委嘱することになっております。

現在、人権擁護委員であります黒木正弘氏が、令和3年6月30日をもって任期満了となる所であり、引き続き推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。既に議員の皆様には署名をいただき適任とのご意見をいただいたところであります。

以上、4議案と諮問1件について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告1件を提出いたしております。報告第3号「専決処分の報告（損害賠償額の決定及び和解について）」は、関係法令の規定により、議会に報告するものでございます。

よろしくご理解を頂きますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（福田 新一君） ここで補足説明があれば許します。渡邊企画商工課長補佐。

○企画商工課長補佐（渡邊 大介君） 議案第43号の補足説明をさせていただきます。

令和2年度の三股町一般会計補正予算書（第14号）の49ページをお開きください。

目2商工振興費、節12委託料の増額補正について説明いたします。

今回委託料については、第3弾みまた応援プレミアム付商品券を、当初1万50セット発行する予定だったものの、1万2,000セット、つまり1,950セットを増やすこと、また発売場所を町内の郵便局3か所に変更したことで、交通整理を行う警備員を配置する必要が生じるなどによるものです。

なお、商品券の概要につきましては、お手元に配付してある資料のとおりであります。

以上、補足説明といたします。

○議長（福田 新一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第3. 質疑（議案第41号から第44号までの4議案）

○議長（福田 新一君） 日程第3、質疑を行います。

議案第41号から第44号までの4議案は一括して行います。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、質疑は会議規則により、臨時会では同一議題につき、1人5回以内となっております。ご協力方よろしくお願いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

日程第4. 討論・採決（議案第41号から第44号までの4議案）

○議長（福田 新一君） 日程第4、討論・採決を行います。

議案第41号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町税条例の一部を改正する条例）」を議題として討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第41号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） ご異議なしと認めます。よって議案第41号は原案のとおり承認されました。

議案第42号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）」を議題として討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第42号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって議案第42号は原案のとおり承認されました。

議案第43号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和2年度三股町一般会計補正予

算（第14号））」を議題として討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第43号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） ご異議なしと認めます。よって議案第43号は原案のとおり承認されました。

議案第44号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和2年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））」を議題として討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第44号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） ご異議なしと認めます。よって議案第44号は原案のとおり承認されました。

ここで休憩します。

午前11時40分休憩

午前11時41分再開

○議長（福田 新一君） 再開します。

これより昼食休憩に入りまして、1時半から再開いたします。

暫時休憩。

午前11時41分休憩

午後1時29分再開

○議長（福田 新一君） 再開いたします。

日程第5. 常任委員会委員の選任

○議長（福田 新一君） それでは、これより、一般会計予算・決算常任委員会の正副常任委員長を、委員会条例……（発言する者あり）失礼しました。

日程第5、「常任委員会委員の選任」を行います。

常任委員会には、委員会条例により4つの常任委員会があり、まず、一般会計予算・決算常任委員会委員の選任を行います。

任期2年、定数12名による一般会計予算・決算常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りいたします。議員全員を、一般会計予算・決算常任委員会委員として指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。

よって、議員全員を、一般会計予算・決算常任委員会委員として指名することに決しました。

ここでお諮りいたします。議長は、地方自治法第105条の規定により、各常任委員会に出席して発言をすることができます。また議長は、同法第104条の規定により、議場の秩序保持、議事の整理、議会事務の統理、あるいは議会の代表者としての対外的な任務等、その職責上から、一般会計予算・決算常任委員会委員を辞退したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。

よって、議長は、一般会計予算・決算常任委員会委員を辞退することに決しました。

それでは、これより一般会計予算・決算常任委員会の正副常任委員長を、委員会条例第8条の規定により互選していただきたいと思えます。議事は、年長の議員で進めていただくようお願いいたします。

なお、副議長は、議長に事故あるとき、議長の代理を務めますので、委員長との兼務は適当でないとの見解があります。よって、委員長互選に当たっては、そのように対処願います。

しばらく本会議を休憩いたします。議員の皆さん方はこのまま議場でご協議をお願いいたします。

午後1時31分休憩

〔一般会計予算・決算常任委員会正副委員長互選〕

午後 1 時35分再開

○議長（福田 新一君） 互選の結果を発表します。発表は、これ以降、局長にさせていただきます。

○事務局長（西山 雄治君） それでは発表いたします。

一般会計予算・決算常任委員会の委員長に、内村議員、副委員長、池邊議員、以上でございます。

○議長（福田 新一君） 次に、総務産業、文教厚生（発言する者あり）（「互選となっています」と呼ぶ者あり）

次に、総務産業、文教厚生両常任委員会委員の選任を行います。

総務産業、文教厚生両常任委員会の委員の定数はそれぞれ6人で、委員の任期は2年となっております。委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。総務産業、文教厚生両常任委員会委員の指名については、慣例により、各議員から希望を取り、それを基準として、正副議長で調整し指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、総務産業、文教厚生両常任委員会委員の指名については、それぞれの希望を取りまとめ、それを基準として、正副議長で調整し指名することに決しました。

なお、特定の委員会に希望が集中し、その調整が難航することも予想されますので、最終判断は議長にご一任願います。

それでは、希望調書を配付しますので、必ず希望する委員会に丸印をつけてください。

〔調書配付〕

○議長（福田 新一君） 休憩いたします。

午後 1 時37分休憩

午後 1 時38分再開

○議長（福田 新一君） 再開します。それでは、正副議長で調整いたします。休憩します。

午後 1 時39分休憩

〔常任委員会委員希望調整〕

午後 1 時47分再開

○議長（福田 新一君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

ただいま、正副議長で調整を行いましたので、その結果を発表します。

○事務局長（西山 雄治君） それでは発表します。

総務産業常任委員会、楠原議員、福田議員、池邊議員、堀内義郎議員、指宿議員、上西議員。

文教厚生常任委員会、田中議員、堀内和義議員、新坂議員、内村議員、山中議員。

以上でございます。

○議長（福田 新一君） ただいま発表のとおり、それぞれの常任委員会委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、ただいまの指名のとおり、それぞれの常任委員会委員に選任いたします。

ここでお諮りいたします。議長は、地方自治法第105条の規定により、各常任委員会に出席して発言することができます。また議長は、同法第104条の規定により、議場の秩序保持、議事の整理、議会事務の統理、あるいは議会の代表者としての対外的な任務等、その職責上から、委員を辞退したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。

よって、議長は、委員を辞退することに決しました。

総務産業、文教厚生の両常任委員会の正副常任委員長は、委員会条例第8条の規定により、各常任委員会において、それぞれ互選することになっております。

ただいまから常任委員会ごとに互選していただきたいと思いますが、議事は、年長の委員で進めていただくようお願いします。また、広報編集常任委員会委員、議会運営委員、各種委員も併せて選出していただきたいと思います。なお、互選の結果は、議長に速やかにご報告願います。

しばらく本会議を休憩しますので、議員の皆さんは、それぞれ選任された委員会室へお集まりください。

午後1時50分休憩

.....
〔各常任委員会正副委員長互選〕
.....

午後2時00分再開

○議長（福田 新一君） 会議を再開します。

正副委員長の互選結果が来ましたので発表します。

○事務局長（西山 雄治君） それでは発表いたします。

総務産業常任委員会委員長、指宿議員、副委員長、上西義議員。文教厚生常任委員会委員長、堀内和義議員、副委員長、内村議員。

以上でございます。

○議長（福田 新一君） 次に、広報編集常任委員会委員の選任を行います。

広報編集常任委員会委員の定数は4人で、任期は2年となっております。委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が、会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。広報編集常任委員会委員の指名については、総務産業、文教厚生の両常任委員会より、2名ずつを選任することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、広報編集常任委員会委員の指名については、総務産業、文教厚生の両常任委員会より、2名ずつを選任することに決しました。

それでは、総務産業、文教厚生の両常任委員会より、広報編集常任委員会委員を選出いただいておりますので発表します。

○事務局長（西山 雄治君） それでは発表いたします。

広報編集常任委員会委員、楠原議員、指宿議員、田中議員、新坂議員、以上でございます。

○議長（福田 新一君） ただいま発表しました4人を、広報編集常任委員会委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり、広報編集常任委員会委員に選任いたします。

ここで、広報編集常任委員会の正副委員長を互選していただきます。議事は、年長の委員で進めていただくようお願いいたします。

なお、互選の結果は、直ちに議長に報告願います。（「休憩」と呼ぶ者あり）

休憩。

午後2時03分休憩

〔広報編集常任委員会正副委員長互選〕

午後2時13分再開

○議長（福田 新一君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

広報編集常任委員会より、正副委員長の互選結果の報告がありましたので、発表します。

○事務局長（西山 雄治君） それでは発表いたします。

広報編集常任委員会の委員長、田中議員、副委員長、楠原議員、以上でございます。

日程第6. 議会運営委員会委員の選任

○議長（福田 新一君） 日程第6、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

議会運営委員会委員の定数は6人で、任期は2年となっております。委員の選任については、委員会条例第7条第6項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。議会運営委員会委員の指名については、一般会計予算・決算常任委員会委員長、広報編集常任委員会委員長、総務産業及び文教厚生の両常任委員会から、それぞれ委員長と委員1名の2名ずつ選任することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の指名については、一般会計予算・決算常任委員会委員長、広報編集常任委員会委員長と、総務産業及び文教厚生 of 両常任委員会から、それぞれ委員長と委員1名の2名ずつ選任することに決しました。

それでは、さきに、一般会計予算・決算常任委員会委員長の選出、広報編集常任委員会委員長の選出と総務産業及び文教厚生 of 両常任委員会から、議会運営委員会委員を選出いただいておりますので、発表します。

○事務局長（西山 雄治君） それでは発表します。

議会運営委員会委員、指宿議員、池邊議員、堀内議員、新坂議員、内村議員、田中議員。

以上でございます。

○議長（福田 新一君） ただいま発表しました6人を、議会運営委員会委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり、議会運営委員会委員に選任いたします。

ここで、議会運営委員会の正副委員長を互選していただきます。議事は、年長の委員で進めていただくようお願いします。

なお、互選の結果は、直ちに議長に報告願います。

それでは、しばらくの間、本会議を休憩しますので、議会運営委員に指名された議員の皆さんは、第一委員会室へお集まりください。

午後2時15分休憩

〔議会運営委員会正副委員長互選〕

午後2時19分再開

○議長（福田 新一君） 再開します。議会運営委員会より正副委員長の互選結果の報告がありましたので発表します。

○事務局長（西山 雄治君） それでは発表します。
議会運営委員会の委員長、池邊議員、副委員長、内村議員。
以上でございます。

----- . -----
追加日程第3. 各種委員の推薦について

○議長（福田 新一君） 次に、各種委員の推薦の件ですが、お手元にある資料に、5つの審議会並びに土地開発公社の理事、民生委員推せん会委員、地域公共交通会議委員について、町長より委員の推薦依頼が来ております。

お諮りします。各種委員の推薦についてを日程に追加し、追加日程第3として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、各種委員の推薦についてを日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決しました。

議事日程表の追加日程第3のところに、「各種委員の推薦について」とご記入願います。

各種委員の推薦についてを議題といたします。

議会としては、円滑な議会活動を図る観点から、議会の組織委員会構成等を考慮して、委員の人選をしているのが慣例となっております。

それでは、常任委員会ごとに人選をいただいておりますので、発表します。

○事務局長（西山 雄治君） それでは発表します。

三股町都市計画審議会委員に議長と指宿議員、山中議員、三股町企業立地促進審議会委員に議長と池邊議員、堀内和義議員、三股町緑化計画審議会委員に議長と堀内義郎議員、内村議員、三股町公共下水道事業運営審議会委員に議長と池邊議員、三股町土地開発公社理事に議長と楠原議員、新坂議員、三股町民生委員推せん会委員に田中議員、男女共同参画審議会委員に上西議員、地域公共交通会議委員に上西議員。

以上でございます。

○議長（福田 新一君） ただいま発表した議員を、それぞれの審議会、推せん会の委員及び土地

開発公社の理事、地域公共交通会議委員として、当局に推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま発表しました議員を、それぞれの審議会、推せん会の委員及び土地開発公社の理事、地域公共交通会議委員として、当局に推薦することに決しました。

日程第7. 議会運営委員会の閉会中の審査事項について

○議長（福田 新一君） 日程第7、閉会中における議会運営委員会の活動についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定に基づき議会の会期日程等運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について、閉会中における審査及び調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申出のとおり、閉会中における審査及び調査を認めたいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中における審査及び調査を認めることに決定いたしました。

日程第8. 広報編集常任委員会の閉会中の審査事項について

○議長（福田 新一君） 日程第8、閉会中における広報編集常任委員会の活動等についてを議題とします。

広報編集常任委員長から、会議規則第74条の規定に基づき、閉会中における広報等の編集活動及び任期中、毎定例会、臨時会、会期中の写真撮影許可の申出があります。

お諮りします。広報編集常任委員長から申出のとおり、閉会中における広報等の編集活動及び任期中、毎定例会、臨時会、会期中の写真撮影許可を認めたいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、広報編集常任委員長からの申出のとおり、閉会中における広報等の編集活動及び任期中、毎定例会、臨時会、会期中の写真撮影許可を認めることに決定いたしました。

日程第9. 総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について

○議長（福田 新一君） 日程第9、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会の閉会中の審査

事項についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の閉会后、議長宛てに所管事務の調査をしたい旨申請がある場合、両
常任委員会の閉会中の審査事項として、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会が2年間の
任期中、閉会中も活動できることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会閉会后、議長宛てに所管事務
の調査をしたい旨申請がある場合、両常任委員会の閉会中の審査事項として、総務産業常任委員
会及び文教厚生常任委員会は、2年間の任期中、閉会中も活動できることに決しました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後2時25分休憩

〔全員協議会〕

午後2時32分再開

○議長（福田 新一君） 再開します。先日、臨時議会の中で決定いたしました、議会正常化調査
特別委員会についての内容をお諮りいたします。（「あったでしょう、名称」と呼ぶ者あり）
名称は、議会正常化調査特別委員会とします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なし。委員は議員全員とします。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なし。委員長を指宿議員、副委員長を楠原議員といたします。異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。（「それには議長も入るんですか」と呼ぶ者あ
り）これは議長も入るんですか。（発言する者あり）これは議長は入らないです。（「今なら入
ったままです。」と呼ぶ者あり）

この委員会に議長は辞退することを、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なし。このメンバーから……（発言する者あり）そうですね。

この委員会を、閉会中も活動することを認めたいと思います。これについては異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 閉会中もこれは活動できるということにいたします。
暫時休憩。

午後 2 時34分休憩

午後 2 時35分再開

○議長（福田 新一君） 再開します。

○議長（福田 新一君） 以上で、今会期中の全日程を終了しましたので、これをもって、令和
3 年第 3 回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午後 2 時35分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

仮議長 上西 祐子

仮議長 指宿 秋廣

前議長 重久 邦仁

議長 福田 新一

署名議員 楠原 更三

署名議員 内村 立吉

三股町告示第34号

令和3年第4回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年6月1日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和3年6月7日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
福田 新一君	池邊 美紀君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	上西 祐子君
山中 則夫君	

○6月10日に応招した議員

○6月11日に応招した議員

○6月14日に応招した議員

○6月21日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和3年 第4回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

令和3年6月7日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和3年6月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第45号から議案第53号までの9議案、報告4一括上程

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第45号から議案第53号までの9議案、報告4一括上程

出席議員(11名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
12番 山中 則夫君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	山田 正人君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君
高齢者支援課長	下沖 祐二君	農業振興課長	上原 雅彦君
都市整備課長	前田 勉君	環境水道課長	西畑 博文君
教育課長	福永 朋宏君	会計課長	島田 美和君

午前10時00分開会

○議長（福田 新一君） おはようございます。時間前ではございますが、全員おそろいですので、始めたいと思います。ただいまから、令和3年第4回三股町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（福田 新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番、池邊議員、9番、指宿議員の2人を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（福田 新一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） それでは、議会運営委員会の協議結果についてご報告いたします。

去る6月1日、議会運営委員会を開催し、本日、招集されました令和3年第4回三股町議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます議案は、専決処分した事件の報告及び承認について1件、条例の改正1件、令和3年度補正予算5件、人事案件1件、そのほか1件の計9件と、このほか報告4件であります。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本定例会の会期は、本日から6月21日までの15日間とすることに決定いたしました。

日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

なお、本定例会に提案される議案のうち、議案第53号の人事案件については、委員会付託を省略し、最終日の全体審議で措置することに決定しました。

また、第5地区防災拠点施設新築工事の入札が6月18日に行われ、本入札において落札者が決定した際には、最終日に、工事請負契約の締結案件が、議案第54号として追加提案されます。この議案第54号の取扱いとしましては、委員会付託を省略し、最終日に、既に提案されている議案全てを議了後、全体審議で措置することに決定をいたしました。

委員会において、今後、追加提案がある場合は、議案熟読期間を考慮していただくよう執行部に申入れをしたことを付け加えておきます。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（福田 新一君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月21日までの15日間とすることとし、今回提案される議案のうち、議案第53号の人事案件については、委員会付託を省略し、最終日の議会審議で措置することにし、追加提案されます議案第54号については委員会付託を省略し、最終日に、既に提案されている議案全てを終了後、全体審議で措置したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第3. 議案第45号から議案第53号までの9議案、報告4件一括上程

○議長（福田 新一君） 日程第3、議案第45号から議案第53号までの9議案、報告4件を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。令和3年第4回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第45号「令和3年度三股町一般会計補正予算第1号」についてご説明申し上げます。

本案は、県が、都城・北諸県圏域の飲食店等に対して時間短縮営業を要請したことに伴う協礼金、飲食関連事業者への支援金及び新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費について、所要の補正措置を行うため、去る5月26日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めようとする

るものであります。

歳入歳出予算の総額108億6,000万円に歳入歳出それぞれ4,125万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億125万8,000円としたものであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金589万円を増額補正したものであります。

県支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種緊急包括支援事業補助金462万8,000円、感染症対策休業申請等協力金事業補助金3,059万円などを増額補正したものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

衛生費は、コロナワクチン集団接種業務委託料ほか1,066万9,000円を増額補正したものであります。

商工費は、第3期三股町時間短縮要請協力金3,325万円などを増額補正したものであります。

予備費は、収支の調整額を補正したものであります。

次に、議案第46号「三股町介護保険条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、三股町介護保険条例第9条第1項第6号の「町長が特に必要と認めたもの」に該当する者が介護保険料の減免を受けようとする場合の申請時期を、同条例第9条第2項の規定中「当該年度の8月1日から8月末日」とあるところを、「町長が別に規則で定める日」と改定するものと、第16条に委任規定を設けるものです。

次に、議案第47号「令和3年度三股町一般会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、人事異動に伴う給与費や緊急な対応を要する事業等について、所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額109億125万8,000円に歳入歳出それぞれ1億715万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億840万9,000円とするものであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

国庫支出金は、子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金3,145万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金3,641万2,000円などを増額補正し、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金3,798万9,000円を減額補正するものであります。

県支出金は、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金3,962万2,000円、林業機械リース支援事業補助金636万3,000円などを増額補正するものであります。

財産収入は、町有地売払収入を増額補正するものであります。

寄附金は、指定寄附金210万円を増額補正するものであります。

諸収入は、コミュニティ助成事業補助金を増額補正するものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

歳出の各費目にわたる給与費等については、本年4月の人事異動に伴う款項目間及び会計間の組替えによる人件費の増減等を補正するものであります。

総務費は、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業などに係る会計年度任用職員報酬714万5,000円などを増減額補正するものであります。

民生費は、子育て世帯生活支援特別給付金3,145万円などを増額補正するものであります。

衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費について、費目の組替えを行い、増減額補正するものであります。

農業費は、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金3,962万2,000円、林業機械リース支援事業補助金636万3,000円などを増減額補正するものであります。

消防費は、コミュニティ助成事業補助金200万円を増額補正するものであります。

教育費は、コミュニティ助成事業補助金250万円などを増減額補正するものであります。

諸支出金は、公共施設等整備基金積立金2,001万円などを増額補正するものであります。

次に、議案第48号「令和3年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額28億9,769万2,000円から歳入歳出それぞれ247万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,521万8,000円とするものであります。

歳入につきましては、県補助金を増額補正し、一般会計繰入金を減額補正するものであります。歳出につきましては、4月の人事異動に伴う人件費を減額補正し、保険給付費の増額補正を行うものであります。

次に、議案第49号「令和3年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3億892万1,000円に歳入歳出それぞれ10万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億902万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額補正し、歳出につきましては、4月の人事異動に伴う人件費の減額及び保険事業費の増額補正を行うものであります。

次に、議案第50号「令和3年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額23億141万6,000円に歳入歳出それぞれ305万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億447万2,000円とするものであります。

歳入については、国・県補助金及び一般会計繰入金を増額し、歳出については、4月の人事異動に伴う人件費の増減を行うものです。

次に、議案第51号「令和3年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額8億5,599万5,000円に歳入歳出それぞれ27万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,627万3,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を増額補正し、歳出については、4月の人事異動に伴い人件費を増額補正するものであります。

次に、議案第52号「水利施設管理強化事業事務の委託に関する都城市との協議について」ご説明申し上げます。

本案は、国営造成施設等の管理について、集中豪雨の頻発化等によって農業水利施設の公的な役割が増大し、施設管理が複雑化・高度化していることから、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図るため、新設された水利施設管理強化事業の活用により、都城盆地農業水利事業造成施設の管理に当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき別紙のとおり規約を定め、都城市に水利施設管理強化事業事務を委託することについて協議するため、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第53号「監査委員の選任について」ご説明申し上げます。

ご承知のように監査委員は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた見識を有する者のうちから1人、議会議員の中から1人をそれぞれ選任することになっております。

現在、見識を有する者のうちから選任された茨木健氏が、令和3年6月30日をもって任期4年の満了となるところであり、引き続き監査委員の最適任者として選任したいので、ここに地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものです。

なお、今議会に報告4件を提出いたしております。

報告第4号「令和2年度三股町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第5号「令和2年度三股町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書の報告について」、報告第

6号「三股町土地開発公社の令和3年度事業計画及び予算」、報告第7号「三股町土地開発公社の令和2年度事業決算の報告について」は、それぞれ関係法令の規定により、議会に報告するものでございます。

よろしくご理解を頂きますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（福田 新一君） 補足説明があれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時19分休憩

〔全員協議会〕

午前10時20分再開

○議長（福田 新一君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

○議長（福田 新一君） それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時20分散会

議事日程(第2号)

令和3年6月10日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(11名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
12番 山中 則夫君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	山田 正人君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君

高齢者支援課長	下沖 祐二君	農業振興課長	上原 雅彦君
都市整備課長	前田 勉君	環境水道課長	西畑 博文君
教育課長	福永 朋宏君	会計課長	島田 美和君

午前10時00分開議

○議長（福田 新一君） おはようございます。

開会前ではありますが、お願いをいたします。本定例会の一般質問において、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、質疑、答弁の時間を合わせて50分間とすることへの協力をお願いいたします。ただし、これは協力のお願いであって、制限を設けるものではありません。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（福田 新一君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、指宿秋廣議員。

〔9番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（9番 指宿 秋廣君） おはようございます。発言順位1番、指宿です。本日は、6月10日で、時の記念日だそうです。町長以下関係各課におかれましては、少しでも前進していくことで、議長からの要請のとおりに進むことをお願いいたします。

さて、今回、大きく4つのことについて通告をしておきました。

1番目の①ですが、運動公園の多目的に利用することはできないかであります。コロナ感染が私たちの生活の形態を大きく変えてしまいました。通りがかりの人や知人のマスクが気になり、また、道路では、車のナンバーに目が行くようになりました。こういう中で、家に引きこもるだけではなく、何かしらの運動をしたいと思っている人を多く見かけるようになりました。そこで、こうした運動不足の人にとって必然的に思いつくのが、旭ヶ丘運動公園のようです。散歩をする人を多く見かけています。

そこで、お聞きいたします。

運動公園の西には、一部コンクリートで舗装された遊歩道がありますが、周遊するような遊歩道があると助かると考え、質問をいたしました。あとは質問席から質問いたします。

○議長（福田 新一君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。運動公園の多目的に利用することはできないか、周回路の整備は考えられないかのご質問についてお答え申し上げます。旭ヶ丘運動公園は、昭和45年に都市計画決定し、野球場やソフトボール場、陸上競技場、アスレチック場などを段階的に整備し、多目的な用途に対応する運動公園として40年以上共用しており、適宜、維持補修を行いながら、町民の競技力向上や健康増進に供する中核施設として活用されているところでございます。最近では、老朽化し、機能低下が著しかった陸上競技場について、トラックの全天候型への改修、また、フィールドの排水工事などを平成29年度から、4か年計画で進め、令和2年度に整備を終えたところでございます。議員ご指摘の公園内の周回路につきましては、コロナ禍での健康志向の高まりを受け、ウォーキング事情などにより、公園利用者に増加が見られるところではありますが、陸上競技場や照明の改修により、公園利用の環境が整備されていることから、新たな集会場の整備は、今のところ考えていないところです。

なお、公園内の各施設を結ぶ遠路については、適宜、維持補修を行っておるところですが、散策などに支障が見られる箇所側の側溝整備や蓋の設置などは、今年度を含め、年次的に整備し、公園利用の利便性を高めることとしているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 答弁があったように、各施設間を結ぶものは行くと舗装がされていたり、あります。しかし、散歩をする人は、トラックは気が引けるみたいなんです。履いている靴を見たり、それからそうすると、トラックではなくて、芝はご遠慮くださいって、そこを歩いたり、もしくは外周を回って、ソフトボール場まで行く、ソフトボール場の西側にはちょっとした広場があるんです。あそこ行かれるとわかるように、獣道じゃないんですけども、ずっと人が歩いた跡が、草が生えていないんです。そういうところでも少ししながら、歩く人の利便性を図ってやると、ソフトをしていると気が引けて歩きづらいというものもあります。ですから、少し一番西のほう、旭ヶ丘のゴルフ練習場の上になるんですかね、というところもあって、少し考えてもらったほうがいいのかないのかなというふうに思っております。これについては、やっぱり考えていないというよりも、そういう施設を結ぶということもひっくるめて、少し、そんなに大がかりに3メートルの道路を出せとかという話をしていないので、人間が1人歩く、あそこは車は入れませんので、歩くという想定で少し考えてほしいと思うんですが、再度答弁をお願いします。

○議長（福田 新一君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 町のほうでは、大がかりな公園内の整備というのは、今のところ考えていないんですけども、しかし、今年もそうですけれども、公園内の園路の側溝の蓋がなかつ

たりして、ちょっと危険だなと。また、そしていろいろと小さな修理箇所、そういうのも結構あります。それで毎年、年次的に約500万程度の予算をつけながら、維持補修、そしてまた整備に、町単独でやっていこうというふうに考えていますので、その中の一環として、今言われるようなところも、検討させていただきたいというように思っています。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） じゃあ、よろしく願いをいたします。その、歩いている人等々話を聞くと、2番目の問題に入りますが、健康機械って大げさに書いておきましたけども、想定は上米公園にあるような、もうちょっと程度が低くてもいいんですが、主には、鉄棒というふうに思っているんです。ちいちゃい子供用のはあります。だけど、大人用はないんですよ。だから、アスレチックなのか、もしくは、ぞうさんがいる滑り台のところなのか、ほかのどこでもいいんでしょうけど、そういうのをできるものを少し入れてほしいなというふうに思って、書きました。あそこについて、そういうものの整備というのは考えられませんか。お聞きいたします。

○議長（福田 新一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（前田 勉君） 旭ヶ丘運動公園における健康遊具の設置につきまして、お答えいたします。

旭ヶ丘運動公園につきましては、アスレチック場などにおきまして、鉄棒やブランコ、また、コンビネーション遊具など、所要の施設を設置しておりますが、議員ご指摘のストレッチとか、トレーニングに適した楽しさと気持ちよさを併せ持つ健康遊具は設置していない状況でございます。このような健康遊具は、町内におきましては、平成29年度に上米公園で設置しており、町民の日ごろの運動不足の解消や健康維持の増進に寄与しているところでございます。旭ヶ丘運動公園での設置に当たりましては、公園の長寿命化計画の中で、既存施設の機能や利用状況を踏まえた上で、その必要性をしっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） お金のかかるものから先ということではなくて、お金のかからないっちゃうことはおかしいですか、少し安いものから順に少し考えてほしいなというふうに思っています。先ほど例を言いましたけど、鉄棒ということになるとそこまでかからないのかなと。要するに、大人が懸垂ができる程度という意味ですから、鉄棒ということであれば、子供さんのところに出すとか、子供の鉄棒のところ、ストレッチされている大人の人、結構いらっしゃるんですよ。だから、そういうことを考えると、もう少し踏み込んで、本当に、いつもであればいろんなところに行ってということがあるんでしょうけど、今このコロナの中で、3密がどうたらこうたらって言われると、大きな店で歩くのさえ気が引けるような時代ですので、そういうこ

とも踏まえた上で、できるものを早急にというふうをお願いをしたいんですが、鉄棒という例を取ってみればできるんじゃないかと思うんですけども、答弁お願いします。

○議長（福田 新一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（前田 勉君） 健康遊具につきましては、大なり小なりやはりお金がかかるものでございまして、この町の抱える厳しい財政状況の中でも、できれば補助なり起債なりを使ってやるべきかなというふうに考えておりまして、それを使うためには、やはり先ほども答弁しました長寿命化計画というの中で、しっかり吟味した上でやっていくのが必要なのかなというふうに考えております。この旭ヶ丘運動公園につきましては、従前、長寿命化計画策定しておりまして、策定からちょっと数年たっておりますことから、中身の見直しも必要なのかなというふうには考えているところでございます。この中身の見直しの中で、議員ご指摘のようなことも踏まえた上で、全体的なことを考えながら、やっていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） コロナは多分収束すると思うんですけども、少し早めに何か見える形で、何かしてもらえるとありがたいなというふうに思っています。陸上競技場と野球場の間の段差を歩いている人とか結構いるんで、私もその1人ですけど、結構見かけます。そういうことも踏まえた上で、鉄棒等考えていただけるとありがたいと思います。

では、次に行きます。

自治公民館と行政事務連絡員という形で質問をしておきました。本町における自治公民館長と行政事務連絡員の関係、位置づけ、どういうふうになっているか。よろしくをお願いします。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 自治公民館長と行政事務連絡員の関係、位置づけについてご説明したいと思います。

本町の行政事務連絡員に関する規則では、本町の行政事務の円滑化及び町民に対する行政情報の周知徹底を図るため、自治公民館の区域内に居住する住民により選出された者を行政事務連絡員としており、この選出された者を自治公民館長として位置づけて、必要な行政事務の連絡調整に関する業務を委託しているところでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 自治公民館長になったら必然的に行政事務連絡員、そういう話ですけれども、次に、支部長と行政事務連絡補助員について、よろしくをお願いします。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 支部長と行政事務補助員の関係、位置づけについてご説明申し上げます。

ます。

規則では、行政事務連絡員は、円滑な業務遂行を行うために、行政事務連絡補助員を置くことができるとしており、行政事務文書の回覧等や各種調査等に関する行政事務連絡員業務の補助的な位置づけとされていることから、支部長がその役割を担っているものと考えているところでございます。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 必然的に先ほどあったように、公民館長が行政事務連絡員で、支部長が行政事務補助員という形で、セクションでいうと、教育委員会と総務課という形になるわけです。そこで、それを踏まえた上で、3番の問題に入ります。

この問題は、例えば、印刷物、今、コロナでそういうところで、総会もなかなか開けないから、必然的に刷り物で配らざるを得ない、そうすると、役場の窓口に来て、印刷してくださいって行く窓口が、教育委員会なのか、総務課なのか、自分は行政事務連絡員ではないので、行政事務連絡補助員、支部長なので、というところがあるわけです。そこでお聞きをします。そういうふうなところを、例えば総務セクションでもいいんですけども、例えば印刷機を1台、支部長が伺いみたいなのを書いて、自分の必要な枚数を自分のところの紙を持ってきて、刷る、そして、ソートまではちょっと無理かもしれませんが、そういうことを、行政として補助していただくということは、想定の中に入ることはできませんか。答弁をお願いします。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） まず総務課のほうから、行政事務の業務という立場からちょっと回答させていただきたいと思います。行政事務業務にかかわる印刷物等の配布のお願いにつきましては、行政事務連絡員を担う自治公民館長に対し、自治公民館組織図に配慮して、事前に必要枚数を確認した上で、配布をしているところでございますが、印刷物の内容によって、増刷の要望等があった場合につきましては、行政系のほうでの印刷で対応しているところでございます。なお、総会や役員会、自治公民館活動等に関する印刷物等については、教育課のほうに回答をお願いしたいと思います。

○議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 教育課のほうからもお答えいたします。

現在、教育課では、所管する印刷機を開放し、自治公民館長が使用できるようになっております。この場合、用途は自治公民館総会資料等印刷のためとし、用紙はご持参いただいております。また、自治公民館連絡協議会からは、印刷機トナーを購入し、備えていただいております。今回ご質問にあります支部での総会や、役員会の資料印刷は、自治公民館組織を形成していく上で必要な単位活動であります。

このような印刷への町としての協力ではありますが、先ほど述べました自治公民館長への対応と同じように対応した場合、使用する方が一挙に増えてしまい、特に総会行事の集中する時期などかなりの混雑や、使用頻度が上がることによる印刷機の故障発生の増加が想定されます。また、自治公民館及び自治公民館連絡協議会には、活動支援の補助金を交付していることや、他の民主団体との均衡も考慮する必要があります。しかしながら、町では、自治公民館や町民との連携を大事にしておりますので、まずはお声を聞くため、自治公民館長会議の中で意見を伺うことから取り組みたいと考えております。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ぜひ、要するに、どこに行ってもいいのかわからんということなんです。この前トラブったのは教育委員会ですよ。その人は支部長、俺は町に物すごい協力していると。例えば、俺民生委員もしているって、そこで言われるんです。そうすると、教育委員会は、それは民生委員は福祉ですよと言われてしまう。だから本人は、町に一生懸命協力しているんですよと言ったがために、アウトという話になってしまったわけです。だから、そういうことになったときに、やっぱり支部長としてみえたのであれば、そういう広義的に解釈して、もちろん支部の総会資料ですから内容を見て、これなら刷っていいなと思ったら、そこら辺はしてほしいと思うし、そういう視点で検討をお願いしたいと思います。

次に行きます。

旧五本松の跡地の利用についてということで、旧社会福祉協議会跡地の売却、2,000万円で売ったというふうになっています。当初の説明がある前に通告でしたので、議員への受けの中に、白尾総務課長から2,000万円で売りましたよ。入っていました。私は、ちょっとした前にこれ質問したよなと思ひまして、必死の思いで、議会事務局の力も借りながら、探してみました。そしたら、平成29年の6月議会、ですから、4年前の6月議会、ちょうど4年前です。時の総務課長、黒木総務課長ですが、こういうふうに答弁されています。議事録に載っているから確認されたと思いますが、

現在建物につきましては、教育課の試掘等による出土品や住民提供の農具、農業振興課の資材、社会福祉協議会の生活困窮者に対応するための電化製品、商工会の舞台など、倉庫として活用しているところであります。町としましても、資材の保管場所は必要でありますので、新たな活用方法が出てくるまでは、倉庫として活用していきたいというふうに考えているところ

です。
と、これ総務課長です。私は、「総務課長にお聞きします」というふうに言ったら、町長が手を挙げられて、町長答弁です。

先ほど総務課長が回答しましたように、以前は、売却ということで進めておりましたけれど、

現在は、このように倉庫としての活用ということで取り扱っておりますけれども、今後ですけれども、何回となく言いますけれど、五本松団地の跡地活用、それと合わせた形でこの活用というものも視野に入れていいのかなというふうに思いますので、当分の間といたしますか、現在のところ売却の予定はございません。

と明確に言われているんです。それが、なぜ、いつ変って、議会はそれについての対応は何もせんうちに、いきなり売りましたよと出てきたんです。総務課長の答弁ですから、総務課長、これはどういうふうに変ったのか教えてください。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） まず、当該跡地の町としての位置づけとこれまでの経過から説明させていただきます。

当該跡地は、平成26年度に一般公共入札で売却の公募いたしましたのですが、申込者がなく、売却を断念した経緯がございます。その後、物資の保管場所として活用しながら、新たな活用方法について検討してまいりました。先ほど、指宿議員のほうから、平成29年6月定例会の一般質問での答弁内容を説明されましたが、町長がそのとき、この跡地につきましては、その五本松団地の跡地の活用、それと合わせた形で、個々の活用というものを視野に入れることを検討し、現在のところ売却の予定はないと回答されました。それについては、説明があったところです。

その後なんですけれども、五本松団地跡地の利用計画につきまして、町民ワークショップの開催、町民アンケート調査の実施、町内各種団体の代表者で構成する検討委員会や役場職員で構成する専門部会等で協議を重ねました。そして、三股町交流拠点施設整備事業基本構想を作成いたしましたところがございます。その構想につきましては、令和元年11月に三股町交流拠点施設整備事業審議会に諮問し、令和2年3月24日に了承されたところがございます。

この基本構想の中で、三股駅武道体育館、三股町役場、総合文化施設、五本松団地跡地をつないだエリア、つまり、今回質問にありますこの旧社会福祉協議会跡地、これを含んだエリアを中心地ゾーンとして位置づけ、にぎわいを創出することといたしました。

その後なんですけれども、令和3年3月に策定いたしました立地適正化計画では、この中心地ゾーンを都市機能誘導区域に設定いたしました。この都市機能誘導区域は、町民の生活利便性及び都市活力の維持、向上を進めるため、必要な都市機能の誘導、集積を図ることといたしております。

なお、三股町交流拠点施設整備事業及び立地適正化計画については、進捗状況と概要につきまして、これまで議会全員協議会の場で説明いたしております。

以上が経過でございます。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、旧社会福祉協議会跡地の売却についてお答えしたいと思います。

当該跡地につきましては、三股町交流拠点施設整備事業基本構想及び立地適正化計画との整合性を踏まえた上で、令和2年4月の三股町財産処分検討委員会では、行政として活用する計画がないということで、民間への売却を前提とした協議をスタートさせ、同年11月、そして令和3年2月の三股町財産処分検討委員会を通して、一般競争入札による当該跡地の売却を決定したところでございます。

売却につきましては、令和3年3月10日に一般競争入札による町有地売却を公告し、3月15日号の回覧で町有地を売りますとの見出しで公売物件の紹介をし、公売は一般競争入札で行うとの周知を町民の皆様にしたところでございます。

そして、令和3年4月21日に4社による入札を行い、2,001万円で株式会社ブルースカイが落札したところでございます。また、詳細につきましては、予算決算常任委員会で説明をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 聞きたいのは、総務課長が前半に言いました、建物については、教育課の試掘の出土や住民の農具、農業委員会の資材、社会福祉協議会の生活困窮者に対する電化製品、商工会の舞台、そういうことで活用していると、こう言っているんです。あとに何かできましたか。何もできていないのにいきなり要らんという話になったのが1件。2点目、こういうふうに町長は明言されているのに、それから4年、これ40年前で、世代も代わって、課長も代わり、町長も代わっていれば、それはそんなものもないとわかるんですけど、4年前で、答弁があって1年後には、もうこれ売却するっちゃう話になってきていますよと、今質問ですよ。議会は、私はこれで安心したんですよ。現在のところ売却の予定ありません。だから、売却の予定になりましたよという報告をなぜされなかったのか、その1点まずお聞きします。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今、指宿議員が言われましたとおり、4年前から、この旧社会福祉協議会跡地につきましては、議会の皆様につきましても、非常に有効活用については興味を示され、関心を持たれた案件でございましたが、この売却することにつきまして、その経緯というものをやはりこの4年間の中で、議会の皆様にご説明、こういった考えがあるということですのであったということをもまず深く反省して、お詫びしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 私に言わせりゃ、たたき売ったつちゅうふうに見えたんですが、2,000万つちゅうたら、もちろん建物を壊すという前提があるからという話もあるでしょうけども、あれをそのまま利用するつちゅうたら違うわけで、お詫びがあったけども、やっぱりそういうことが、議会と町のぎくしゃくしてくるということも想定してもらわないといけないんです。もう1点、先ほど言ったその当時の黒木総務課長がいろんなものが置いてありました。その品物はどこへ行ったんですか、教えてください。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 施設の中に、管理といいますか、保管しておりました各部署の品物等につきましては、財産処分検討委員会のほうでも現地のほうに赴いて、施設内を見させていただきました。資材ごと確認した上で、各部署でそれぞれ場所を選定していただいて、保管をしていただいているというところであります。また、要らない部分につきましては、またそれぞれ処分をしたというところでございます。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 自分が質問したから、えっと思っただけであって、任期が途中で議会の選挙があっているんで、知らない議員さんもいらっしゃると思うんですよ。やっぱり、こういうものは町の中心部の施設、もしくは有効活用できるかもしれない、有効活用できるから買い手がついたわけですから、要するに中心部ですよ。ということを、肝に銘じてほしいなというふうに思います。でないと、我々は、要するに5,000万しないもんやから、議会の議決にも入らないわけですよ。伺ってみると、引っかからんようにされたんじゃないかと言われてもしょうがないわけですよ。そういうところも考えた上で、やっぱりこれは、議会でも指摘があったらよかったじゃないのかと、黒木総務課長に聞けば、そこら辺はこれ財産やから、話が行ったはずなのになというふうに思うんですよ。町長も神様じゃないんで、全てがわかるわけではない。それを補うために、各セクションで責任者がいらっしゃる、それを課長というわけですけども、その連絡がなくて、いきなり売りましたというのは、あまりにも不親切、ここで陳謝されても、ここに報告しますじゃなくて、こういうことがあったけれども、というふうに1行あって罰当たらんですよ。議会のこういう報告がありましたけども、それはやむを得ずこういうふうになりましたってあってもいいし、検討しておりますでもいいし、というのがないと、今さらまかりならんといいかんでしょう、議会が。何でかって、契約案件じゃないから、5,000万を上回っていないから。それ不親切ですよ。我々にとってやっぱり血の通ったお互いのやり取りをしてほしいと思います。でないと、質問したのは何やったんやろか、ただの騒音、自分で自分に自問自答してしまうんですよ。議会の本会議でしゃべったものは議事録に載って、それなりの重みがあると自覚した上で、行動してほしい。今さらどう言ってもしょうがないんで、議会議員が

これで全員でそれまかりならんと言っても、効力を発揮しているわけでしょうから。買うときも大変ですよ、例えば100平米買うのだって大変ですよ。売るのがやったらもっと大変に、議会の中でそういう考えてもらわないと。要するにどこどこ委員会で検討しました。その検討委員会はこんなのは知っていないわけですよ。これは町長が売らんと言いましたよと、それを知っているながら、課長さんたちが売却について検討するということが間違いですよ。どっちかちゅうたら町長の顔に泥を塗ったようなもんですわ。首長さんしか責任者じゃないので、そこはどうしようもないんですけども、物すごくもったいねえなというふうに、私は隣のゲートボール場を買ってでも活用すれば大変いい土地だなんていうふうに思っていたぐらいですけども、以後です、やっぱりこういうことが起こらないためにはどうするのか、大いに議論してほしいと思います。私もしこれ5,000万やったら大反対をしているところです。重ねてお願いをしておきます。こういうことがあると、議会でここでしゃべること自体が無意味感、焦燥感にかられると思っています。

次、行きます。

冒頭でもお話しましたが、新型コロナウイルスの対応という形で質問をしておきました。私自身も、6月22日に2回目の接種をして終わるということになっています。1回目はしたんです。そういう経緯も踏まえた上で、ちょっとお聞きをしたいと思います。現状、どう捉えていらっしゃるのかお答えをお願いします。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 新型コロナワクチン接種の現状についてお答えいたします。

65歳以上の高齢者のコロナワクチン接種は、5月12日から町内の医療機関等の協力により、多目的スポーツセンターで開始しております。5月は1回目の接種、6月からは2回目の接種も始まり、1日270名の方が接種に来られています。現在、週6日、火曜日から土曜日が午後、日曜日が午前中行っております。受付時間を、受付は2時から始まるんですけども、2時から2時15分、2時半から2時45分というように、6回に分けて行っております。また、医師による診察を3か所、ワクチン接種を3か所で行っており、時間どおりに来られれば、受付をしてから大体30分から40分で接種が終わるように設定しているところです。高齢者7,430人中、87.9%の方が集団接種予約しており、6月6日現在、1回目の接種を3,481人、接種率が46.8%、これは集団接種が3,268人、個別接種が6月から始まっていますので、個別接種が213人になっています。2回目が475人、これは1回目の接種のみです。6.4%の接種率です。ということで、現在、今のところワクチン接種は高齢者のワクチン接種ですが、順調に進んでいるところでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） コロナワクチン接種の決定通知書、こういうやつですね。来ています。齊藤課長、お願いをしたいのは2点です。1つは、持ってくるものという中に、持病のある人、主治医の意見書というのが書いてあるんです。これは、決定通知書に書いてあるんです。やっぱり予約をしませんかといったときに、予約決定された場合にはこういうのが必要ですよというのは早めに教えてもらわないと、持病のある人って、高齢者で持病のない人を数えたほうが少ないぐらいだと思うんです。そうすると、予約を取り、かかりつけの病院に行き、診てもらい、そしてまた次にこれが来た、またこれの意見書をもらいに行かにかいかわけです。私は、終わったその日に、これが来たその日の午前中に、病院から帰ってきました。これが来ました。持病のある人、持病持っています。また行かにかいかわけです。受付で嫌な顔されました。そりゃそうですよ。お金取れんだから、これ。そしたら、まず、しませんかって1発目やるときに、接種される場合はこういうのが必要ですよ。例えば、持病のある人は主治医の意見書があると早く終わりますよ。書いてもらえれば、何もここでしゃべる必要はない。あまり気分いいもんじゃないんですよ。病院に行くところちは、お世話になっているほうですから、お願いしますと行かにかいかわけです。病院の受付終わって、全部主治医も診て、薬ももらって帰ったら、これが着いちよる。持ってくるものの中にこれが入っていた。やっぱり、事前に周知、啓発の中に入れるべきものだろうと思うんです。これは、今からでも直るでしょうから、やっぱりそういうものは、若い人たちでも持病持っている人いっぱいいらっしゃるでしょうから、持病を持っている人は主治医の意見書があると早く進みますよというふうに入れてもらえると、お薬手帳なんかを刷るよりも、ない人はお薬手帳で持ってきてくださいというふうに、いいんでしょうけど、お薬手帳持っちゃらんという人については、また行かにかいかわけですよ。やっぱりそこら辺は、課長の裁量で、こんな印刷物ですから、簡単に直るだろうと思っています。

それから、主治医がいますよというふうにおっしゃられました。どこにいらっしゃるのか分かりませんが、やっぱり接種が終わった後に、時間が出ますね。そこに本日の主治医、せっかく三股町のために力を貸していただけるんですから、やっぱり主治医の名前ぐらいはあってもいいんじゃないのかなと、どっかに、大きな病院やったら、本日の主治医は誰々と書いてありますよね。そこまでせんでも、接種をする人も、お医者さんがいるんだって、いないと集団接種ができないのわかっているわけですから、そういうふうに戻してもらえるとありがたいなというふうに思っています。

ついでにもう1点、これ1回目、2回目のコピーしてきました。一言も変わりがないんですね。印刷物として。1回目と2回目は同じもんです。1回目を注射をした結果、どうでしたかというのが1個も入っていない。やっぱり、ここら辺も国からのひな型どおりされたのかもしれない

けれども、やっぱり少し血の通った温かみのあるようなものを、少し知恵を絞っていただけるとありがたかったし、今からもまだいっぱいあるでしょうから、また後で質問しますけども、少し考えてほしいなというふうに思いました。病院によっては、紙を2枚出される病院もあります。1枚しか出さないところもあります。そのときはどうですよちゅうのは何も書いてありません。1回目と2回目の日にちが書いてありますが、持ってくるものしかないんで、もう1回取りに行かにかいかんちゃんかと考えますよね。隣の人の、そういう意見書が2枚もらった。2枚ないといかんたるか、いろんなことをやっぱり不安ですので、そういう不安に思っている人の立場に立ったものを作ってほしいなというふうに思います。

時間があまりないので、そこら辺はよろしく願いしておきます。

今度は、②の問題に行きます。

町独自の取組はというふうに書いておきました。まず、防災無線、あれ、何人聞いちゃったろか。同じテープを同じように、同じだけやっていくんですね。同じ時間に。だから、多分血は通っていないんでしょ、合成音でしょ。例えば、今、齊藤課長より発言があったように、例えば1回目の接種は何日現在、何%ですよとか、三股町独自の新たな情報を入れるとかしてもらわないと、ああそうかというふうになるだろうし、そげん行っちゃちょっとなら俺行かんつもりやったけど、行こうかなと思う人もいらっしゃるかもしれませんよ。そういうふうな形でやっぱり防災無線の在り方について検討してほしいんですが、総務課長、答弁、お願いします。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） ワクチンの接種状況、現在、町はどのような状況なのかという、これに関しましての町民に対する情報の提供というところで、防災無線の活用という方法も1つの方法なのかなというふうには思っております。また、そういった奨励するという、ワクチンの、そういった点から考えますと、また町民保健課のほうとも十分協議しながら、どういった放送内容にして、そういった奨励をやっていくのか、その辺も十分また検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 今のは例ですから、何かあればまたみんな知恵を絞っていただけるとありがたいと思っています。でないと、聞いていません。聞く耳を持たんちゅったほうがいいでしょうか。また同じもんや。私の知っているやつが言いました。また同じもんや、うるせえだけや。

次、行きます。

町独自ということで、県の対応として、罹患された人に緊急に食料や日用品の配達をするというふうなことが記事に載っていました。ということは、県は業者に、病気にコロナにかかった人

を教えるということにならんですか。困っている人にやるんだから、困っている人はコロナにかかった人ですよ。その人に日用品を、食料や日常の物を配達するというのが出ていたんですが、何か、三股町には教えんけど業者に教えるのかなというふうに思ったので、聞いてみようと思いました。そういうことは自治体には何も連絡は、あるんですか、ないんですか。イエス、ノーで結構です。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 食料の配達については、例えば三股町の方に配達しますとかいうような連絡はありません。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） それ、調べておいてください。要するに、一般のお店屋さんが、県ですから、多分宮崎県が全部、まさか宮崎市長のつもりじゃないと思うんで、宮崎市長なら、中核都市やから、市長が全部知っているんですよ。どこの誰がコロナにかかっているっちゃうのは。それはわかるんですけども、県ですから、どういうふうに契約して、県内の2つの業者だったかな、契約したとこというふうになっていましたんで、それは、どういうことかなと思ったんであります。

3番の問題に行きます。

ワクチン接種の関係で、65歳以上は多分目途が立ったと、県内全て目途が立ったというふうに関この前知事が言っていましたので、立っした後、自治体によっては、12歳以上からできるというふうになっているようですが、例えば保育園の保育士さん、それが終わったら幼稚園の先生、それが終わったら中学校の先生とか、そういうふうなことをやっている自治体もあるんですよ。三股町は、この高齢者が終わった後はどういうふうなことを考えていらっしゃるんですか、お答え願います。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 高齢者のワクチン接種が終わりましたら、次は60から64歳の方に既にクーポン券を今お送りしているところです。6月3日に郵送しまして、1週間ほどで対象の方にクーポン券が届く予定になっております。60から64歳の方は、集団接種は多目的スポーツセンターで、6月末から7月末にかけて2回接種を行う予定にしております。

また、個別接種も集団接種と並行して行う予定です。その次が60歳未満で基礎疾患のある方は、7月からかかりつけの医療機関で個別接種を行う予定としております。

今のところそういう状況です。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 私がさっき言ったように、子供さんたちが、ちびちゃんたちとい

う意味ですが、するために、そういう自治体もあるんですけども、そういうのは計画、もしくは検討の中に入っていますか、入っていませんか、お願いします。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 教育保育施設の保育園、認定こども園の職員の方へのワクチン接種なんですけれども、検討をしております、今週からワクチン接種の事前キャンセルが6月に入ってからちょっと増えてきましたので、事前キャンセル分を、町内の教育保育施設の職員の方へ摂取することにしております。昨日、園長先生方にお集まりいただきまして、この趣旨を説明しましたところ、全園が、接種を希望されましたので、全職員ではないんですけども、キャンセルが出た分を、先生方の接種に充てることにしまして、園内の拡大のリスクを少しでも軽減させることができればと思っております。また、ワクチンを無駄にせずに使うということでも、この方法で、明日から、金曜日から1回目の接種が始まる予定にしております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） コロナの接種は集団でやるということで、言っているのかもしれませんが、あくまでも、どっちの園なのか、保育園なのか、幼稚園なのか分かりませんが、要するに強制をしたらおかしくなりますので、少なくとも、表に貼り出したり、申告制にしたりということがないように、できれば、個別接種という形で推進をするとか、何か方策を取っていただく方法と併用していただかないと、集団接種だけということになってくると、お前行かんとかという話になりかねませんので、ぜひともそういう配慮をお願いをしたいというふうに思います。でないと、自治体によってバラバラですよ。12歳以上やったら、例えばちっちゃいところやったら、もう全員打とうという話もなっているようですし、大学等々は、三股には、あそこの南九州があるんだけど、あそこは多分取り組まないでしょうから、そうなると事業接種ということは多分皆無に近いだろうというふうに思いますが、町としてもそういうことを視野に入れながら、保育園、幼稚園、学校というところも、基礎疾患に関わらず、やっぱり取り組んでもらうような形をしてもらえるとありがたい。昨日で14日三股町はゼロですよ。14日間ゼロです。そういうこともあるんですけども、いつ飛び火してくるかわからんし、先ほど登壇してしゃべったときも、ナンバーが気になったり、マスクが気になったり、いろんところが気になるような、せわしない、もしくはぎくしゃくとした世の中になっています。それを職場に持ち込んで、いじめじゃないですけど、職場内の排除のようになっていたり、全国でいっぱいされておりますので、くれぐれもお願いをしたいと思います。

先ほど私が申し上げましたように、ワクチンについては、いっぱい考えるところがあります。齊藤課長も現場で行って、必死にされて一生懸命されています。頭の下がる思いですが、齊藤課

長のほうはちょっと一歩離れて、これでいいのか、もしくは、もう少し改良するところはないのかという観点から見てほしいなというふうに思いますし、ワクチンが早く行き渡って、こういうものがみんな交流ができるような世の中が来るといいなというふうに思っています。そういうことをお願いして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（福田 新一君） これより、11時まで本会議を休憩します。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

○議長（福田 新一君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位2番、楠原更三議員。

〔4番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（4番 楠原 更三君） 皆さんこんにちは。発言順位2番、楠原です。通告に従って質問させていただきます。

三股町は、平成の市町村合併が進められる中、自主独立の道を選択し、町民と行政との協働のまちづくりに取り組んでまいりました。と第6次三股町総合計画冒頭の町長挨拶にあります。自主独立の道を選択した中に、周囲の自治体と比較しての、これが三股だというまちづくりが必要であるとの思いから、今回も、三股らしさについて伺ってまいります。

総合計画では、町長挨拶の次に、三股町民憲章、町章、町の花、町の鳥、町の木が掲載されています。これらは、当然のことながら、三股を表したものであります。その中でも、町民憲章とは、三股町民の根本的な在り方を取り決めたものであります。そして、前文というものは、その検証の趣旨や目的を表したものであるとされています。私たち三股町民は、先人の偉業に学び、郷土愛と開拓精神をもって、明るく豊かなまちをつくるために、この憲章を守ります。という町民憲章は、様々な催しで朗唱されていますが、その前文の言わんとすることを、町民の皆さんが、特に社会教育の面で実感できるまちづくりが果たして行われているのでしょうか。町民憲章の前文の精神が、様々な計画の中にどのように生かされているのか、特に、今後10年間の指針となる最上位計画である第6次三股町総合計画の中で、どのように生かされているのか伺います。

あとは質問席から行います。

○議長（福田 新一君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 三股らしさについて、三股町民憲章の全文は、第6次総合計画の中で

どのように生かされているかのご質問にお答えいたします。

三股町町民憲章は前文で、先人の偉業に学び、郷土愛と開拓精神をもって、明るく豊かなまちをつくるため、この憲章を守ります。とあります。本町は、昭和46年に第1次総合計画を策定以来、令和2年度を目標年次とする第5次総合計画まで、先人の偉業を踏まえ、郷土愛と開拓精神をもって、町民の生活基盤の整備、産業振興、教育や健康福祉の充実などに努めるとともに、平成の市町村合併が進められる中、自主自立の道を選択し、町民と行政との協働のまちづくりに取り組んでまいりました。

第6次総合計画を策定するに当たっても、これまでの取組を踏まえるとともに、地球温暖化などの環境問題、自然災害の頻発化、激甚化、人口減少社会の到来、高度情報化、科学技術の進展と町政を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。このような環境の変化や町民の皆様の要望を踏まえ、本町の地域特性を生かしたまちづくりを推進するため、第6次総合計画を策定したところでございます。したがって、基本構想でまちの将来像を自立と協働が織りなす元気あふれるまち三股とし、基本理念として、自主自立の精神を持ちながら、町民との参画、協働の関係を強化し、快適環境のまちを創造することにより、安心・安全なまちづくりを目指すこととしております。

今年度からスタートする第6次総合計画も、基本構想、基本理念、そして基本目標、基本計画、それぞれ、これまで同様、先人の偉業に学び、郷土愛と開拓精神をもって、明るく豊かなまちをつくる姿勢で策定されており、町民憲章の前文はもとより、本文の精神も踏まえた計画書となっているというふうに考えているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 町民憲章の今読まれた先人の偉業に学び、郷土愛と開拓精神をもってということが普段の生活の中で、特に、学校教育はこれ確実にあると思うんです。郷土学習がカリキュラムの中に、年間の中に組み込まれていますので、これが生涯学習、いわゆる社会教育の場において実感できるのかどうかということを知りたいと思っています。例えば、先人の偉業に学ぼうとするときに、何が準備されているのか。開拓精神という言葉がなぜ使われているのか、そういうなことについて、私が町民として生活していく中で、実感できることが少ないんです。そこで、今さっきの答弁でいきますと、三股町ではなくても、都城市であっても、高原町であっても同じようなことだと思うんです。三股町としての町民憲章に従ったまちづくりが、どうやって実感できるんであろうかなという疑問から、ずっと同じような質問をしているわけです。以前にも話しましたが、鹿児島の人が、都城駅から三股まで歩いてこられたときに、ちょうど小学校が下校の時間だったということですが、三股町に入ったときに、がらっと

状況が変わったと言われました。何かと言いますと、すれ違う子供たち、小学生がほとんどの子が「こんにちは」と大きな声で挨拶してくれます。都城ではなかったことが三股に入ってあった。これは、児童憲章の中にも、最初に挨拶しましょうというのがありますが、それが学校教育の中で徹底されている、出だしに、文教三股として、次のことを守りますとありますけども、文教三股という看板がまだ立たないんです。これは、それなりに、児童憲章にあるからにはほしいと思いますけれども、そういうようなことから、学校教育でははっきりとわかる部分があるのに、生涯学習はどうなのかということなんですけれども、答えていただけますでしょうか。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 今の質問ですけども、生涯学習の観点と言いますと、教育課ということになるわけですけども、まず、この憲章前文、私たち三股町民は、先人の偉業に学び、郷土愛と開拓精神をもってという部分、この部分のことにつきましては、この第6次総合計画の中にいろんな形でちりばめてあります。ただ、まちづくりという観念の部分で、私どものほうから説明させていただきます。

まず、この憲章の意義を解説した文献によりますと、憲章が制定される目的は、町の理想像を掲げて、空間的な目標を示すこと、個々人の生活を快いものにするための社会生活的な努力目標を示すことであるとされています。第6次総合計画の中で、前文の表記部分にある関連する記述がありますので、ちょっとご説明させていただきます。あくまでもまちづくりという観念の説明でございますが、第6次総合計画の31ページ、この部分に先人の偉業、そして開拓精神に関する記述がございます。ちょっと読み上げさせていただきます。

本町は、明治初期に都城地頭として赴任してきた三島通庸が町の基礎を築き、教育の振興にも尽力したため、文教のまちとしての精神が醸成され、現在も文教精神が脈々と受け継がれています。まちづくりは人づくりと言われるように、自分たちのまちの将来を自分たちで切り開く人材を育成していくことがまちづくりのポイントでもあります。本町には、文教のまちとしての歴史と伝統を踏まえ、明日の三股を担うたくましい若者を育成する土壌が備わっていると言えます。

つまりこの部分は、先人の偉業、開拓精神という部分が触れられている一文であるというふうには思っております。

続きまして、郷土愛、この部分につきましては、同じく31ページのところに記載されておりますが、豊かな伝統、文化を継承するまちということにこの部分が記述されているというふうには思っております。この部分、ちょっと読み上げさせていただきます。いいですか。読みますか。いいですね。このように、今言った先人の偉業、開拓精神、郷土愛というところが、まちづくりという観念では、ここにしっかり掲げてあります。明るく豊かなまちをつくるという表現がござい

ますが、このことは、理想とする地域像であり、憲章前文の締めくくりの表記、この憲章を守りますというのは、多くの町民のまちづくりへの参加意欲を醸成する表現とも言えます。つまり、まちづくりという観点から、こういった内容は、このページに掲げてありますし、また最後の34ページに未来の郷土を担う人材の育成というところにも、これからの若者にとって、そういったものを踏まえて、人材を育成していくという表記がございますので、こちらに、まちづくりという部分については書いてあります。

以上です。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 繰り返しますけれども、実感できるかということをお聞きしているんです。その計画には書いてあって、それに従って実際に行われているというのはわかるんです。けども実感できるかどうかということをお聞きしているんですけれども、学校教育の中ではと今さっき言いましたけれども、わかるんです。もう一つの郷土愛については、先ほど三股町景観まちづくり計画の中から、「みまたんはあとな木」というマップが出されました。非常に枚数が少なかったということで、全戸配布にはならなかったということをお聞きしておりますけれども、これ、本当にこの郷土愛というものが確認できるものではないかなと思うんです。一人一人の町民の皆さんの心に自分のふるさとを再発掘、あるいは再発見、再確認できることになるのではないかなと思いましたが、このようなことを第2弾、第3弾、みまたんはあとな何々というようなものを今後も企画していただければ、この郷土愛というところに応えることはできるだろうし、また、先人の偉業にもつながっていくのではないかなと思っております。

次、行きますけれども、前後しますが、資料の4を御覧ください。

そこに、三股町史の下巻のあったものをここに載せております。無形民俗文化財とありますが、町の指定文化財にはどれも指定されていません。一番右端に始まり？というのは私がつけたものですけれども、これは、新しい町史ではなくて、改定版のほうにあった、ほとんどがあったものです。どれもそれなりに歴史の重みを感じます。町議会におきましても、堀内和義広報委員長のもと、議会だよりで、三股町の郷土芸能を2年間にわたって特集を組み、その由来とともに取り上げてまいりました。郷土芸能の中にも、三股らしさというものが見られますが、どれを見ても三股町の誇るべき文化財であると思います。これらのような無形文化財を指定文化財としている自治体は幾つもあります。

資料の2を御覧ください。

ここに、新富町のホームページから新富町の指定文化財を抜粋したものであります。最初にある棒踊りは、赤文字で表しているところですが、本町の各地の棒踊りのいわれとほぼ同じです。この棒踊りが新富町では町指定文化財となっております。本町においては、棒踊りは、郷

土愛を育む伝統教育の一環として、中学校と幾つかの小学校において伝え続けられています。ほかの小学校においては、地域性のある踊りが伝統教育として伝え続けられています。町の指定の文化財だからこそ、伝統教育の中に位置づけられているという裏づけがあってもいいのではないかと思います。町指定の文化財にして、その価値とともに次世代に伝えていくことは考えられないでしょうか。

資料の2の次に元禄坊主踊りというのがあります。赤字で表しているところを見ますと、始まりが江戸時代後半とされており、ストーリー性があり、芸術性が高いとあります。本町においては、谷地区の太郎踊りがそれに当たると思います。

その下、資料の3には、谷地区の太郎踊りパンフレットから少し抜粋したものですけれども、新富町の踊りと同じく、江戸後半に始まったと言われており、ストーリー性もご存じのようにあります。また、それ以外にジャンカ馬踊りは、これもご存じのように、鹿児島神宮での初午祭でのポスターに使われるなど、その価値は町内外で十分に認められてきております。これは、本町の無形民俗文化財を町指定文化財に指定することは、行政としても重要なことではないでしょうか。できるならば、県指定になるまで掛け合ってほしいと思います。

あちこち行きますけども、資料の6、これも三股町史から抜粋したものですけれども、下の3行ですが、民俗芸能は、民俗文化財に該当し、文化財指定を行っていないものの、平成17年に映像による記録保存を実施し、13の保存会に補助金を交付するなど、保存措置を講じているとありますが、もう一歩進んで、町指定の無形民俗文化財に指定できないのでしょうか、伺います。

○議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 民俗芸能を町指定文化財に追加できないかのご質問にお答えします。

現在、本町の民俗芸能は、13の保存会によって継承されています。文化財保護条例では、町内の文化財のうち、重要なものを町指定文化財とするとされていますが、芸能誕生の経緯や歴史的背景を裏づける資料的根拠が不足していることから、指定に向けての検討は行われてきませんでした。資料調査につきましては、町史編纂業務の一環として、継続していきたいと考えております。

ただ、議員提出の資料にもありましたが、指定はされていなくとも、これらの民族芸能は継承していくべきであるという認識のもと、教育委員会では継続して補助金を交付しております。過去においては、平成3年に三股の民俗芸能を刊行し、平成17年には地域伝統芸術等保存事業において、DVDを製作し、書籍や映像という形でその保存記録に努めてきました。教育委員会としましては、今後も民俗芸能の保存及びその活動について、継続して支援していく考えであります。

す。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 今言われた中で、資料的根拠が薄いということで指定できない状況であるというようなことを言われましたけれども、資料的根拠がどうしても必要なんでしょうか。

○議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 資料的根拠の必要性でございますが、楠原議員も十分ご承知のとおり、指定のレベルが県、国と上がっていくほど、その資料的根拠というものを求められます。もう既にこれは伝統芸能は文化財であるわけですけれども、町の条例に従って、やはり指定文化財とするためには、ある程度の根拠があることが望ましいと考えております。そのためには、なかなか保存会の皆さんに、そういった資料的根拠を出してくださいとお話をしても、それはなかなか難しいと思います。そこで、先ほど課長の答弁にもございましたとおり、資料調査、梶山城の国史跡の指定を目指して、庄内地理志の三股に関する部分等、さらに精査していくことが必要だと考えておりますので、そういった精査の中で、そういった伝統芸能に関する記述等が認められれば、それはもう資料的な価値というものが出てくると思いますので、教育委員会としても、そういった観点で今後、指定文化財というのにつきましても、考えていきたいと思っております。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） あちこちの指定、町レベルの指定文化財を見ますと、「と言われてます」「と伝えられています」というので指定になっているのがいっぱいあるんです。この三股の13の無形民俗文化財、これもほとんど同じレベルだと思うんです。これは、町が指定するわけですから、町が重要と認めていけば、そして地域に全部根差したものなんです。だから、この指定にできない理由というのが何なのかというのがはっきりしない、私はしないんですけども、もう1回言っていただけますか。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 確かに、同じような伝統芸能が指定されている例がございます。三股町は、三股町の判断で指定については考えていきたいと思っております。先ほど申し上げましたとおり、やはり指定ということにつきましては、実質統計値的な要件も必要ですので、町のほうでもサポートしながら、指定できないのかというのはきちんと検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 既に補助金を交付するとか、いろいろな発表の場を設けるとか、既になっている分が多いんですよ。あとは指定とするかしないか、保存会のほうとの関係もある

でしょうけれども、三股を代表するジャンカ馬、太郎踊り、そして各地区にいろんな形であるま
とめての棒踊り、これ、十分ふるさと三股を表すのに重要な文化財であると思はうんですけれ
ども、今後とも前向きに検討していただきたいと思はうので、よろしくお願ひいたします。

次に、資料の5を御覧ください。今のとちょうど間になりますけれども、これは、三股町国土
強靱化地域計画の34ページにあったものですが、ここに文化財についてこのように書い
てあります。「文化財の保管、展示施設の整備を進める、町の有形無形の文化を映像等に記録し、
アーカイブ化を進める」というふうにあります。その次の資料6をもう1回見ていただきますと、
最初のほうに昭和46年、1971年に三股町文化財保護条例を制定し、町内の文化財保護に努
めている。町教育委員会では、平成元年、1989年に3件、翌2年に2件の計5件を町指定史
跡としたとありますけれども、この条例が制定されてから、その後18年たってようやく初めて
3件指定され、その翌年に2件指定されたということですが、これ自体の動きも非常に文教三股
としては遅い動きであったのではないかと感じております。この条例では、先ほども言われまし
たけれども、重要なものを町指定文化財に指定することができるかとあります。それについて、これ
までも一般質問で伺っておりますが、都城島津三代北郷久秀・弟忠通の墓の件について伺います。

この墓につきましては、都城島津家絡みで1年を通して訪れる人がいます。が、壊れている石
の柵を見るにつけ、重要なものとして、文化財に指定している町の取組はどうなっているのかと
思わざるを得ません。福永課長には、前もって現地を確認していただいていると思はうですが、ど
のように感じられたのでしょうか。また、何か今後対策を講じてもらえるお考えがあるでしょ
うか、伺います。

○議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 梶山にあります都城島津三代北郷兄弟の墓ということで、お話し
いただきまして、現地を見てまいりました。供養塔の囲い左側の上の柱が折れている件、後ろの小
さい墓の横の標柱が草むらの中に倒れている件を確認してきております。町の指定文化財であり
ますので、見に来ていただく人の視点というところから考えると、あまりよくない、直したほう
だろうというのは感じたところでありました。これまで、答弁の中でも、梶山城跡の整備と一緒
に、ここの修正についてもということで、回答したところもあったんですが、今回、見に行った
ことも含め協議をしまして、梶山城跡整備と切り離れた形で、何らかの取組、修繕は必要であろ
うなというところを内部で話したところでありました。

以上です。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） よろしくお願ひします。梶山城と実際は別の文化財ということで
今あるわけですから、北郷兄弟の墓が町指定文化財、現在。梶山城は何でもないわけですから、

文化財としては指定はされていないというのが現状でありますので、それと連動してやるっちゃんじゃなくて、単体として、北郷兄弟の墓、町指定文化財としてのものとして、その価値をまだ後世に伝えていくためには、できるときにできることをやっていただきたいと考えているところです。よろしく願いいたします。

それから、先ほどの国土強靱化地域計画の中に、文化財の保管、展示施設の整備を進めるとありますけれども、これについて今後の計画はあるのでしょうか、伺います。

○議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 文化財の保管、展示施設の整備、アーカイブ化の具体的計画はどのご質問にお答えいたします。

国土強靱化基本計画で、貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形無形の文化の衰退、損失のリスクシナリオに対し、社会経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備することが目標として定められており、町の地域計画でも文化財の保管、展示施設の整備を進めることと、町の有形無形の文化財を映像等に記録し、アーカイブ化を進めることを定めています。

文化財の展示施設につきましては、中央公民館の郷土資料室が該当しますが、保管については、整備が進んでいないのが現状です。町史編さん事業で収集された史料につきましては、乾燥剤を入れ、ボックスに収納し、その保存を図っているところです。ただ、施設としての保管、展示につきましては、セキュリティーや湿度、温度、管理という観点も含めて、五本松交流拠点施設整備後の中央公民館の利用形態の中で、耐震化など検討していきたいと考えております。

また、文化財のアーカイブ化につきましては、先ほど述べましたとおり、平成17年に地域伝統芸術等保存事業でDVDを製作し、映像という形で保存記録し、その他の主要なものについても記録保存ができておるところでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） それは、先ほどの文化財保護条例のほうにも書いてありました。

平成17年に映像による記録保存を実施したというのが。だけど、この国土強靱化は、令和2年10月に制定された計画なんです。その中に、展示施設の整備を進める、進めたじゃないんです。それから、アーカイブ化を進めるなんです。行ったじゃないんですよ。ということから、私は、純粹に、これから先を見据えて、そういう予定があるのかなということで質問しているところですけど、もう1回お願いします。

○議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 国土強靱化町の計画、地域計画、平成2年10月からということに

なっておりますけども、ちょうど文化財が中央公民館にある分、どうするかと考えたときに、ちょうど今交流拠点施設の話も進んでおりましたので、その後中央公民館をどうするかというところに合わせて考えていくのがいいだろうということで、これから、教育委員会の各委員さん含めいろいろ話していこうというふうに考えておるところでございます。アーカイブ化、デジタル化につきましては、担当職員のほうで、先ほどの郷土芸能の保存のこととは別に、各町内の史跡につきまして、担当職員がカメラ等で収めたものを役場のハードの中に収めているという状態まで具体的に進んでおるところでございます。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 分かりました。次に参ります。

先ほど、「みまたんはあとな木」マップについて取り上げましたけれども、表紙となるところに「はあとな町を、さるかんね」と題があります。はあとというのはひらがなで書いてあって、あったかみを感じさせる意図があるんじゃないかなと勝手に思っているところですけども、3月議会でも取り上げましたけれども、150年になります。このハート形の町生誕150年を機に今、みまたとハートを結びつけた何かをどんどんと企画していったらいいかでしょうか。何かとは、イベントとは限りません。逆にイベントがなくても構わないと思うんですけども、郷土愛を、三股とはこういうもんだという郷土愛を育むために、この150年というものを活用できないかという強い思いから提案しております。3月議会では、同じようなことを具体的な例を幾つか挙げながら提案しておりますが、このときに、150年というような切り口で考えたことがなかったので、今後の新たな課題として、内部のほうでいろいろと考えてみたいという回答をいただいております。2022年、来年の2月18日をもって150年です。あまりゆっくりはできないと思いますが、途中経過で結構ですので、伺います。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） ただいまの質問にお答えいたします。

ハート形の町生誕150記念の途中経過というご質問なんですけども、先ほど、楠原議員がおっしゃいましたように、3月定例会の答弁を説明いただいたところですけども、まず、経過から申し上げます。記念行事についてであります、ハート形の町生誕150周年と銘打った記念式典などは特別な行事は予定しておりません。ただ、ハート形の町を広く町内外に発信していくための方法については、今後検討していきますし、また、今回移住者の呼び込みをやろうということで、ユーチューブを使ったプロモーションビデオ、こういったものをつくろうと思っておりますので、そういったこと等も含めて、その中に盛り込めないかということなども検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 今も言いましたように、時間もあまりありませんので、少しは急いでいただきたいなと思っておりますが、2021年ですけれども、2027年になりますと、今度は西南戦争から150周年ということになります。全国各地でこの催しが開かれると思いますが、その1877年からさかのぼること5年前にハート形の町が誕生したという事実とともに、本町にも西南戦争にまつわる史跡が幾つもあるということ、そしてその1つに、西郷隆盛の長男であります西郷菊次郎の揮毫（きごう）による石碑が三股にあるということなどと考えると、ハートの町生誕150年を機に、町内外に三股を発信するよい機会が到来してきているのではないかと思います。あったかハートで150年です。今後の計画、前向きに、よろしくお願ひしたいと思っておりますが、町長、何か一言いただけないでしょうか。

○議長（福田 新一君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど、企画商工課長からお話があったように、特別な行事等は、議員も言われましたけれども、考えてはいないところですが、ハート形、これについては、本当にドキドキみまたというような形で売り出していますので、何らかの形でもっとPRしていきたいと考えています。それを150年と結びつけるかということは、まだ議論をしておりませんので、これから考えていきたいなというふうに思います。それとまた西郷隆盛のお話も出ました。西南戦争ですね、そちらについてもいろいろとご提案があらうかと思っておりますので、今後の課題というようにさせていただきたいと思っております。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） よろしくお願ひいたします。

次の質問に移ります。

観光の振興について伺ってまいります。資料の7を御覧ください。

第6次三股町総合計画から抜粋しておりますけれども、③のところ、ここに、通年型・滞在型観光地の整備について整備を進めますとありますが、どのような計画があるのか伺います。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 通年型・滞在型観光地の整備計画のご質問についてお答えいたします。

まず、通年型の観光、そして滞在型の観光に分けて、それぞれ説明をさせていただきます。通年型の観光の整備計画についてですが、本町は、椎八重公園のツツジ、上米公園の桜、しゃくなげの森など、春の絶景スポットは広く注目され、春は本町を訪れる観光客が最も多い季節です。一方、夏、秋、冬は著しく減少しています。年間を通して本町を訪れる観光客を増やすために、これまで、長田峡をメインに秋のライトアップ事業や、成因説明板を設置したほか、観光ホーム

ページの自動翻訳機の導入などを実施してまいりました。今後の取組といたしましては、宮崎県南部の10の市町で構成する「宮崎県南部広域観光協議会」や、県南3市1町と大隅地区4市5町で構成する「日南・大隅地区観光連絡協議会」で、クルーズ船の寄港によります観光客を対象にした周遊ツアーや体験ツアーを計画していることから、本町に立ち寄るツアーを企画、提案したいと思っております。そのほか、これまでに町や社会福祉協議会、民主団体が作成いたしました三股町内マップ「さるかんね」、あるいは、前目地区の住民が作成いたしました「前目んマップ」、あるいは町で作成いたしました「みまたんはあとな木のマップ」を活用し、マップのコースを楽しむウォーキング、また、自転車を使ったサイクリングツーリズムの取組についても検討してまいります。

一方、滞在型の観光の整備計画についてですが、滞在とは、その地に一定期間とどまること、つまり宿泊することも条件であると思えます。しかし、本町には宿泊する旅館やホテルはございません。今後の滞在型の観光の整備計画を進める上では、宿泊施設の整備を考えていく必要があると思えます。しかし、現時点で民間の参入によるホテルや旅館の建設は見込めません。ただ、古民家を活用した宿泊施設整備は、一部望みがあると期待しております。そこで、民間の事業参入については、古民家の情報提供や、国県の補助事業の紹介をはじめ、町としての応援の方法についても検討したいと思えます。その一方で、都城市、曾於市、志布志市の3市と本町で構成いたします定住自立圏の事業において、広域的交流、観光サービスの向上を目的に、本圏域の観光PRと観光客の誘致、新たな観光開発等を積極的に進め、同時に本町にも立ち寄ってもらえるよう、魅力ある観光の振興を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 今までに似たような質問しておりますけれども、新たなものとするれば、古民家の利用というのが出てきたかと思えますけれども、想定されているものはあるんですか。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 現在想定されているものはございませんが、本町に、古民家の経営をした方が移住されたということで聞いております。そういった情報をもとにしまして、その方がするかどうか分かりませんが、今後、もしその方が、三股町内での古民家を利用して施設整備したいという意向等があれば、その相談には応じてまいりたいと思っております。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 分かりました。次に、3月議会で、同僚議員の質問に対する町長の回答の中から伺いますけれども、長田峡は、観光地としては考えていない。憩いの場であると

考えているというものがありません。資料を先ほど見ましたけども、資料の7、見ますと、赤で幾らかやっているとありますが、これどうしても観光地なんです。考えますと、3月議会のときの町長の回答ですが、何なのかなという気がしたわけなんです。ここにも町有数の観光地である長田峡と記されていますし、そこで、憩いの場と観光地の違いについて伺います。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 憩いの場とは、体や心を休める休息の場、くつろぐための場のことをいい、観光地とは、日ごろの日常的な仕事や生活を離れて、「非日常的な体験」ができる場所です。観光地について詳しく調べてみましたところ、「観光旅行と呼ばれる保養、遊覧を目的とした旅行または旅行者に対して、歴史、文化、自然景観などの遊覧資産を適宜整備されており、交通機関や宿泊施設などの観光客の受入れを行える地域をいう」と記されていました。観光地としましては、史跡、名勝、温泉、あるいは自然公園などがあるわけですが、そういうところを観光地というふうに位置づけております。

憩いの場としましては、リラックスできる場所であることから、例えば具体的に申し上げますと、温泉やホテル、公園、遊技場、グラウンドゴルフ場、パークゴルフ場などのスポーツ施設や観光地、高齢者が集まるサロンなど、多岐にわたる場所のことをいいます。つまり、憩いの場と観光地は対比するものではなく、憩いの場の中に観光地も含まれるということだと考えます。町民にとって憩いの場が旅行者にとって観光地であることが往々にあることでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） そうなんですよね。観光地と憩いの場を区別する必要は別にないと私も思っています。実際、あそこは、県立鱒塚自然公園ですか、憩いの場とも取れるし、観光地としても取れますし、先ほど課長の話の中では、3市1町の広域での観光というのがありましたですけども、その中で、三股町代表するものとして、長田峡、どうしても長田峡イコール観光地という図式は、私は取っ払えないんですけども、3月では、町長は、「私は観光地としては考えていません。憩いの場と考えています」と、それが実際の施策としてどう違いがあるのかちゅうことについて伺います。

○議長（福田 新一君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 長田峡について、観光地か憩いの場か。それから説明させていただきたいと思います。

本町の長田峡公園は、すばらしい溪谷美を誇っておりまして、新緑と紅葉、そして遊歩道の公園として、県内外に魅力を発信していることから、言われましたように、本町の有数の観光地として、整備してきたところでございます。町では、その魅力をさらにアップするために、これま

で河童のオブジェを設置したり、公園への誘導板の設置、モミジの植栽、昨年度は成因板を設置するなど、いろんな取組をさせていただいてきました。と同時に、地元の皆さんにとっては、溪谷美や四季の移り変わりを楽しむ憩いの場でもあるわけです。ご指摘の長田峡は観光地というのはあまり考えていない、私の言葉ですけど、憩いの場という形で生かしていこうと考えているとの発言の趣旨について、ただ今から説明いたしたいと思います。一般的に観光地というと、観光客が保養、遊覧、食などを楽しみに年間を通して訪れる場所をいまして、周辺には観光客相手の商店やホテルなどの宿泊所があり、消費活動が活発に行われ、常ににぎわいがあるのが通常かというふうに考えております。このような観点から、長田峡公園を見ますと、現状は、一般的に言われる観光地とはちょっと様子が違います。また、一般質問の中で言われたのは、新轟木橋の上流部の河川敷が広いので、ボートなどを浮かべてはどうかという質問に答えたところです。その提案に対して、過去にあった道の駅の建設やそしてボート設置を例に挙げまして、採算性や管理体制などを考えると、町が率先して取り組むということは難しいというふうに回答したところでございます。これらの理由によりまして、長田峡公園は、一般的に言われる観光地としてではなくて、地元民に愛される憩いの場、ただし、観光客、訪問客にとっては、観光スポットとして活かしていくことが重要だというふうな趣旨でございます。そして、観光客に憩いや癒しを感じていただける場として現状を維持し、町内観光やそして先ほどありました広域観光の観光スポット、エリアとしてネットワークに位置づけていきたいというふうに考えています。

ちょっと舌つたらずな面があったかなというふうに思います。さきの答弁を正確に申し上げますと、長田峡公園は、一般的な観光地としての開発は考えていません。ただし、観光客や来訪者に親しまれる憩いの場、そしてまた観光スポットというようなことで活かしていきたいというふうに考えているところでございます。ですから、あそこにボートを浮かべたり、あるいは道の駅をつくったりと、そして人がにぎわうような、そういう場、そこまで町が率先してやろうというところではないというようなことでございます。ですから、地元民に愛される場所、そしてまた観光客にとってはやはり観光スポットとして、そしてまた広域観光の中であそこも活かしていくということですから、観光地と考えていないというんじゃない、観光地として開発を、一般的な観光地というような開発は考えていないというふうなことでご理解いただければありがたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 一般的なという言葉が入っていれば、私もすつといったと思うんですけども、分かりました。けど、気持ちとすれば、観光地として開発してほしいというのが地域の人たちの気持ちであるということは、考えておいていただきたいと思っております。何と

いっても三股で一番の名前の売れているところだと思っておりますので、引き続き考えていただきたいと思えます。

次に行きます。

梶山城についてですけれども、調査整備検討委員会というものが立ち上がってから、コロナ禍で動きが制限されてきております。宮崎県内の梶山城とほぼ同時期の山城であり、国指定となっている佐土原城にこの間行ってきましたら、まず最初に説明板がありまして、そこに八巻孝夫という名前がありました。佐土原城についての説明のところですが、八巻孝夫先生は、梶山城を調査され、その縄張図を作成された方でありまして。宮崎県内の山城は多くがこの八巻先生の調査によるものと聞いておりますけれども、町の文化会館で、平成14年、南九州の名城、梶山城という題目で講演をされています。ふるさと三股の20号に掲載されております。非常にすばらしい内容で、何回読んでも読み飽きないような内容だと、私にとっては。講演の題目に、南九州の名城とされていることが、よく理解できるだけの内容となっております。中には、飢肥城と比較して、飢肥城のほうが有名ですが、飢肥城と比較して、梶山城のすばらしさ、飢肥城のマイナス点も書いてありますが、この本は、図書館にありますので、1人でも多くの方々に読んでいただきたいと思っておりますけれども、この調査整備検討委員会が、今開かれないわけですが、開かなくても、今できる整備というのはないものでしょうか、伺います。

○議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 質問のとおりいきますと、梶山城調査整備検討委員会のその後、今できる整備はないかのご質問にお答えいたします。

まず、検討委員会につきましては、コロナ禍の影響もあり、開催の計画は立てたものの、令和2年度は実施できなかったというのが実情であります。今後の予定としましては、文化庁調査官からの助言もありましたとおり、文献史料等の調査研究を中心に行い、調査成果を各委員と共有していきたいと考えております。

次に、今できる整備はないかとのことですが、まずは梶山城の各遺構を案内する簡易な順路表示の設置が考えられます。ただ、整備の進んでいない山林に案内表示を設置することは、危険も伴いますので、注意喚起を含めた看板も必要であり、地元の協力が不可欠であります。関係機関と協議した上で、実施に向けて検討していきたいと考えております。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） よろしく願いいたします。現在、町指定文化財にもなっていないものを、国指定史跡に向けてというのもどうかと思いますが、この資料の最後ですが、8、これも総合計画からですが、歴史的価値の高い梶山城跡というふうに書いてあります。その価値は認められて、そして、町土地開発公社で、用地買収もどんどんと進めていただいております。

ます。着実に動き始めているわけですので、国指定史跡となる前に、町指定というものは考えられないものなんでしょうか。そして、今後、国指定に向けて、現在必要なものにはどのようなものがあると考えられているのか、伺います。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） お答えいたします。

考え方としては、町指定文化財というのもあるかと思いますが、我々としては、もうこの際国の指定ということで、全力を傾注してまいりたいと考えております。また、必要なものということでございますが、国の史跡指定に向けては、文部科学大臣宛てに、史跡指定に係る意見具申書というのを町が出す必要があります。この具申書に、必要な関係書類を添付していかなければいけないわけですが、やはりその中で、最も重要なのが、調査、保存の経緯を含め、指定に値するという学術的評価をまとめた報告書、これが一番重要となってきます。この学術的評価を行うために立ち上げたのが、梶山城跡保存整備検討委員会でありまして、3つの視点から、1つ目は縄張図や地形測量図を使った現地の状況を、地勢的、学術的に評価するということ、2つ目が発掘調査による遺構の残存状況の確認及び考古学的評価を行うこと、3つ目が文献資料等による歴史的評価を行うというものになります。

この3つの分野について、取り組んでおりまして、調査報告書を、教育委員会で作成するということになります。そのほかには、土地所有者の国指定に対する同意書、これが必要となってきます。土地開発公社の先行取得というのは、今議員がおっしゃられたとおりでございますけれども、全ての地権者の同意が必要ということになっておりまして、土地1筆ごとの地籍調書、あるいは土地登記簿謄本が必要になってきます。今後は、相続が不確定の土地や共有地の取扱いが課題となりますが、そういった土地を除外しての部分指定が可能なのか、あるいはまた全体の何%であれば申請が可能なのかを、県を通じて文化庁と協議していきたいと考えております。

さらに、図面については、城跡の位置情報や指定範囲が表示されたもの、また、指定対象の価値を示す地形測量図などが必要となっております。写真資料も航空写真を含めた様々なものが必要です。今言ったようなものを全部デジタルデータとして提出が必須となっております。こういったものを用意していく必要があると。最終的には、保存整備計画書が必要でございます。これは、コンサルに委託するケースもございますけれども、基本的には、教育委員会で策定することとなります。

今年度新たに文化財係を設置いたしました。こういった事業の進捗に応じて、その体制をどうするかといったことも考える必要があるのかというふうに思います。

以上です。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） よろしくお願ひします。最後の質問になりますけれども、職員的心得10か条について伺ひます。3月議会においては、より効果的な方法については協議を進めているところですのでの回答を得ています。また、広報みまた4月号で、町民が幸せと感じる町役場を目指すために、働く職員もそれを目指す必要があります。町長を含めて、職員全員が同じ方向を向いて仕事を進めるために、職員心得10か条を、2月17日に策定しましたとありました。町民の皆さんも関心があるのではないかと思います、その後の取組状況と現時点で見られる成果について伺ひます。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、職員的心得10か条につきまして、取組状況と成果についてお答えしたいと思います。

まず、今取り組んでいることについて説明させていただきます。まず、1つ目は三股町職員心得10か条、この10か条を書いたものを課内、また係内に、それぞれ職員が座って見える位置に、今掲示をしているところがございます。それが1つ、それとあとパソコンを必ず起動いたしますけれども、パソコン起動時に必ずこの10か条が一番初めに出てくるといった取組を実施しております。また、先ほどありました町の広報誌、また町のホームページのほうで、町民に対する職員の意識というか、そういった考え方についても紹介をしているところがございます。また、今実行していないんですが、今後の直近の取組としましては、朝礼時に、係内に週1回の唱和行動を行うといった行動、そしてもう一つが、人事評価制度というのを導入しているんですけども、この中で、組織目標の中にこの10か条を掲げまして、それぞれ職員が、そのうち10か条の中で自分が達成できていない部分を1項目まず上げていただいて、それを目標として、1年間取り組んでいただけるような形を取りたいというふうに思っています。

また、その成果につきましては、年に2回上司との面談がありますので、その中で上司から評価をしていただくというような取組を実行していきたいと考えております。

また、成果についてでございますけれども、現時点での、また、取り組んで日も浅いことでもありますので、はっきりとした成果は確認できませんけれども、私個人的な観察からいきますと、非常に職員、大きな声で挨拶のほうをしているように感じているところがございます。

以上でございます。

○議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 始まったばかりですから、まず一番効果がわかるのは挨拶だと思いますので、それを引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。また、これにつきましては、定期的に伺ひていきたいと思ひますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

時間がオーバーしましたけれども、終わります。

.....
○議長（福田 新一君） これより、昼食のため、13時30分まで本会議を休憩します。

午後0時03分休憩

.....
午後1時30分再開

○議長（福田 新一君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位3番、上西祐子議員。上西議員。

〔10番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（10番 上西 祐子君） 通告に従いまして、質問してまいります。

1番目の質問です。

三股駅のバリアフリー化について質問いたします。

三股の駅JRは無人駅で、電車に乗るには階段を上り、また下らないとホームに行けません。足の悪い人、また年配の人にはとても不便な駅となっています。高齢になってくると車の免許を返納する人も増えてきます。公共交通を頼らないとどこにも行けなくなります。約20年前に高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律、公共交通バリアフリー法が制定されました。

法律の趣旨は、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性、安全性の向上を促進するため、鉄道駅等の旅客施設及び車両について、公共交通事業者により、バリアフリー化を推進すると書いてあります。三股駅も無人化駅となり久しいですが、朝夕のラッシュ時は通学、通勤の方々が結構おられます。また、町民の方で、昼間、都城市や宮崎に行かれる方もおられます。体の不自由な方が、もっと電車に乗りやすくするための手だてはできないものなのか、JRとの話し合いはなされていないのかお伺いいたします。

あとは質問席にて質問してまいります。

○議長（福田 新一君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 三股駅のバリアフリー化についてのご質問にお答えです。

三股駅のバリアフリーについては、これまで何回となく問題提起されてきたテーマであり、町行政としても重要な課題として受け止めているところでございます。

現在の三股駅は、跨線橋を渡ってしか乗降も行くことができず、高齢者や足の不自由な人、障がい者、妊産婦等には不便であり、ホームへの移動方法の改善は喫緊の課題というふうに考えています。これまでエレベーター設置やスロープの設置等について、検討を重ねてまいりましたが、町単独での事業となり、多大な初期投資や維持管理費が必要となり、暗礁に乗り上げていたとこ

ろです。

このような状況を踏まえ、昨年度から、総務課行政係を窓口として、J R九州宮崎総合鉄道事業部と次善の策として、駅舎から跨線橋を渡らずにフラットでホームへ行ける方法、つまり、踏切について検討を重ねているところです。

具体的な取組については、総務課長が回答いたします。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 現在の取組状況についてご説明申し上げます。

移動手段の改善につきましては、昨年8月からJ R九州宮崎総合鉄道事業部と協議、検討を重ねてきております。

移動改善方法については、エレベーター設置や地下通路設置案もありましたが、多額の初期費用、維持管理費が必要となることや、補助事業等を採択要件により活用できないことから、費用面での素案として、踏切設置によるホームのフラット化に限定し、協議、検討を進めているところであります。

直近では、今年4月28日に協議を行い、設置には国の承認が必要であることや、踏切廃止を推奨している国に対し、十分な安全対策を講じた計画申請が必要である等の課題を確認した上で、J R九州宮崎総合鉄道事業部に踏切設置に関して、1つ目に全国のホーム改善事例について、2つ目に事例における費用と負担について、3つ目に踏切設置による安全対策の提案についての調査、取りまとめをお願いしているところであります。6月を目途に回答する意向でありますので、その内容を踏まえての協議、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 今、協議がなされているということを知り、少しは安心しましたが、実は、私も去年足の手術をして、夏ぐらいに宮崎に行く用事があった、駅に行ったんですけど、切符を買う、行ったのは前日だったんですけど、駅を見たときに、もうとてもじゃない、これは階段の上り下りはできないなと思って引き返して、すぐもうコンビニに行って、宮交の1日乗り放題の切符があるもんですから、それを買って、都城の駅までは運転はできるもんですから、そこに駐車して、宮交のバスで宮崎に行ったんですが、やはり、私みたいな者でももう本当に昔はよく車で宮崎辺りに行ってたのになと思ったんですけど、やはり高齢になると、もう宮崎まで車を運転もちょっとできないしと思って、そういうふうな人たちが、たくさん今から出てくると思うんですね。だから、もっと鉄道を利用できるようにしていかないと三股の発展にとってもこれからね、駅がやはり大事になってくるんじゃないかなと思ってこの質問を取り上げたんですけど。J Rとの話し合いの中で、踏切設置とかいうふうな形でいけば、経費的に

は少し安くできるようになるのでしょうか。早くできるようになるのでしょうか。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 先ほど回答させていただきましたとおり、今現在は、踏切の設置という形でどうにかできないかというところで、費用的な面もあるんですけども、そのほかにエレベーターの設置についてもいろいろ協議をしたところだったんですが、このエレベーター設置に関しまして、費用的に約1億5,000万程度かかるということ。それも補助事業を活用できないというような状況。それとまた地下通路、踏切の下を、地下を通路とした場合、これはどうでしょうかという話も進めたんですが、これについても7億程度かかるということで、電車も止めなければいけないとかいろいろありまして、やはり費用的な観点からいくと、一番は踏切が一番費用も安くできるのかなど。費用については、大体、大体、設計から工事までいくと約9,000万、これはあくまでJR側のデータ、概算の費用ですけども、9,000万ぐらいでできるのではないだろうかというところでおるんですが。やはり一番心配しているのは、踏切を設置した中で、特に三股駅の場合は、急行、特急も通りますので、その辺の安全対策はどうかというところが一番心配な点でございまして、その辺も含めて今、JR九州のほうで、調査と依頼をお願いしているところでございます。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） こちらの一番端っこのまたがないと乗れないけど、一番端っこのホームから乗れるようには出来ないんですかね。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） その件についても、JRとのほうと2線あるんですけども、ホームと両サイドあるんですが、これはこのままの状況で、乗降を、こちら側のほうからできないのかというご相談をしたんですけども、実際、餅原駅が、単線1本で同じ方向に乗り降りするわけですから、三股駅もできないのかという話もしたんですけども、どうもルールというか、一応、5キロ単位にそういった引込みというか、あれを設けないといけないことになっているというような回答を得まして、それについて絶対駄目という回答は聞いておりませんので、その辺の回答も含めてどうしたらいいのかというのも、またJRのほうから回答をもらいたいというふうに思っております。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 交通バリアフリー法によりますと、1日の利用、安全な駅にするちゅうことは義務づけられていますけど、やはり経費のかかることであって、その場合、市町村とJR側とのそういう国の補助とかそういう折半とか、それから、自治体、住民の運動とかそういう陳情とか、そういうふうなことによって進めることが早くなるかそういうふうなことは

考えられないのかなと思って。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今費用の負担というところも含めてなんですけれども、補助事業、現在のところは活用できない、補助事業を活用できる事業がないというところで、やはりJR側のほうとしても先ほど申されたように公的などのバリアフリー化というのがありますので、JRの負担、もしくは市町村、町村の負担、この辺の協議も含めていこうかなというふうには思っております。出来るだけ初期費用を抑えつつということでもありますので、維持管理のほうは、やはりJR側のほうが持つというふうには今言ってもらっているんですけれども、それはやはり初期費用がかなりかかるということがありますので、その分も含めて費用負担の分についても、協議を進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 町長も含めてですよ、私たちと一緒に要望が強いというふうなことを、ぜひJR側とも話し合いをして前に進めていただきたいと思いますと思っておりますので、高齢者、障がい者などの切実な願いだと思っておりますよ。

高校生でもまた、スポーツなんかでけがして足が悪かったりして、宮崎までの通学はできないとかいう人もおられると思うので、ぜひ町民の本当にこれからの足の問題として、取り組んでいただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（福田 新一君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この件については、以前からいろんな地区座談会等で何回とお話ありまして、もう既に今回も含めていろんな形で運動してまいりました。しかし、やはり国のほうがどうしても踏切をなくすというのが前提にありまして、なかなか踏切の設置というお話ができなかったところです。

ただ、昨年、やはりちょっとこちらのほうの話も聞いてくれて、もう宮崎の事業所のほうには、何度も足を運んでおりますけれども、そういうやっとなテーブルに乗ってきたというような状況ですので、これをぜひ前に進めたいなと。

以前、我々が小さい頃は、もうフラットで、今の駅舎から直接ホームのほうに踏切で行っておりましたので、あの元に戻るような形になりますけれども、そしてまた、踏切とご指摘ありましたように、特急やら急行が通りますんで、その辺の安全対策、その辺りを十分検討させていただいて、実現に向かって努力はしたいなというふうに思っています。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） ぜひ前に進めていただきたいと思いますので、お願いいたします。

次に、2番目の質問に移ります。

後期高齢者に対する針、灸、あんまの助成制度についてですが、昭和40年に都城北諸、針、灸、あんま師との間で国保助成制度が創設され、その後、5町でも制度が行われるようになりました。現在、本町では、74歳以下の国保助成が年間60回、1回につき1,200円の助成が行われています。平成20年4月から後期高齢者医療制度の実施に伴い、75歳以上の被保険者に対して、広域連合より年間24回、1回につき1,000円の助成が行われております。高齢になれば病気も多くなり、健康維持のためにも針、灸、あんまの施術が必要となります。東洋医学としての針、灸は地域医療や高齢者医療、スポーツ医療など新たな職域へと活躍の場が広がっております。

WHO（世界保健機構）では、49の疾患を適応疾患としています。適応疾患とされているものの以外にも、西洋医学との併用治療を行うことにより、症状の緩和を見るものや、また、病気ではないが、手足が冷える、疲れがある、だるさなど、健康維持・増進という面でも、針、灸治療は有効です。針、灸、あんま助成が74歳以下の人が年間60回、75歳以上は年間24回であり、あまりにも不平等であり、高齢者福祉の後退です。

宮崎市では、平成20年4月から、都城市では、平成21年4月から、収入の少ない後期高齢者の負担を軽減するために、広域連合の24回終了後、市独自であと24回助成が行われているとのことです。本町では、74歳以下の利用者数の発行数は、令和元年ですかね、277人、75歳以上の方の発行数は289人で、75歳以上の方のほうが多くなっています。このことは、高齢者のほうが神経痛やリュウマチ、腰痛症などの慢性的な痛みがある人が多くおられるということの証明ではないでしょうか。本町でもこのことで慣れなのかなと思っておりましたが、そういうふうなことでこの質問事項を書いているんですが、本町でも、都城市とか小林のように、後期高齢者の方にも町独自であと24回、助成できるようにならないものかお伺いいたします。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 後期高齢者に対する針、灸、あんま助成制度についてお答えいたします。

宮崎県後期高齢者医療広域連合が行っています、針、灸、マッサージ等施術助成制度は、神経痛やリュウマチなどの末梢神経疾患及び運動器疾患の施術に対し、1日につき1回、年24回、1回につき1,000円以内の助成を行っているものです。

利用実績を見ますと、昨年度は304名の方に施術料助成受領書を交付しています。そのうち235名の方が針、灸、あんま助成を利用され、1回から23回の利用者が210名、24回の利用者が25名となっております。

都城市や宮崎市などで市独自で24回の追加助成を行っているところもありますが、本町におきましては、施術料助成受領書を交付した304人のうち利用されなかった人が69人、

22.7%、1回から23回の利用者が210人、69.1%、24回の利用者が25人、8.2%であることから現状維持と考えているところでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 私も七、八年前でしたか、ちょっと交通事故に遭って、後ろから追突されてどうしようかなと思ったけど、たしか、ここの議会事務局長やったと思うんですけど、前の、その人が外科とかに交通事故で行っても、むち打ちとかそんなのはレントゲンに出らんから、針に行ったほうがいいよと。針、灸に行ったほうがいいよと言われて、それで私も知り合いのところに行って、針3回打ったんですけど、そしたらもう全然症状も出なくて収まったんですよ。だから、それから割と背中が痛かったりすると行くんですけど。やはり60回、前期高齢者のときの60回はあまり、もうそんなに使わないんですよ。余るんですよ。1か月に多くても三、四回。だから、多くても40回も行くことはあんまりないんですけど、やはり、75歳以上になると、24回でもだから月にすれば2回でしょう。なかなか抑えてしまうんですよ、行くこと。だからそういうことを考えたら、やはり、足りない人の分を前期高齢者の人たちの分をこっちに回していただけないかなと。

針、灸、あんま師会の人たちが平成20年と平成26年に陳情書を出しているんですよ、町にね。だから、やはり、そういう先生たちもやはりそういうふうな後期高齢者のほうが必要だというふうなことが分かっているから陳情書も出されたと思うんですが、そういう意味で、少し検討する余地はないのかなと思ひまして質問いたします。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 75歳以上の方の針、灸、あんま助成制度が国保のときの60回からすると24回に減るという感じで回数が少なくなったように感じるんですけども、その国民健康保険と後期高齢者医療広域連合との保険者の違いがありますので、国保を後期に回すということは難しいです。保険者の違いというところで。75歳以上の後期高齢者の方に対する健康寿命を延ばすとか、健康の保持・増進というところで、本町としましては、今年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組ということで、保健師を1人雇用しまして、まずは医療費の分析や毎年行っています健康診断の分析を行ひまして、何が課題となっているか、どういうところに問題点があるかというところをきちんと分析をしまひて、そこで得られたものから、例えば、家庭訪問をして保健指導をするとか、高齢者の集いの場があるんですけども、集いの場を活用した保健事業を行うとか、そういうところに取り組んでいきたいと思ひています。

75歳以上の方の保健事業とか健康寿命の延伸に関しては、そういうところをまず、本町として課題を見つけて取り組んでいくべきかというところを、やはりきちんと分析した上で取り組ん

でいきたいと思っていますので、この針、灸、あんま制度の助成の制度はちょっと、24回以上の利用者の少ないという点もありますので、もうちょっと幅広いところから保健事業とか健康面を考えていきたいと思っていますところでは。

以上です。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 都城では、24回の利用で足りないところは、あとまた市が独自でその助成をされているんですが、やはり都城の場合は、独自の追加、追加助成を受けるにはまた手続が必要なんです、後期1回目と後期2回目とあって、後期の24回まで、全体で48回なんです、それで足りない人はまた申込みができるというふうに書いてあるんですね。だから、そんなのを含めてでも、あまり費用の面ではそんなに高くない、この針、灸でいくと、普通の病院に、整形外科とかそういうふうなところに行かないからそっこのほうの医療費削減ができるわけですよ。だからそういう意味では、やはり24回で足りない人は、ちょっとそんなにたくさん何回もというふうなことじゃないわけですから、検討していただけないのかなというふうに感じて質問をしております。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 町独自で助成した場合としますと、1回1,000円ということとで24回追加して50人分と考えても120万円ぐらいになると見込まれます。ただ、医療費削減の面から考えて、それ以外の医療費がたくさんかかっているものもほかにもありますので、針、灸だけではなくて、医療費全体から見る、まずは医療費の分析とか、健診結果の分析とか、そういうところからまず全体像から見て、問題点、課題、そしてどういう対策が必要かちゅうところを考えた上で取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） とにかく、少し前期高齢者と後期高齢者のあまりにも差があり過ぎるもんですから質問しているんですが、やはり、後期高齢者福祉の後退にならないように健康面でもぜひまた、いろいろ調査をされて検討していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

じゃあ、3番目の質問に移ります。

コロナ接種ワクチンについてであります。

もう私も2回接種が終わりましたので、この中では私が初めてじゃないかなと思うんですが、もう本当に、三股のこの接種の在り方は、受けてみて本当にスムーズに行ったというんですか、ただ、最初、予約のときが、1日で電話がつながらなくて大変な思いをしたんですけど、その後

はもうすぐくここでの待ち時間も少ないし、もう行って帰るまで40分ぐらいだったかな、それぐらいで済んで、本当にいい対応だったなと思いました。

それで、多分、先ほどの指宿議員の質問でもありましたが、7月までに65歳以上の高齢者の接種の目途は立っているのかというようなことを質問しておりますが、その辺りからお聞かせください。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 65歳以上の高齢者のワクチン接種についてですが、5月12日から、町の医療機関の協力等により多目的スポーツセンターで集団接種を開始しております。5月は1回目の接種、6月からは2回目の接種も始まり、現在、1日270名の方が接種に来られています。6月からは個別接種も開始され、かかりつけの医療機関での接種や、高齢者施設でも接種を受けていただいております。65歳以上の高齢者のワクチン接種は、7月末には終了する見込みとなっております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） ただ、先ほど言いましたように、今回の接種で、予約の取り方、会場、その配置、人員の配置などの検証はどのようになされておられるのかお伺いいたします。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 集団接種での予約の取り方についてですが、インターネットと町コールセンターで予約を行っております。インターネットは、宮崎県が導入している電子申請サービスをワクチンの予約受付ができるように町独自で作成しています。5月21日時点での1日当たりの最大受付件数は575件でしたが、システムがダウンしたり、動作に問題が生じたりすることなく稼働し、累計2,218件を超える申請を受け付けております。

また、65歳以上の高齢者が対象である5月21日現在において、電子電話は申請全体の受付件数5,726件の約4割が電子申請によるものでした。

また、町ホームページのトップ画面に接種予約状況受付を掲載し、予約や受付状況の確認が分かりやすいようにしております。

町コールセンターでの予約は、75歳以上の高齢者の予約受付開始当初に電話がつながらないとの声が複数あり、5月からは、コールセンターの回線や職員を増員して対応しているところです。

接種会場につきましては、感染防止のために広い会場であること、入り口と出口を別々に設けられること、靴のまま入れること、接種者に分かりやすい場所であること、近くに駐車場があること等が必要です。今回、接種会場としています多目的スポーツセンターはこれらを満たしてお

り、適切な会場であると考えております。

あと人員配置ですが、集団接種は町内の医療機関の協力により、医師、看護師、委託事業者を職員、町民保健課の職員、役場内の各課の職員の協力を得て行っております。人員配置については、受付、予診票確認、診察、接種、接種後の観察等に、必要な人員を配置しているところがございます。5月1日に模擬訓練を実施しまして、その模擬訓練で行って反省点とか課題を踏まえて、またいろいろと検証した上で、5月12日からの接種に臨んでいるところです。

また、接種当初の1日、2日、3日目はやはり改善とか出てきておりますので、次の週からは人手を増やしたりとか、接種の場所の物品とか椅子とかの配置等もまた検討して改善しているところです。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 私が町内の知り合いとかを回ったときに、やはり声が聞こえてくるのは、予約がなかなか取りにくかった、インターネットが使えない、そういうふうな、高齢者ですから当たり前なんですけど、当たり前ちゃうことないけど、子供たちに頼んだとかいうふうな声も聞いたんですよね。それでやはり、このワクチンというのは、国民みんなに無料でというふうなことで国からのあれなんですけど、なぜ予約をしないといけないのかなと。私がある新聞で読んだところによると、長野県の小諸市というところは、何ですかね、もうみんなが受けるわけだから地域別にあなたは何日に、何日の何時にというふうに最初からもう通知を出して、その日に来れない人だけ電話してくださいというふうなシステムを取っているところもあるみたいなんですよね。だから、やはり、そこら辺を含めて、予約の取り方が少し問題があるのじゃないかなというふうに私は感じました。

あとは、会場とか人員とかの配置、そういうこの中のことはもうすごく全然不満もなく、本当にあつという間に終わったのでよかったなと思うんですが。

それと障がい者とか、それから独り暮らしの方とか、目の見えない方とか、耳の聞こえない、そういうふうな人たちの予約とかそういうふうなのはどんなふうにされたのかなというふうに思います。お伺いいたします。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 予約に関して、なかなか自分ではできないという方の代行を受け付けを、公に公表はしないんですけども、コールセンターに相談があった方に対しては、自分で予約ができないとか、予約の仕方が分からない、電話がないとかいうような方が直接コールセンターを設置している健康管理センターや、あと役場のほうに来られたりされておりますので、そういう個別の相談に対しては、職員が代行して予約を行ったり、スマホの使い方を教えたりとかして、予約を代行で行っております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） それと、その日に調子が悪くてキャンセルなどで余ったりする、ワクチンが余ったりする、したかも分からないんですが、そのワクチン、余ったワクチンの措置はどのようにされたのでしょうか。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） ワクチンの余剰が発生した場合、余ったワクチンが出た場合ですが、コロナワクチンの集団接種の従事者、集団接種会場にいるスタッフや、あと本町職員で高齢者や障害者に接する機会の多い職員、ケアマネジャーさんなどです。それと新型コロナウイルス感染症の宿泊療養施設に派遣する職員、それから社会福祉協議会職員等で、接種会場である多目的スポーツセンターからワクチンの余りが出た場合は連絡しますので、会場からの連絡後、すぐに接種会場に来ることができる方を対象としてワクチン接種を行っております。最大、今は5人のワクチンの余剰が出る可能性がありますので、5名分の待機者リストをつくってしまって、ワクチンの余りが出たとなったらすぐ電話連絡をしまして接種を受けてもらっています。6月6日現在、余ったワクチンで43名の方にワクチン接種を行いました。

以上です。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 今までに受けた人の数と、あとはそれが適格者の何%になるのか、お伺いいたします。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 現在、高齢者のワクチン接種を行っておりますが、高齢者7,434人中、1回目の接種が6月6日現在で3,481人、集団接種が3,268人、個別接種が213人です。2回目は集団接種のみですが、475名になります。接種率が1回目46.8%、2回目6.4%になります。

以上です。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 大体、もう7月で65歳以上は終わると思うんですが、今度は64歳以下の接種はいつからなのか。そして予約の取り方とかそういうふうなのも今までどおりなのか。今度は、人数がすごく多くなると思うんですね。働いている労働者とかもいらっしゃるし、商店の人たちもいらっしゃるし、そういうふうなことを考えたときに今、全国で企業で接種ができるようにとかいうふうなことも言われておりますが、本町の場合、学校とか役場とか大きな会社なんかで集団接種できるような、あれ、そういうことは本町では考えていないんでしょ

うか。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） まず、64歳以下の方のワクチン接種についてお答えいたします。

60歳以上64歳の方につきましては、集団接種を高齢者のワクチン接種に引き続き、多目的スポーツセンターで、6月末から7月末に実施する予定です。クーポン券を6月3日に郵送しておりますので、大体、1週間で着く予定になっております。

個別接種も集団接種と並行して行います。

60歳未満で基礎疾患のある方は、7月末からかかりつけの医療機関で個別接種を行う予定としております。それ以外の60歳未満の方なんですけれども、現在、町内の医療機関や医師会と協議をしているところなんですけれども、今の段階では、集団接種を週2回程度継続して個別接種と並行して実施する方向で今、調整を行っているところです。

あと企業の、企業が行うワクチン接種についてなんですけれども、国のほうは、一応、まず1,000人以上の従事者がいる企業からというところで、6月21日から開始ということですが、企業で行う場合は、町とは離れて企業のほうが、接種会場の確保、医師や看護師等のスタッフの確保等をするようになっております。

まだ私のほうでは直接、企業とかとのそういう相談等はないんですけれども、今は大規模な企業のほうが準備をされていらっしゃるということを聞いているところです。

以上です。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 64歳以下の方々のほうが人数が多いわけですので、本町は、健康診断なんかは地区地区で行われておりますので、ほとんどの町民の方々は、地区ごとに何か接種ができるといいんだがなど、いちいち予約を取らなくてももっと簡単にできるような方法、そしてまた、きちっとした若い人たちには日程はまだ全然決まっていないわけでしょう。だから、そこら辺を含めて、もう1回たくさんの人たちを対象にしたときのこの在り方、接種の在り方を検討していただくとまたね、より便利になるんじゃないかなと思うんですが、そこら辺もまた考えていらっしゃるのか。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 60歳未満の方のワクチン接種についてですけれども、まず接種会場につきましては、特定健診を各地区の分館等でもしていましたけれども、昨年度から、コロナワクチンの感染防止対策ということで、広い会場が必要ということで、場所を6地区分館や健康管理センター、西部地区体育館というところで今、広いところに昨年度から変更をしている

ところでは。

ワクチン接種に関しては、やはり感染防止対策も一緒に行いながらワクチン接種をスムーズに円滑に行う必要があります。そこで、やはり広い会場が必要となりますので、ちょっと地区分館ではそういう意味で広い会場より多目的スポーツセンターのほうが、場所的にはいいのかなと思っております。

また、多目的スポーツセンターのほうには、接種後に体調の確認をする必要がありますので、やはり3密を避けるために椅子を広く間隔を置いて並べて、そこで15分から30分待機をしてもらっておりますので、そういう意味でもやはり広い会場であること。

また、救急対応ができるということで、救急用品等も一式そろえておりますので、そういう救急医療体制も必要というところで、各地区ではちょっと難しいかなと思っております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） いや、私がちょっと言ったのが、地区ごとにとというのは、日にちを決めた地区が一緒に行くというふうな形のほうが、足のない方もいらっしゃるものだからそういう意味で言ったんで、あっちこっちにつくれと言ったわけじゃないんです。すいません、勘違いさせてしまって。だから、やはり見ていると、それが高齢者だったんですけど、タクシーで何人かの、1人タクシーに乗ってこられた方とかそんなのを、何件か見かけたものですから、足のない人たちは、地域の同じ人たちが、同じ日に同じ時間に行けると一緒に乗り合わせて行くこともできるんだがなと思ってそういうふうなことを言ったわけで、だからまた本当に今回のコロナワクチン接種、大変な思いをされていると思うんですが、また、いつ頃に完了するのもまだ分かっていないわけでしょう。だから、そういう点で大変なお仕事だと思うんですが、頑張ってくださいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（福田 新一君） これより14時25分まで本会議を休憩します。

午後2時14分休憩

午後2時25分再開

○議長（福田 新一君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位4番、堀内和義議員。堀内議員。

〔2番 堀内 和義君 登壇〕

○議員（2番 堀内 和義君） 発言順位4番、堀内和義です。通告に従いまして、質問してまい

ります。

まず、町内における自転車通学路の安全対策についてお尋ねします。

県は、6月7日、5年に一度の国勢調査の速報値を公表しておりますが、県内26市町村において人口が増えたのは宮崎市と三股町のみです。本町は人口増加率、年少人口割合が県内トップで、高齢化比率は県内最低であります。ゼロ歳から14歳の割合が17.5%と児童生徒数も多く、小学校6校と中学校1校体制となっており、小学校を卒業するとほとんどの生徒が三股中学校に進学いたします。生徒数800名を超える県内でも有数のマンモス校となっております。各小学校区域から中学校までは範囲が広く距離もあるため、自転車で通学する生徒が多数となっております。遠いところでは5キロを超えるところもあります。また、中学校を卒業すると、都城市内の高校に進学する生徒も大多数で、自転車通学が当たり前ですし、自転車がなければ通学できない現状でもあります。道路交通法では自転車は軽車両とみなされ、原則として車道の左側を通行することになっています。歩道に自転車歩道通行可のある標識がある箇所においては、著しく自動車などの交通量が多く、車道の幅が狭いなど車道の左側部分を通行することが困難な場合、自転車の通行の安全確保をするため、歩道を通行することができます。

しかしながら、歩道はあくまでも歩行者優先であり、自転車は歩道の車道よりを徐行し、歩行者の妨げとなる場合は、一時停止しなければならないとなっております。町内の主要幹線道路では、道路の片側か両側のいずれかに自転車歩道通行可が設けられておりますが、歩道の狭いところもあります。生徒が通学する朝夕の時間帯は、通勤者、小中学校に徒歩で通学する児童生徒も重なり、かなり混雑して危険な場所も多く見受けられます。私も通学路を生徒と一緒に自転車で数回走ってみましたけれども、車の往来が多くびっくりいたしました。普段、車で走っているとあまり感じないのですが、自転車に乗っていると車は怖い存在でもございます。運転者の方も十分気をつけていると思われませんが、事故は隣り合わせです。

そこでお尋ねしますが、三股中学校の自転車通学路の確認、危険箇所の把握はされているのかお伺いします。

あとの質問は質問席で行います。よろしく願いいたします。

○議長（福田 新一君） 教育長。

〔教育長 石崎 敬三君 登壇〕

○教育長（石崎 敬三君） 三股中学校生の自転車通学路の確認、危険箇所の把握はされているのかとのお質問にお答えいたします。

通学路については、多くの自転車通学生が集中する中学校周辺については、交通事故防止のため、通学路が決められております。危険箇所の把握につきましては、学校においては、期末テスト期間、教職員が下校指導と、校区内の見守り指導を行いますので、教職員からその指導結果の

アンケートを取り、下校時の様子や危険箇所について中学校として把握し、その内容を定期的に教育委員会にも報告する流れとなっております。

以上でございます。

○議長（福田 新一君） 堀内議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 危険箇所の把握というのは、教育委員会のほうでは実際は見えていないということですかね。現地確認はしていないということですか。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 通学路の確認につきましては、中学校はそのような状況ですが、小学校におきましては、校区ごとに、PTA関係者、そして教育委員会の職員が、年に一度、通学路の点検をやっておりますので、そういった機会に、実際の現場を把握しているところでございます。

○議長（福田 新一君） 堀内議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 分かりました。年に1回は実施しているということですね。

次の質問に入りますが、私も、自転車通学路で危険と思われる箇所をいろいろ回ってみました。町内全域を、何日かけて回ったんですが、その中で、やはり一番危険な箇所となりますと、当然、危険箇所については、道路の幅員、地形、また交通量、歩道、自転車道の整備等が違って来るとは思うんですが、私がさっき言ったように、自転車で各小学校区域から中学校までの通学路を確認した中では、勝岡の新坂が、一番の危険箇所に該当するのではないかと考えております。

新坂については、勝岡小学校方面から岩下方面に向かいますと、急な上り坂で、上り詰めると急な下りに遭います。しかも、途中は上り下りともカーブとなっており、見通しが悪く、大変な危険な場所ですが、歩道は道路東側の片側だけしかありません。

別紙の資料をご覧いただきたいと思うんですが、写真1が、勝岡小学校方面から新坂入り口で、左側に歩道があります。そして、自転車歩道通行可の標識があります。ちょっと左上にあるんですけども、こういう標識は、町内の歩道にはほとんどついていないような状況です。こういう標識がありますと歩道を自転車も通行できます。当然、あそこは、急な上りとカーブということになっておりますので、女子生徒は、最後までこれで上がるのはきついのかなということで、途中で自転車を降りて押しながら歩いている状態でもございます。

それから写真2ですけれども、勝岡納骨堂前の横断歩道で、前目、勝岡方面から勝岡小学校に向かう児童です。前目、勝岡方面からは、児童数は少ないんですけども、この辺に集団登校ということになっております。

それから写真3なんですけれども、勝岡納骨堂前の歩道で、三股中学校の生徒は上から下って

来ます。それから、高城高校の生徒は上りなんですけれども、その通学時には、歩行者と自転車、それから、自転車と自転車が完全に逆方向になります。歩行者が通るだけなら現状の歩道幅でも問題ないかもしれませんが、歩行者、自転車の共用となりますと、歩道幅が狭い箇所もあります。そして歩行者と接触する危険性もあります。自転車は軽車両で、歩道を通行する際は歩行者優先ですので、危険な場合は車道を走ることになります。

2年前に私がデータを取ったんですが、ちょうど勝岡納骨堂前で、車の交通量を3日間現地調査した結果を、再度、申し上げますが、午前7時から7時40分の40分間に、約700台の車が通過いたします。児童生徒が通学する時間帯の午前7時15分から7時40分の25分間では480台、1分間に19台、実に3.1秒に1台の車が通ります。その時間帯に、自転車で車道の左側を走ると危険です。平坦な通りですとさほど問題ないかもしれませんが、勾配のある急な上り坂でカーブとなっており、下りになると少しスピードも出ます。私と一緒に自転車に乗って、メーターがついているもんですから走ってみますと、下りは時速20キロを超えるんですよ。そういう状況です。車道は危険ですので、ほとんどの中学生と、高城高校に通う女子生徒は、歩道を走ります。高城高校に通う男子生徒は、一旦、横断歩道を渡ってから車道の左端を走ります。この件については、令和元年の第4回定例会の一般質問でも、信号機の設置、歩道の拡張について質問をいたしました。納骨堂付近のカーブの緩和に絞って質問をいたします。

納骨堂付近は、カーブになっておりまして、車を運転しても見通しが悪く、危険な場所です。ちょうど危険な場所に横断歩道があります。毎朝、見守り隊員の皆さん方が、車を停止していただいて、そして児童生徒を誘導してくれますので、安全が保たれるのが現状でもございます。

先般、見守り隊の福島隊長から、横断歩道が、納骨堂の正面に設置されカーブになっているので見通しが悪く危険ですので、少し移動できないかとの相談がございました。早速、蓼池駐在所の池田巡査にも相談し、都城警察署の担当に確認してもらったところ、前目方面からの道路と交差し、移動するのは難しいということでありました。

2年前の都城警察署の現地調査、交通指導の折にも話がありましたけれども、信号機の設置も必要ですけれども、信号機を設置しただけでは問題解決にはなりませんよと。やはり、カーブを緩和することが、交通安全対策としてはこれもいい方法であるということでありました。カーブを緩和することによって見通しがよくなるばかりでなく、道路幅も広がりますと横断歩道付近にある程度のスペースが出てきます。歩行者、自転車の混雑も避けられるというふうに思っております。ちょうどカーブになっている箇所については、大河内元町長の屋敷で、現在、空き家になっているようでございますので、地権者と相談して、道路改修工事を検討したらどうかというふうに思っています。

新坂全体の歩道の拡張整備、緩和、カーブ緩和となりますと多大な費用がかかります。難題を一挙に解決することは難しいかもしれませんが、まずは、問題を1つずつ解決することは可能であると考えます。町長の意見をお聞きしたいと思うんですが、よろしく願います。

○議長（福田 新一君） 町長。（「よろしいですか」と呼ぶ者あり）都市整備課長。

○都市整備課長（前田 勉君） 勝岡、新坂地区の勝岡納骨堂付近におけます自転車通学路の安全対策についてお答えいたします。

三股町内におきましては、毎年度、小学校並びに中学校の通学路につきまして、学校関係者、警察と道路管理者などによる合同点検が行われております。その点検に基づきます要対策箇所につきまして、ハード、ソフト両面での対策が講じられてきております。

議員ご指摘の勝岡納骨堂付近の交差点につきましては、交通量の増加とか視距の不良により危険箇所として位置づけられておりまして、交差点前後のマーキングや、減速を促すドットラインの設置などソフト対策が現状として行われております。

なお、現在、信号機設置の要望も交通管理者に対して行っている状況でございます。

しかし、当交差点につきましては、周辺の地形による制約や家屋が密集する状況などから、道路の線形改良や縦断勾配の是正など、抜本的なハード対策に至っていない状況でございます。

このような中、今後も周辺道路の整備により、さらに交通量の増加も考えられることから、関係機関、また関係者の意見を伺いながら、当交差点のハード対策を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（福田 新一君） 堀内議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 前回の質問の中でもいろいろ話したんですが、地域住民、関係者の皆さんも非常に危険ということですよ。これは十分把握されていると思うんですよ。

前回の中では、三股町道の構造の技術的基準を定める条例では、基準を満たしている状態ということであったんですが、そこはたしか、速度は40キロでしょうかね、はい。町道の基準はどうなっているか分かりませんが、私は。ですから、その標識は40キロなんですけれども、ちょうど下りになってくると、さっき言ったように自転車もちょっとスピードが出るんですね。車も出るんですよ。あそこに朝立って、40キロで来る人は少ないんですよ。皆さん、40キロといたら結構スピードが落ちてくるんですけど、カーブですからスピードが若干は出るということなんですけれども。

今、都市整備課長の中では、検討するということがあったんですが、やはり前田課長は、今年4月から県の出向で来ていただいておりますので、町内の道路状況については、まだ詳しくは把握されていないかもしれませんが、できれば机上論ではなくて、まず、現場に足を運んでいただきたい。できたら子供と同じ気持ちになって、自転車で通学時間帯に行っていただくとより現

状が分かるんじゃないかと思います。

そこで、町長に回答をお願いしたいんですが、今後、そういう検討の中でどういう検討をされていくのか、ちょっと予算的にどうしても無理なのかどうなのか、それをやらないのかどうなのか、そこを町長の意見をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（福田 新一君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今のお話等については、まず信号機のほうの設置というのを第一弾に考えて、今まで進めてきたところでございます。

先般、警察のほうに行きまして、署長、そしてまた交通課と話をしまして、より具体的にあそこの横断歩道の改善についてのアドバイスを頂きました。

その中で、信号機を設置する場合に、この待機所、ちょっと納骨場がある待機所は、非常に道路という、道路歩道として確保されていないというようなところで、そちらのほうの待機所を設けることによって、信号機の設置を可能になっていく。今までの要望をより、一段上の段階での話ができるんじゃないかなという具体的な指導等も頂きましたので、まずは、先ほど言われましたように、1つずつやっていきたいなというふうに思っています。信号設置については、以前からの交通指導員の方たち、あと、あそこに立っていらっしゃる見守り隊の方々、そしてまた学校のPTA、そちらのほうからも大変な強い要望でございました。私、それを解決したいなというふうに思います。その中で、要するに、この道路幅員のお話等がどこまで可能なのか含めて、十分検討させていただきたい。先ほど前田課長のほうから話ありましたが、課長も現場に行っているのを見ておりますので、いろいろとその辺りのことも含めて考えたい。

それともう1つ、島津紅茶園線、そちらのほうがかまど神社のほうから今度は、今の農村広場を通して、そして、新坂の勝岡小学校寄りのほうに接合、接するようになります。もうその辺りの交差点協議とか、いろいろとあの周辺は考えなければいけない、検討しなければならない事がたくさんあるかと思えます。そういう中でも、今言われましたような歩道の在り方、これについて十分に、その部分も視野に入れながら、検討させていただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（福田 新一君） 堀内議員。

○議員（2番 堀内 和義君） ありがとうございます。

前回質問よりは、一歩前進したような感じでございます。やはり信号機の設置、それとカーブ緩和については、セットで検討する必要があります。島津紅茶園線との線とも含めながら、将来的に、総合的に計画、検討するということでもありますので、早期に実現できますよう重ねてお願いをいたします。

それでは、次の質問に入りますけれども、自転車は、原則的に車道の左端を通行するものとさ

れておりまして、平成30年6月策定された国の自動車活用推進計画では、歩行者、自転車及び自動車が、適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を促進するとされていることから、自転車道、自転車レーン及び自転車ナビマーク・自転車ナビラインの整備が進められております。

自転車ナビライン・ナビマークは、道路管理者が任意に設置するもので、義務づけられているものではありませんが、自転車利用者の安全確保を考慮して設置するものです。県内においては、宮崎市が、平成26年3月に、宮崎市自転車安全利用計画を策定し、自転車ナビマーク・自転車ナビラインの設置を進めております。

資料の2をご覧ください。

写真1、2、3が宮崎市内の宮崎学園近辺に設置してある自転車ナビマーク・自転車ナビライン、自転車レーンです。歩道は道路の両側にあり、車道の外側に設置してあります。

写真1の青色のマークが自転車ナビライン、そして自転車の進行方向にあります。白色で自転車の形をしたのが自転車ナビマークです。

写真2は、自転車レーンです。

写真3が、交差点での自転車の進行方向を表しております。

まだ都城、三股関係には、こういうマークがありませんので、皆さん、宮崎に行かれたら気づくと思うんですけども、なかなかまだどういうマークなのかなということで、私も最初は不思議なマークだなと思ったんですが、非常に目立つ色でございます。

自転車は、青色の矢印の方向にしか進行はできません。先ほど言いましたように、自転車は軽車両ですので、左側通行になりますが、当然、逆走することはできません。車で運転していてもよく目立ちますので、運転者も注意をいたします。

ただ、この表示があっても自転車優先の意味ではなく、自動車や歩行者に十分注意して運転することにもなっております。三股町においても、三股中学校周辺の通学路に設置してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福田 新一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（前田 勉君） お答えします。

道路におきまして、車両の路肩付近に青い矢羽根のマークが表示してある路線があります。この矢羽根のマークは、自転車の通行区域を明示しながらも自動車やバイクなども走行できる車道混在の道路で表示されるものであります。このマークなどを示した区域を自転車走行指導帯というふうに呼んでおります。

このマークの効果といたしましては、自転車やドライバーが自転車を通行する場所を認識することや、幅寄せの軽減などが上げられます。

なお、自転車が通行可能であると表示する自転車マークも、このマークと併せて表示されます。

議員ご指摘の自転車ナビマーク並びにナビラインは、この矢羽根のマークなどについて述べられておられると思われませんが、この矢羽根マークは、通学路を含む自転車交通ネットワークを基に表示されていることが原則となり、交通管理者や道路管理者、また、学校関係者などとの協議調整を経た上で検討することとなります。

今後、関係機関や関係者の意見を伺いながら、表示の検討を行う必要があるというふうを考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 堀内議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 今後検討するということでもありますので、十分検討していただきたいな。できましたら、中学校近辺にも、試験的にでもいいですから、設置したらどうかなというふうに思っております。

それから、結構、幹線道路からずれて中学生が通常の道路を走りますとですね、本当なら1列がいいんですけども、やはり何人か固まっていますと、三、四台並列していきます。ですから、こういうのがありますと、多分、1列に行くんじゃないかなというふうにも考えておりますので、とりあえず道路はこういうもんだよということで、やはり中学校でそういう教育をする、そして高校になりますと、都城市なりに行くわけですから、そういうことである程度時期を見て、そういう試験的にやって教育的指導もいいんじゃないかなというふうに思っておりますので、十分検討していただきたいなというふうに思っております。

次に、自転車が、道路交通法では自転車も軽車両として位置づけられております。自転車を運転する際には守るべき交通ルールがあります。三股中学校における自転車の安全運転講習会等は実施されているのかお伺いします。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） お答えをいたします。

三股中学校における自転車の安全運転講習会等の実施の状況でございますけれども、外部講師を招聘しての講習会を、年に1回、毎年4月に実施しております。本年度は、都城警察署交通課の職員を講師に招き、講話やビデオ視聴により実施いたしました。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、1年生は体育館、2、3年生は各教室でリモートにより実施したところです。

また、そのほか、自転車点検を行っておりまして、中学校が4月に、学級担任と該当生徒により実施しております。

また、教育委員会におきましても、毎年11月の最終週の水曜日に、青少年指導員9名、三股交番の警察官1名、教育課職員2名で、自転車点検を実施しているところです。

さらに、生徒の運転マナーの改善及び向上を図るために、学期1回を目安に、自転車通学生集会を実施しております。この集会では、交通事故や地域の方からの相談内容について指導を行うとともに、危険箇所の確認や一旦停止等のルール徹底等について指導しているところです。

以上です。

○議長（福田 新一君） 堀内議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 安心いたしました。年に1回、4月の実施、それから自転車の点検と、学期ごとにまたするというので、やはり繰り返し繰り返ししていかないと、体で覚えてもらわないと交通事故はなかなか減りません。

今後も、定期的な安全運転講習会を実施して、加害者、被害者にならないよう安全運転に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

続きまして、2番目の質問に入ります。

道路交通法改正に伴う自転車保険加入についてお尋ねいたします。

国土交通省が、都道府県に対し、条例等によって自転車損害賠償保険等の加入義務づけを、要請をいたしております。それを受けて、宮崎県でも、宮崎県自転車条例において、令和3年4月1日より自転車保険加入が義務化されました。三股中学校も、自転車通学が多いわけですが、三股中学校における自転車通学生は何名ぐらいになるのかお尋ねします。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 三股中学校全校生徒865名のうち、自転車通学生は639名となります。全校生徒に対する割合は73.9%となります。

○議長（福田 新一君） 堀内議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 全校生徒の約7割ちょっとが自転車通学ということで、非常に多いんですね。

車に乗るなら、自動車保険に加入するのは当たり前なんですけれども、自転車によります重大事故も多発をいたしております。全国の都道府県でも、自転車条例が改正され、自転車保険加入が進んでおります。自転車保険への加入義務化に違反しても、罰則があるわけではありませんけれども、自転車による重大事故も多発をいたしております。

自転車事故で被害者が死亡、障害状態が残るような重大事故になれば多額の損害賠償が発生をいたします。9,000万円を超える損害賠償判決が出たケースも見られます。児童や未成年者が加害者であれば、その保護者が、損害賠償責任を負うことにもなります。巨額の損害責任を負ってしまえば、被害者だけでなく、加害者及びその家族の人生も狂ってきます。自転車事故でも重大事故の半数以上が若年者によるもので、警視庁のホームページによりますと、資料3のようになっていますので、見ていただきたいと思っております。

自転車対歩行者事故のうち、歩行者が死亡、重傷事故における自転車運転者の年齢層別件数を見てみますと、9歳以下が27件、10歳から19歳が536件、20歳から29歳が269件、30歳から39歳が188件、40歳から64歳が314件、65歳以上が179件となっております。そのうち、10代、20代の運転者が805件の53%と半数以上を占めております。運転者が子供であっても、重大事故の加害者になっております。

次に、自転車対歩行者事故のうち、歩行者が死亡、重傷事故における歩行者の年齢層別件数を見てみますと、9歳以下が115件、10歳から19歳、29件、20歳から29歳、20件、30歳から39歳、50件、40歳から64歳、399件、65歳以上が900件となっております。被害者の約60%が、65歳以上の高齢者となっております。宮崎における交通安全対策推進班の統計によりますと、県内における令和2年度自転車事故件数は608件で、死者は3名、負傷者609人となっております、県での交通事故の約1割を占めているようです。普段から交通安全運転に心がけても、いつ加害者、また被害者になるか分かりません。

そこで、三股中学校における自転車通学生の自転車保険の加入状況は、どのようなものかお尋ねいたします。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 三股中学校の自転車通学生の自転車保険加入状況でございますが、保護者にアンケート調査を伺ったところ、自転車通学生639名のうち、242名について回答がありました。回答率は37.9%となります。その242名のうち、自転車保険に加入していた者は219名でありました。回答者数に対する加入率で見ますと90.5%となります。しかし、自転車通学生に対する割合では34.3%という状況でございます。

○議長（福田 新一君） 堀内議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 回答者の中では、保険加入は非常にいいということですね。ですから、639名のうちの219名が入っているということですので、まだまだやっぱり少ないのかなというふうに思っております。

ただ、この問題は、学校じゃなくて家庭の問題もあります。なかなか把握するのも困難だと思いますが、保険の種類によっては、自動車保険や火災保険に加入していれば、特約として付加しているケースもあるそうですので、再度、保険の再チェックも必要じゃないかなというふうに思っております。二重掛けする必要もないわけですから、そういうことで、なかなか保険のチェックちゅうのはしないんですけれども、そういうところをやっばしチェックしながら、経費節減になればいいんじゃないかなと。

またそれから、家族ぐるみでグループで入るやつもあるそうですので、そこ辺りも利用すればいいんじゃないかなというふうに思っております。

最後になるんですが、自転車保険加入が義務化になったんですけど、まだまだ各家庭までは浸透していないのが現状だと思います。先ほど見ていただいたように、重大事故の半数以上が若年者によるものであり、特に保険加入が重要になってきます。先ほど言いましたように、三股中学校の生徒、また高校生も都城市内ということで、高校に行きますと、まだまだ交通事情が違ってきます。

そういうことで、今回は中学校ということで、三股中学校、また町内においてのこういう若年層についての、自転車保険の加入推進についての取組はなされているのかどうか、お伺いします。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 自転車の保険の加入推進についての取組について、回答させていただきたいと思います。

先ほどありましたように自転車保険の、また、損害賠償責任保険等でございますけれども、これは県のほうで条例化されたということに伴いまして、一応、県のほうで、つくっていただきましたこの宮崎県自転車条例、これ両面刷りのカラーなんですけれども、これ。

それとあと、宮崎県交通安全対策推進本部、こちらのほうが作成した自転車マナーアップ強化月間というこのチラシ2枚を、昨年11月、そして今年の3月、そして5月、回覧の差込みを行っております。

また、町のホームページに掲載し、またあと、庁舎1階の総合窓口、こちらのほうに、県の作成したこの自転車条例のチラシ、これは、常時、設置してございまして、町民への周知啓発を図っているところでございます。

今後も、引き続き回覧、ホームページ等を通じまして、周知徹底を図っていく考えでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 町全体ではさっき、今総務課長がお答えしたとおりでございますけれども、中学校での取組をちょっとお話をさせていただきます。

教育委員会では、3月12日に、県の人権同和教育課から、令和3年の春の全国交通安全運動実施についての通知がございましたので、各学校にそれを通知する際に、併せて4月1日より施行される宮崎県自転車条例を周知するよう、先ほど総務課長が申しあげましたチラシを添えて指導するように伝えたとところです。

中学校では、生徒指導通信というものがございますけれども、それに、県作成の条例チラシの配布を行いまして、保険加入が義務づけられたことを周知いたしました。

また併せて、こういうのもございますよということで、宮崎県PTA連合会の小・中学生総合保障制度というのがございまして、その中に、自転車総合保険が含まれていることから、参考で加入の案内の配布も行ったところです。

今後も、定期的に参加状況を見ながら、さらなる加入促進に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 堀内議員。

○議員（2番 堀内 和義君） いろいろと啓蒙活動を実施しているということで、やはり、自転車に乗る人が、子供から高齢者まで幅広いわけでございます。やはり、学校、家庭、地域で加入促進の浸透を図る必要があります。

今後も、加入率が向上するための取組をどしどししていただきたいな。そして、三股町から交通事故がないように、1人の犠牲者も出ないような体制をつくっていただきたいというふうに思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福田 新一君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。

残りの質問は、明日11日に行うことといたします。

○議長（福田 新一君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時12分散会

議事日程(第3号)

令和3年6月11日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(11名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
12番 山中 則夫君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	山田 正人君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君

高齢者支援課長 …………… 下沖 祐二君 農業振興課長 …………… 上原 雅彦君
都市整備課長 …………… 前田 勉君 環境水道課長 …………… 西畑 博文君
教育課長 …………… 福永 朋宏君 会計課長 …………… 島田 美和君

午前10時00分開議

○議長（福田 新一君） おはようございます。本日、議場のほうに、上原農業振興課長より花を頂いております。気合い入れてまいりましょう。

開会前ではありますが、お願いをいたします。

本定例会の一般質問において、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、質疑、答弁の時間を合わせて50分間とすることへの協力をお願いいたします。ただし、これは協力のお願いであって、制限を設けるものではありません。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の開議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（福田 新一君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位5番、田中光子議員。田中議員。

〔1番 田中 光子君 登壇〕

○議員（1番 田中 光子君） 皆様、こんにちは。質問順位5番、田中光子です。

現在、高齢者のワクチン接種が進み、これからは、職域接種が開始されます。国からは、職域接種の相談窓口を設置するよう指示されているようです。国からは、自治体へワクチン接種体制確保の要請があり、大変だと思います。ワクチン接種に関わる全ての方々に感謝申し上げます。ありがとうございます。

質問事項の役場職員の接遇についてです。

役場職員の皆さんは、日々の業務の中で、町民と向き合い、接する機会が多いと思います。その際に必要な接遇について考えてみたことはあると思います。

接遇とは、接客から一步踏み込み、お客様に寄り添い、心地よい時間と空間を提供する技術のことです。住民に対し、おもてなしの心で、丁寧かつ円滑なコミュニケーションを図ることができれば、住民への応接態度が向上し、職場全体の信頼感を高めることにつながります。行政サービスを提供するためには、接遇力の向上が必要だと思います。

そこで、質問要旨①接遇関連の意見や要望の件数は何件ありますか。また、そのことに対しての対応を伺います。

あとは質問席にて行います。

○議長（福田 新一君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。役場職員の接遇について、職員の接遇に関する問合せ件数並びに対応について、直近3か年、3年間の状況についてお答えいたします。

令和元年度は6件で、うち、窓口における接客態度が悪いが5件、電話対応において名前を名乗らないが1件、令和2年度は、窓口における接客態度が悪いが2件、令和3年度は、現在まで、電話対応において名前を名乗らないの2件の状況であります。

一方で、苦情ばかりではなく、窓口での対応が懇切丁寧だったとの感謝の手紙も頂いているところでございます。

昨年度に実施しました窓口業務改善事業を活用した、民間業者による抜き打ちでの役場の職場実態調査の結果では、自ら声かけする姿勢、電話対応、待機時の案内、説明の簡潔さ等が優れている点として評価されているところです。

苦情への対応としましては、課長会議を通じ、内容を職員へ周知するとともに、総務課では、担当部署の課長を通じて、直接該当職員への指導及び全職員に対し、苦情内容を掲示板で公表した上での注意喚起を行っているところです。

一般的には、職員の接遇態度は向上していると考えますけれども、1人の職員の不適切な対応が、役場職員全職員のイメージダウンにつながることから、心して接遇するよう、引き続き指導してまいりたいというふうに考えています。

最近では、三股町職員心得10か条を意識して仕事に取り組むよう指導しているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 接遇の基本は、身だしなみ、挨拶、表情、態度、言葉遣いです。これらを身につけることが、接遇の第一歩です。

質問要旨②接遇研修を行い、どのように生かされているのでしょうか、お伺いします。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 接遇研修による生かし方についてお答えしたいと思います。

接遇研修は、全職員を対象に、毎年実施しております。令和2年度は、窓口業務改善事業を活用し、民間業者委託による抜き打ちでの職場実態調査を実施したところです。

調査結果につきましては、全職員へお知らせした上で、接遇研修を開催し、優れている点、改善点を示した上で、具体的に今後の改善策の提言を頂いたところでございます。

第三者の視点から、現場の実態に沿った接遇改善の研修となったことから、受講した職員に、より効果的に伝わり、生かされたものと考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 住民の皆さんも、好きこのんで、先ほど苦情件数がありましたけれども、苦情を言いに来る人はいないでしょうし、対応した職員も、予定外のクレーム対応に時間を費やすのも業務の効率が悪いものです。

職員の中には、笑顔で対応してくださる印象のいい方もおられます。クレーム対応にも顔色変えず、笑顔で接してくださる方も確かにおられます。電話をかけると、担当課名と名前とちゃんとと言われる方も確かにおられます。

しかし、私が町内を回ると、たくさんの接遇についての苦情を頂きます。例1、電話をしたときに出た人は、名前を言わない。担当課名はおっしゃっているみたいですが、名前まで言わないということです。例2、間違えてほかの書類を先に取りってしまったことを伝えると、「あなたがそんなところに行くからよ」と言われて腹が立った。例3、県からの書類だったが、町が窓口になっているものがあり、持っていくと、「これは県からだから分からない」と言われ、持っていったほうもなおさら分からないので、少しでも調べてもらえないでしょうか。例4、カウンターに先客がいたため、後ろの椅子で待っていた。ほかにも職員はたくさんいるのに、誰一人声をかけない、見えているはずなのに。例5、職員間で介護申請された方のうわさ話をされているので、介護申請ができない、などと切りがないのです。

なぜ、役場にクレームを言わないのか聞くと、それは、「言うのにはエネルギーが要る」、「少々は我慢しよう」、「私が言っても変わらない」と、残念なことに諦められているのです。それでいいのでしょうか。

特に、電話は相手の表情が見えない、声だけのコミュニケーションです。一人一人が、職場の代表であるという自覚を持って、丁寧に対応してほしいのです。ほかの例も研修を受けて、それが生かされているのなら、こんな対応はされないでしょう。昨年研修があったと言われましたが、この中には、今年クレーム頂いた件数がほとんどです。

しかし、クレームは、悪いことばかりではありません。社会生活の中で、いろいろな意味で自分を磨いてくれます。皆さんも、分かっておられると思いますが、相手の人格を尊重し、相手の立場に立って対応することが大切です。

そこで、質問要旨③接遇マニュアルを作成できないでしょうか、お伺いします。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 接遇マニュアルを作成できないかのご質問でございますけれども、

マニュアルにつきましては、毎年実施しています接客研修のテキストを引用できるものと考えております。マニュアルがあっても、実行に移すためには、相手に対する意識改革が第一に必要と考えますので、併せて、三股町職員心得10か条の意識浸透に向けた取組を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） たくさん市の町村で、マニュアルを作成されているんです。例えば、加須市というところでは、「行政サービスの質的向上が求められ、対応する職員の在り方が厳しく問われる中で、お客様対応の接客は、業務の根幹をなすものと言って過言ではありません」という文言から始まり、38ページのマニュアルを作成されています。ほかの市では、「職員は、全てのサービスの提供者です。そして、サービス業としての評価を受ける上で、接客は、その基礎となるものです」と始まり、34ページのマニュアルです。安曇野市では、111ページにも上るマニュアルです。ほかのところでは、「県民の信頼を得て満足度を高めるためには、正規職員だけでなく全職員がどのような対応が、接客が町民の満足につながるかを真剣に考え、行動に移していく必要があります」とマニュアル作成されています。ある市では、「前より対応がよくなったと言っただけのように、親しまれる職員を目指し、公平なサービスが提供できるよう、職員全員で取り組んでいきます」とありました。都城市でも、フィロソフィーをつくっておられます。フィロソフィーとは哲学、仕事に対する哲学です。

職員の意識改革は、何年も、先ほど言われたようにかかると思います。もう一度お聞きしますが、マニュアルは作成されなくてよいのでしょうか、お伺いします。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 先ほども申しましたとおり、マニュアルの作成、その内容がどういったものか、量が多ければいいのかということでもありますけれども、実際やはりマニュアルを作成しても、それを実行しなければいけないということでもありますので、先ほど言いましたように、本町としましては、三股町職員の心得10か条、これを策定をいたしました。都城市のつくっていますフィロソフィーも、こういった職場に対する意識を職員一人がやはり持つと。その先に、やはり、町民に対する福祉の向上につながるんだという中でのフィロソフィーだと思いますので、それも含めて、本町が作成した職員の心得10か条、それに当たるというふうに考えておりますから、この職員の心得10か条を、職員一人一人に意識浸透するように、さらに努力していききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） やっぱり手元にこんな感じでマニュアルがあると、職員も見るとじゃないですか。これは、もうホームページに掲載されていますので、市民も見られるようです。10か条は、ホームページに掲載されていますでしょうか、お伺いします。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） ホームページに掲載しております。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） その内容をやっぱり事細かく、これ、指導されているんですよね。研修で使われる資料と同じく、事細かくチェックリストもあります。そういう感じで、マニュアルが作られていると、また違うかなとは思いますが、対応が悪い方は、ごく一部かもしれません。しかし、その一部の方が対応されると、役場全体のイメージとなってしまいます。全体の質を上げていかなければ意味がないのです。

佐賀県では、「公務員という職種はない」と掲げ、採用活動をされており、社会人を採用され、新しい風が県庁に吹いているようです。マニュアル作成されているところに共通しているのは、行政の仕事はサービス業と捉えて取り組んでおられるということです。

田舎の人は、遠慮されます。特に高齢者は、言いたいことを言えない方が多いです。初めに申したように、接する全ての方におもてなしの心で対応すると、役場は行きやすいところ、話しやすいと感じてもらえると思います。ここにいる皆さんも、20年後、30年後は、役場に来たときには、高齢者になられているかどうかは分からないんですけれども、私は、もう完全に高齢者で来ることになると思います。そのときに、ちょっと笑顔で対応していただければ、ああ、また役場に相談行こうって思えると思うんです。そういう基礎をいまつくっておかないと、私が、高齢者になってから苦情を言いに行くのはエネルギーが要ります。なので、今のうちに改革を進めてほしいんです。今の役場の状態では、とても私も役場に足を踏み入れる気にはなりません。なので、今のうちに住民の皆さんが我慢せずに、役場を利用しやすいような環境ができることを切望します。

次に、質問事項の買い物困難者支援についてですが、近頃、買い物難民や買い物弱者という言葉が、よく新聞やテレビで使われています。食品や日用品など、生活の必需品の買い物へのアクセスが悪かったり、高齢化などを理由に、身体的な問題で、外出することが困難であったりすることで、買い物に不便や苦痛を感じる人たちがおられます。

特に、中山間地域において、スーパーや商店の撤退や廃業に伴い、買い物弱者が増えていると考えられています。高齢化が進むにつれ、買い物弱者は増えています。

買い物弱者の発生は、地域の暮らしにくさにつながります。買い物に不便であることは、その地域で、暮らしにくいことにつながり、暮らしにくいことにより、地域から人が流出してしまい

ます。特に若年層の流出は、地域の高齢化に拍車をかけることとなります。

そこで、質問要旨①の徒歩圏内で、生鮮食品をはじめとする生活必需品を購入することができる店舗が不足している地域はどこでしょうか、お伺いします。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 徒歩圏内で、生鮮食料品をはじめとする生活必需品を購入することができる店舗が不足している地域について、ご質問にお答えいたします。

令和3年3月に策定いたしました立地適正化計画において、商業施設、例えばコンビニ、あるいはスーパー、ドラッグストア等について調査したものがございます。

お手元に資料をお配りしております。このカラー刷りのやつですけども、これを見ていただきたいと思います。

平成27年の状況であります。東部地域、例えば、第5地区、長田地域、第4地区、梶山・田上地域、餅原地域には、商業施設がないことが分かります。このほかにも、第2地区、樺山地域、第3地区、宮村地域などにおいても、徒歩圏内に店舗がない世帯があることから、一概に、地域別で店舗不足を判断することはできません。

なお、この調査は、店舗から半径800メートルを表わしており、高齢者の一般的な徒歩圏である半径500メートルを用いますと、対象世帯・地域は、もっと多くなることが推測できます。

以上、答弁いたします。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） そうですね、この地図を頂いたときに、かなり、長田地区だけを考えていたんですけども、結構身近なところで、半径500メートルとなると、結構多くなってきますよね。

買い物支援は、継続できる取組であることが重要です。買い物弱者への影響は、1つ目に、生鮮食品を日常的に購入できず、栄養が偏るため、健康リスクの増大となります。2つ目に、生活インフラを欠いた地域では、人口流出が起これ、居住人口を減らす悪循環となります。3つ目に、地域の環境美化活動や伝統行事など、体力のある若者世代が担ってきた役割を、高齢者が代わって行うことは困難であり、地域自治機能が低下します。4つ目に、生活の場と生産の場を同じくする農村部での生活環境の悪化は、農作業への悪影響、農業就業人口の低下を招きます。

中山間地域では、過疎化、高齢化ともに進行しており、買い物弱者への負担、影響ともに深刻であるため、早急な対策が必要です。買い物弱者へのサービスとして、移動販売があります。商品を積載した車が顧客まで移動し、消費者自身が商品を選択できます。

そこで、質問要旨②買い物困難者に買い物しやすい環境を提供する移動スーパーを利用してはどうでしょうか。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 買い物困難者に買い物しやすい環境を提供する移動スーパーを利用してはとのご質問にお答えいたします。

移動販売車の導入につきましては、以前、平成30年12月議会のことになりましたけども、同様の質問がございました。町としての考えにつきましては、慎重に検討してまいるというような答弁をいたしたところでございます。

現在も、民間の事業ではありますが、稗田の衣料品店ひろせ本店では、毎月第2火曜日に、轟木、仮屋、梶山の交通弱者の方々を、同店まで無料送迎されておられます。また、蓼池の介護事業所たでいけ至福の園では、買い物サロンとして、上米、小鷺巣、寺柱、蓼池、下新、東植木の地域の方を対象に、毎月1回、買い物送迎のサービスを提供されておられます。

このほかに、町が実施しております軽度生活支援事業では、在宅の高齢者等の買い物援助員が有料で代行するサービスを提供いたしております。

買い物困難者の支援につきましては、このような民間での支援事業や、軽度生活支援事業の取組に加えまして、地域住民で支え合う互助の取組を推進することも重要であると認識いたしております。

したがいまして、民間の参入によります移動販売の協力もお願いしながら、買い物困難者のニーズ調査を実施するなどした上で、行政としての対応については検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） これから検討していただいて、また結果を教えてくださいということですね。

都城市では、高齢化や中山間地域の人口減少等を背景に、地域商店が閉店するなど、生鮮産品等の生活必需品を購入することが困難な地域を、買い物困難地区として市が指定し、その地区内で小売業者等が買い物困難者支援として取り組む移動販売を支援されています。都城市は、高齢化や中山間地域の人口減少等を背景に地域商店が閉店するなど、生鮮食品の生活必需品を購入することが困難な地域を、買い物困難地区として市が指定し、その地区内で移動販売業者を支援する取組です。

長田の方から、このような話をされました。今までは、くいまーるに乗って買い物に行っていたけど、圧迫骨折をしてからはくいまーるにも乗れなくなった。買い物は、週に1回、子供が買ってきてくれるけど、途中で足りないものがあったら頼めないと言われてました。どうか支援をお願いします。高齢になると、子供にも迷惑をかけたくないと我慢されます。

また、実際買い物が不便でも、不便であることへの自覚がない高齢者も多いので、先ほどの調査のときにちょっと注意していただきたいのは、細かく聞いてもらわないと、本人は、家で野菜を育てている。その野菜を採って漬け物にしたり、みそ汁に入れたり、それで食べているから大丈夫だという意識になってしまうんです。だから、そういうことも事細かく聞いてもらって、本当に困っていないのか、栄養は足りているのか。それから、野菜だけ、みそ汁だけ食べていたら、その人はお腹はいっぱいになるけれども、健康的には、バランスが悪いわけですね。だから、栄養状態が悪いと健康状態にも悪影響を及ぼします。皆さん、この高齢者の環境を考えて、改善をお願いします。

次に、質問事項3の災害時の避難体制についてです。

私は、阪神淡路大震災を経験しました。防災は、自助、共助、公助が大切であることは、皆さん、ご存じだと思います。自助は、自分の命は自分で守ること、共助は、地域社会が協力してお互いを守ること、公助は、公的機関が防災対策、救護、支援を実施することです。災害時の対応は、どれか一つあればよいというものではなく、これがうまく連携を保つことで、防災対策は効果を発揮することができるわけであります。

近年、自然災害が多発し、ここ数年、大型台風の上陸など、これまでどおりの対応では、大変厳しくなっています。災害時は、役場職員の方々は、不眠不休で対応してくださり、本当に感謝申し上げます。

そこで、質問要旨①災害時の備蓄物資はどのようなものがあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 災害時の備蓄物資についてお答えしたいと思います。

備蓄物資の品目、数量につきましては、本日、お手元にお配りしました三股町備蓄一覧をご覧くださいと思います。3枚つづりの資料になります。

大きくは、消耗品、そして資機材、食料品の3つの区分をして備蓄をしている状況でございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） ありがとうございます。熊本地震では、母乳が出ない中、断水の影響で、赤ちゃんにミルクがあげられない不安を抱えたと聞きました。液体ミルクの備蓄状況は、全国でもまだ12%台にとどまっているのに、本町は、液体ミルクの備蓄がいち早くされていて、とても安心しました。ありがとうございます。

次に、三股町地域防災計画の57ページに、避難所におけるペット対策として、町は、獣医師会など関係団体の協力の下、飼い主とともに避難した動物について、飼育状況の把握、適正飼育

の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるとあります。

そこで、質問要旨③ペットと一緒に避難できる場所はどこでしょうか、お伺いします。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） ペットと一緒に避難できる場所につきましては、今、田中議員がおっしゃられたとおり、地域防災計画の中においては、そのような形で位置づけされておりますが、現在のところ、特別に場所は設定しておりません。本町の避難所運営マニュアルにおきましては、避難所全員の同意が得られた場合に限り、避難所の玄関またはロビー付近にペットを入れることを認めるというふうになっているところでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 防災計画に飼育場所の指定がない、指定など書かれていると思いますが、ないということは、住民はどうしたらいいのでしょうか、お伺いします。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 災害時のペット対策ということでお答えしてよろしいでしょうか。

災害時のペット対策につきましては、先ほど、田中議員のほうから述べられたとおり、三股町地域防災計画第11節の避難収容体制の整備の避難所におけるペット対策において、地震等による長期的な避難を想定する中での獣医師会、動物愛護ボランティアとの協力による、避難所における飼育場所の指定や、可能な限り、ペットと一緒に避難できるペット避難所の確保に努めることが示されております。

昨年の9月に発生しました台風10号が本町に接近した際、報道による記録的規模の災害が予測されるとの前振りもあり、ペットに避難に関する多数のお問合せがあったところでございます。

このような状況を踏まえて、昨年10月に、危機管理係、環境保全係、そして、三股在住の災害支援動物危機管理士1名を含めて、ペットの避難場所の設置に関する協議をスタートさせたところでございます。

引き続き協議を進め、避難施設、管理責任、生活ルール等のペット避難に関する運用マニュアルを早急に作成していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 確かに環境省から、こういう災害時の「ペットを飼っている皆様へ」って、こういうものを回覧で回したりすることもいいことではないかと思えます。今年 of 災害に間に合うのでしょうか、お伺いします。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 協議につきましては、今回、6月中に、今年の第1回目を開きたいというふうに考えておりますが、一応、総務課、危機管理係の素案としまして、場所の選定案ということでは、1か所は、JA都城、こちらの家畜市場、こちらが駐車場も広く、また、雨天審査場等もございますので、JA都城さんのほうと、そういったペット避難用に協定等を結ぶことはできないかという素案が1つ。

それとあとまた、管内の避難場所をどこか1か所ということで、これは全くの案ですけれども、第2地区公民館、これが第2次避難所になっておりまして、こちらが鉄骨の2階建てでありますから、ペットを飼っている方、そして、ペットの分離ができるのではないかとということで、ここでのペット避難所という考え方はどうかなという考え方は、今、持っているところでありまして、それ等も踏まえて、今月中に検討を図っていききたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） ありがとうございます。

熊本地震の際は、避難所では、ペット連れの人とそうでない人の間でトラブルなど混乱もあったようです。

環境省が先ほど示したように、ガイドラインも出したようです。原則は自助、つまり、災害時にペットの安全を確保するのは飼い主の責任となっております。避難が必要になったら、基本は同向避難することとしています。

体制を整えていただき、回覧などで、やっぱりペットを飼っている人への呼びかけも必要だと思うんです。だから、行政としてはそういう対応を取っているけど、避難するときには、自分のペットのチップを埋め込んだり、情報とかこういうのを回覧で回して、飼っている人に、呼びかけも必要だと感じます。

ある市では、イオングループのペット事業、イオンペット等災害時における愛護動物救護活動支援に関する協定を結ばれています。ペットを、どんな形で受け入れることができるか具体的に検討し、飼い主や住民に周知するなど、対策をお願いします。

次に、暴風雨時は雨戸を閉めているので、防災無線広報塔で流されても聞こえません。

そこで、質問要旨⑤防災無線が聞こえにくい、ネット環境や携帯電話を持たない方への情報提供はどうされますか、お伺いします。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 災害時の情報伝達において、防災行政無線やインターネット、携帯、スマホ以外の手段については、テレビ、戸別受信機、自主防災組織によるものが考えられます。

戸別受信機につきましては、避難指示等の行動伝達が的確に伝わることを目的として、3地区、

4地区、5地区、6地区の土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーン内の世帯を対象に、設置の承諾が得られた世帯に配布しており、令和2年度までに、81世帯に配布をしているところでございます。

防災行政無線による情報伝達は、住宅環境、住居構造の変化に伴い、聞きづらい等の支障を来す場面もありますが、放送の内容は電話で確認することもできます。

災害に関する緊急的かつ的確な情報の伝達手段については、第6次三股町総合計画にあるデジタル化を含む新たな情報伝達手段の構築を進めるとともに、情報の取得困難な方への配慮として、自主防災組織の推進強化や戸別受信機の希望者に応じた配布の検討も必要ではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 確かに電話で聞くことができるという回覧は回ってきますが、そういうときには停電で、電話が使えないところもあると思うんです。そういう方には、先ほど言われたように戸別受信機を設置していただけるという、希望者には、ということでよろしいでしょうか、伺います。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 希望者に応じた配布の検討、これを今からさせていただきたいなどというふうに思います。

以上です。

○議長（福田 新一君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 今から検討してから、結果を教えていただけるということですね。分かりました。

災害時、町民の命と財産を守るためにも、情報の周知を徹底していくことが重要と思います。三股町に住んでよかった、この町で安心と言っていただけるように、皆さんで頑張っていきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○議長（福田 新一君） これより10時50分まで本会議を休憩します。

午前10時39分休憩

午前10時50分再開

○議長（福田 新一君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位6番、山中則夫議員。山中議員。

〔12番 山中 則夫君 登壇〕

○議員（12番 山中 則夫君） 皆さん、こんにちは。お手数をかけます、すいません。

私は、ちょっと2つの、2点、話をしますので、ちょっとお聞きください。

ちょうど40年前です。私は、地方から、東京、大阪に15年いました。そして、56年にここに帰ってきたんです。私は、三股駅で降りてみて、第一歩を踏み出したいなということで、降りたら、駅名が東都城駅っちなって、びっくりしましてショックを受けました。何で三股にある駅が、西都城は昔からあったけど、東都城駅っちな何やろうかなっていうて、今でも物すごく頭に来たことを覚えています。

そして、明る日やったですか、その当時の町長に私は言いに行きました。町長の娘さんが私の同級やったもんだから、昔から知った間柄であったもんですから、行って、町長、何で三股駅がないんですか、東都城駅になっているんですかって。そのときに町長は何と言われましたか。家で挨拶しよったら、いや、三股農協も合併して、そのうちに何か三股も合併するやろうって言ったもんだから、しかし、町長それは、しかし現実にまだ合併してないですがねって。三股駅の、駅をいって、そして4年かかりました。3年か4年か、47年に調べてみたら、東都城駅だったです。それが、61年にまた三股駅に戻りました。私は駅に行って、駅名を見たら、また三股に変わっていました。本当にうれしかったです。今でもあのときの感動、うれしかったです。

そしてもう一つは、今度は平成の合併です。あのときも、この中にも、合併のときに苦労された議員もいらっしゃると思います。それは、やっぱり私も議員生活の中で、合併問題が一番の難題でした。自分の考えばかりじゃいかんですからね、三股の将来のことですから。合併すりゃあ、もう北諸、三股町はなくなるわけです。

そして、もう15年たっていますね、18年だったですからね。もう15年たっていて、そのときに私も、その当時の都城市長とも何回も話をしまして、私は基本的に合併は反対じゃなかったです。そしたら、合併は反対じゃなかったけど、この1市5町の合併は、みんな借金倒れですがねっち。みんなですて、大きな船に1市5町で合併して、船に乗ってもう船は沈みますよっち。それよけな、1町1市でお互いに協力しながらやってみましょう、でないと、1市5町は全部一つになってしまうと緊張感がないんです。やっぱり政治に、行政とか、政治でもいいんですけど、緊張感をなくしちゃあだめですよ。だから、そういう意味で、そのときに合併も思いとどめまして、今、物すごく町民も喜んでいるけど、この喜んでいるっちな自主自立のあれはいつまでは続きません。

ところで、質問の要旨に入りますけど、これ、地元意識がなくなっているんです。というのは、3月やったですか、三股町のふるさと納税ですよ。私は、あれを見てびっくりしました。

何かマスコミで、大々的に載ってましたがね。あれを見て、三股は県内で22番目、そして、金額的に1年間の統計じゃないですけど、7,000万円ですよ。隣町は日本一ですよ。それは、やっぱり、三股町をもっともっと何か、三股町の意識をみんなで団結してやりたいという、そういうちょうどいい機会じゃなかったかなと思って、あのふるさと納税は。じゃないと、三股を愛する県外とかよそにいる人は、三股はあんまり思ってないんやったらち思われるのもしかですがね。やっぱり、町長自ら営業マンになって、いろんな方面で働く、発信力ですよ。でないと、隣町は日本一、隣は県内でも末のほう、あまりにも格差があると。

それで、質問の要旨に入りますけど、まず、ふるさと納税に、自主財源の確保のためにも、力を入れていくべきじゃないかなと思っております。

あとは、質問席で質問します。ありがとうございました。

○議長（福田 新一君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 町政の諸課題について、ふるさと納税、実際は本町の寄附金にもっと力を入れるべきではないかについてのご質問に回答します。

ふるさと納税は、ご案内のとおり、ふるさとへの思い、あるいは、三股町の発展を寄附という形で応援する手段でございます。寄附金は、子育て支援や文教のまちづくり、アスリートタウンの推進、環境美化、高齢者の居場所づくりなど、寄附者の意向を踏まえ、これまでも有効に活用させていただいております。

そして、この応援には、寄附額に応じて本町の特産品等が返礼品として送付されます。つまり、ふるさと納税は、町への寄附と同時に特産品等の町内生産者、事業者の応援でもあります。

このようなことから、本町でも、三股町版ふるさと納税募集に力を注いでいるところですが、認知度、PR不足、返礼品数等から苦戦中であり、他自治体に大きく水をあけられている状況です。

昨年4月から12月の寄附額は、先ほどお話がありましたが、7,860万円で、目標の1億5,000万円を大きく下回り、県内では22位と低迷している結果となり、大変申し訳なく思っているところでございます。

この結果を踏まえ、今年度は名誉挽回いたしたく、取組の強化を図っているところです。課長会議でも、隣の高原町、そして国富町、その辺りぐらいは、四、五億なんですけれども、頑張ろうじゃないかという話を課長の皆さんにも、そして、みんなでやろうじゃないかと、そういう話もさせていただきました。ただ、あんまりプレッシャーをかけるのも何ですから、まずは、目標の1億5,000万、そこには必ず到達するよう今年頑張っていこうというような気持ちで、今、取り組んでいます。

その内容について、具体的な内容について、企画商工課のほうで取り組みますので、説明を企画商工課長のほうから説明いたします。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。——ちょっと待ってください。課長、お願いします。

○企画商工課長（山田 正人君） 先ほど町長から、昨年4月から12月の実績につきまして説明をされましたが、ここ数年、ふるさと納税額の伸びは鈍化し、昨年は一昨年の実績を大きく下回りました。

企画商工課といたしましては、このことを深刻に受け止めており、今年度は、ふるさと納税の取組を課としての最重要事項に掲げ、これまでの取組の検証を行い、問題や課題を抽出し、その改善に全力を挙げて取り組むことといたしております。

第1の取組といたしましては、体制の見直しであります。これまで、担当者は他の業務も兼務し、ふるさと納税の事務に専念できなかったこととの反省に立ち、本事業に傾注できるよう、兼務を外したところでございます。また、課内において、全職員が情報を共有し、新たな戦略、例えば新しい返礼品の開発、イベント、広報宣伝などを立て、一丸となって取り組む体制を構築するために、副町長をリーダーとするプロジェクトチームを創設いたしております。

第2の取組といたしましては、返礼品の充実を図る取組でございます。これまで、返礼品の協力事業者は15事業所と少なかったことから、新たに協力いただける事業所の開拓に取り組みます。先月は、2件の事業所から相談がございまして、参入を前提に協議をいたしております。また、今月に入りまして、2件のまた相談がございましたので、そういったところの参入も併せて協議してまいります。併せて、協力事業者との個別ヒアリングや意見交換会を行い、魅力的な返礼品の開発にも取り組みたいと思っております。

第3の取組といたしましては、情報発信力の強化です。インターネット上に本町のふるさと納税の活用や返礼品等を掲載し、広告いたしますウェブ広告を行うほか、広報みまた7月号でふるさと納税の特集記事を掲載し、町民にふるさと納税への理解と協力を呼びかけたいと思っております。

第4の取組といたしましては、企業版ふるさと納税の推進です。本町は、本年3月31日付で、内閣府から企業版ふるさと納税を活用するために必要な地域再生計画、長いんですけども、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関する寄附を行った法人に対する特例を活用した地域再生計画の認定を受けました。今後は、本町の地方創生の取組に賛同していただける企業の募集を精力的に行いたいと思っております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 山中議員。座ったままでいいです。

○議員（12番 山中 則夫君） いいですか、すいません。

今、確かに推進室を設けるのは、これは本当にそれに集中できるということなのでいいことなんです。問題は、私は業者を幾ら増やしてもいいんだけど、問題は、私は先日都城に調査に行きました。調査って言って、大した調査じゃないんですけど。

要するに、あそこは確かに平成26年までは、いろんな業者を商工会議所のなんかのあれから選別して、大分多かつたらしいんです。しかし、ふるさと納税は一つも上がらなかった。そして、市長自ら、日本一の和牛と焼酎、これに集中して、もう誰が何と言おうが、これに集中していくということで、もう市長自らリーダーシップを発揮して、ほかのいろんな業者は、都城はご存じのように、4つの酒造会社がありますから、霧島ばかり何であれすつとかと、優遇するのとかと。しかし、それは、そこ辺は、だから、そしたら、27年度のふるさと納税、一気に四十何億、8倍ばっかいになったんですよ、日本一ですよ。

だから、何かもう一つみんなで作らしましょうってのはいいけど、それはそれでいいんだけど、しかし、もうとにかく職員にも、町長自ら厳しく、自主財源がどうこうというよりも、やっぱりそれだけ三股町も財政厳しい、ますます厳しく、なると思いますよ。

だから、そういう意味ではちょっと強権力を発揮して、全然、無理難題は言うといかんけど、やっぱり、だから結局、今年から来年は、どのくらいの数値目標を立てますか。どのくらいをふるさと納税で、目標額ですか。それを言ってもらいたい、数字で。

○議長（福田 新一君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど答弁いたしましたけれども、まずは、皆さんにも、一般質問でもお話ししたように、まず1億5,000万をクリアしようと。前年度もその目標でやったんですけども、7,860万円だったということです。まずはそれ。そして、近隣の市町村を見ますと四、五億、その辺りは、高原でも国富でもやっとなるわけですから、何でうちができないのか、その辺りを大きな目標にしようと。

そういうために、我が町は、2万5,000人の人口があるわけですよ。そしてまた、我が町から町外に、県外に活躍している方もたくさんいらっしゃいます。そういう意味合いでは、まず町民に、やはり三股町のふるさと納税知ってもらって、そして、よそに、県外にいらっしゃる方含めて、その人たちから応援も頂くと、その辺りがまだちょっと弱いのかなということで、今回、広報みまた7月号に、町民メッセージ含めて、三股町のふるさと納税を町民にまず知ってもらおうと、そして、応援をもらおうと、そこをまずスタートにしようかなというふうに考えています。

それともう一つは、やはり企業版ふるさと納税というのですね、企業の応援。それが、今回の3月31日で認められましたので、本町と関係のある白ハト食品もそうですけれども、それとまた、島津山林を購入された大栄環境ホールディングス、そういうところを含めて、もちろん、自

ら足を運んで協力頂きたいと、そういうふうな努力はさせていただきたいなというふうに思っています。

○議長（福田 新一君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） いろいろとにかく、この数字を見たら、もう恥ずかしいですよ、本当に。私は、いろんなところを訪問していると、そこで我々も責任がありますから、何を言っただと言われて、非常に恥ずかしい思いをしました。

だから、いろんなところで発信力を、とにかく宣伝が余計、宣伝するぐらいやっぱり人に言わんといかんですよ。いろんな、それは町長もいろんな、ところに行かれるわけですから、もう遠慮せんで、我々も、三股町も一緒にやっっていくというように、財源が少ないんだから少しは助けてくださいと、やっぱりそういうお願いしないと、それは普通のあれじゃあ、みんなそれぞれ都合がありますので、やっぱり三股を、そのためには、自分自身が三股町を幾ら好きになっているかと。俺は三股町の間人だと、とにかく三股町を何とかしてくださいっち、そういうやっぱり感情、心に訴えないと、幾らいい政策をしても心がないとだめですと思います。

そこで、目標額は分かりましたので、ですが、とにかく、町長のリーダーシップに本当に期待したいと思いますので、再度強い決意を述べてください。

○議長（福田 新一君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど企画商工課長のほうで、もう今度、専任、兼務を解いても専任するというような体制をつくるようにしました。そしてまた、庁内の中でも、企画だけじゃなくて、全庁的にやっていこうじゃないかっていう話もさせていただきました。そしてまた、プロジェクトチーム、副町長をトップにしながらのプロジェクトチームをつくりました。そういう意味合いで、本当にこの目標に向って、全身全霊で取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長（福田 新一君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） だから、そういう強い決意でやってもらいたい。そして、職員でも、我々もですけど、自分たちの仲間がよそにおったり、都会にいるわけですから、私、今、どうなるか分かりませんが、何人かに、同級生に、大阪とか電話しています。少しでも協力してくれんかと、三股の財政が大変なんだよっち、自分の町は自分の町でやっていかないとイケないから、それにこれだけ国もお金出して、必ず地方交付税なんかも将来は、私は下がってくるだろうと、地方に回す金はなくなると思います。そのときは、自分たちで頑張るしかないわけですから、そういう強い精神を持って取り組んでももらいたいと思います。お願いします。

それでは、次の、次のというか、これも大事なことです。本当に大事じゃないかと思っております。

町長はなられて、平成23年やったですね、外部評価制度を導入して、何かやりましたね。あ

れは、私があんとき、こういうことをやっていくと、やっぱり無駄をなくしたりして、本当に必要な行事、必要な単独補助事業になるんじゃないかなと思って期待しておりました。いつの間にか、1年か2年で消えて、それは町長のあれもあつたと思いますけど、またもう一回、この厳しい財政状況が今からますます続いていくと思います。

だから、今こそ外部評価ですよ、外部の人に指摘してもらおうと、職員も、町長も言いにくいでしょうが、自分たちの仲間の職員がいっぱいいるのに、これはだめ、これもだめっち。だから、そこでやっぱり第三者の意見を入れて、それでやっていくというようなことをもう一回、その制度を導入したらどうでしょうかと思います、町長。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 補助金事業の外部評価導入についてのご質問にお答えいたします。

以前、平成30年12月議会も、今、山中議員がおっしゃいましたように、同様の質問について答弁いたしておりますが、結論から申し上げますと、現時点で行う予定はございません。

振り返ってみますと、平成23年度に、補助金に関する外部評価を実施し、平成24年度と平成25年度に、それぞれ8つの事務事業を抜粋して行ったところであります。それから既に8年ほど経過いたしておりますが、その間、外部評価に準ずるものとしたしましては、町民の代表者や外部有識者等で構成する地方創生推進会議で、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業について、審査・評価いただいているところでございます。先ほど申し上げましたように、こういった外部の有識者も入れての審議というのは実施しております。

また、役場内部であります。課長で構成する事務事業評価幹事会や、課長と女性職員等で構成いたします負担金・補助金審議会において、補助事業をはじめ各種事業について、その費用対効果や必要性等について評価・審議をいたしております。

以上、回答といたします。

○議長（福田 新一君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） 取り組んでいると、しかし、その取組をやっぱり公開するためには、やっぱり議員には少しはその報告をしてもらって、そんなんはあるって私も初めて聞きましたよ。だから、やっぱり情報共有するためには、我々にも、昔やった外部評価のときは、やっぱり町民もオープンで傍聴もできましたよね。そして、報告もありました。そのときは、30件を評価するというので、多分、現行どおりが14、それで見直しが14、そして廃止が2つということ、やっぱりそういう機能的なことを議員も知っていないと、内部でやっとなんかやるのはどなんやろうかねっち、そこ辺が公開できないことは公開せんでいいですけど、情報共有するっちな意味ではなるだけ。でないと、もういろんな行事を去年やっているが、また今年も

って、いいも悪いも評価もしないで、ちょっとした関係者ばかり呼んで反省会をして、はい、よかったよかったって。それじゃあ、お金が幾らでもあればいいですよ。もうほとんど三股町も底をついてきているんじゃないですか。そういう意味では、もっと本当に将来のためには厳しく、厳しい財政運営をしたほうがいいと私は思いますけど。

○議長（福田 新一君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） ただいま、山中議員のほうからご指摘いただきましたが、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業、これについては公表いたしております。

また、もう一方で、内部での検討でございますが、これからの厳しい財政状況等を踏まえまして、それぞれが、将来の三股町のために、やっぱり費用対効果があるのかどうかという厳しい目で見ていくと。その中で、廃止するもの等も当然あるということは、当然考えております。

ですから、内部でのそれぞれの課長が、審議する課長が、その将来像をしっかりと持ちながら、厳しい目で審査していこうということは考えております。

○議長（福田 新一君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 町でいろいろ議論した部分、要するに地方創生推進会議、3か年ごとに見直しをやっていきますけど、これについての、どういう事業をやるのかというのをまず公表しますし、そして、その結果どうだったかというのを公表しております。多くの議会の皆さんにまず公表し、そして町民に公表する、というような形で、全部内部で決定し、そして内部だけで理解しておるということは全くやっていません。

そしてまた、地区の座談会等もそうですけれども、町民からどういう声があったのか、そういうものについても取りまとめてホームページでも公表していますし、全て言われるように、内部だけで、課長たちだけでやっているというようなことは全くございません。やったものは全て議会にはお知らせする、というスタンスで情報共有はしたいなというふうな形で取り組んでいますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（福田 新一君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） そうであれば、とにかく分かりやすく、印象に残るような報告をしてもらいたいと思います。私は、印象になかったです。すいませんね。

とにかく、継続している事業を、いろんな行事をやめたりするっていうのは、つらいと思いますよ。関係者もいますから、もっとやってくれ、来年もやってくれてと言われて、つらいと思いますけども、三股の財政を見た場合は、もうこれはどう考えても自主財源が少ないんです。三股は幾らですか、今、自主財源は大体、大体でいいですから。

○議長（福田 新一君） 税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 額は、ここに手持ちはないんですけど、恐らく35%ぐらいだ

ったと考えております。ですから、大体100億にしたときに35億ぐらいということで、そのうち町税が約23億ぐらいになります。

○議長（福田 新一君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） ほかのところと比較するといかんけど、私も、多分三十何%だろうと。隣町は、今、ふるさと納税も入って52%なんです。半分は自分たちで稼いでいるんです。だから、自分たちで稼いでいるから、自分たちで好きな分野に使わないと、やっぱり自由に使えるんです。そういうお金を少しでも増やさないといいんですがね。自分たちが、本当に国からの縛りがなくて、これに対しては使っているんです、そういう許可は取る必要はない、自分たちで自由に使える金を少しでも増やすために、だから、自主財源確保は大事なんです。そこ辺を含めて事業も継続してやるのはいいんだけど、ちょっと特にこのコロナの時代で、原点に戻って、この事業はいい、この時代にあってもいいな、これはちょっとなというような判断を、それはつらいですよ、ずっと何十年もやってきた事業をやめるとかちゅうのは。しかし、もうそういう時期に来ていると思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、次に移ります。これは大きな問題……、小さくもないですね、これは、第3番目、スポーツ少年団です。

もう前から思っていたんですけど、アスリートのまちといえば、だんだん、やっぱりそういう子供たちを少しでも盛り上げていくようなことを積み重ねていかないと、急にアスリート、一流選手ができるわけじゃないですから、そこ辺を考えて、スポーツ少年団のいろんな施設をもっと充実するべきじゃないかな。

というのは、特に野球です。やっぱり外でするあれですよ。今、少子化時代で、子供もだんだん少なくなっていて、今、野球が、昔は五、六チームあったのが、今半分、3チーム。それは、子供も減ったかもしれんけど、練習場所に困っちゃうとですよ。チームが減ったから何とかなっているけど、チームが増えるとまた練習場がないとあって、そんな町が、失礼やけど、アスリートがどうのこうのと言っても、町民の心に響かんとですよ。幾らこういうスローガンでこうだとか、それは、そういう目標を立てるのは物すごく私はいいいことだと思います。思うんだけど、現実的に足元にあることを訴えていかないと、町民つちゅうのは、その辺は、ああそうですかという、すぐはほぼ分からないです。そこ辺を含めて、もっと何かスポーツ少年団の施設を充実。

そこで、私は前から考えちゃったんですけど、確かに、あそこの旭ヶ丘運動公園もいいですよ、それは。しかし、あそこは、それは、川北の人には物すごいよかとことです。しかし、川があつて、川南の人たちはやっぱり不便なんです。特に子供たちは、あそこを利用するのは。そこ辺を考えたら、やっぱりこっちの川南のほうにも、大きなプロ野球が使うような大きな球場やなくてもいいから、多目的広場を充実したようなところを、川南のほうにも造ったらどうでしょうか。

○議長（福田 新一君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） スポーツ少年団が利用する施設充実にまた力を入れるべきというようなお話から、また、川南、川北のお話も伺いましたけど、まず町で、アスリートタウン三股というのを掲げながら、子供から高齢者まで、町民が自らの意思でスポーツに親しめるよう、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しめる環境づくりというものについて、計画的に取り組んでいるところでございます。

ハード面で具体的に申し上げますと、平成23年には、三股小、宮村小、梶山小体育館を改築いたしました。24年度には、弓道場の移転・改築をいたしております。そして、25年には、ふれあい中央広場の整備、そして、27年には、武道体育館の耐震補強改修工事、そして、28年には、ちょうど山中議員の隣の西部体育館、こちらの建設、そして、上米公園のパークゴルフ場の9ホールの増設、そして、30年には、多目的スポーツセンターの改修、人工芝ですね、31年には、テニスコートの3面増設をいたしました。そして、本町のメインである旭ヶ丘運動公園陸上競技場については、全天候型の整備で、4か年事業で取り組みまして、令和2年に完了いたしました。今年、武道体育館の空調設備の設置に取り組んでおります。これら全て、スポーツ少年団も使える施設でございます。

野球場のお話ありましたけれども、スポーツ少年団の野球場についても、旭ヶ丘運動公園の上のほうにソフトボール場もあります。そちらのほうのバックネットも改修いたしておりますので、使えます。そして、また各学校にもそれぞれ運動場もございます。

ですから、使おうと思えば、常に開放したいと。ただ、今現在使っているところの調整というものも必要ですので、いろいろ相談していただきたいというふうに思います。

ソフト面では、総合型地域スポーツクラブを中心に、各種スポーツの推進とともに、ニュースポーツの普及に努めるとともに、28年1月からみまたん霧島パノラマまらそん大会を開催しまして、スポーツ少年団も数多く参加していただいているところでございます。

このように、スポーツ施設の整備及びイベント等について、計画的に取り組んでおり、今後についても公共施設等総合管理計画及び個別計画に基づきまして、老朽化した施設の補修を計画的かつ効率的に実施するとともに、有効に活用していただくよう工夫を重ねたいというふうに思います。

議員の言われますように、南のほうに大きな施設云々というお話がございましたけれども、先ほどからお話がありますように、本町の力量でそういうものが必要なかどうか。やはりこの圏域を見てみますと、ちょうど早水のほうにもすばらしい都城市の体育館がございます。要するに、1町で全てをフルセットするんじゃなくて、圏域の中で本町のありようを考えるとというのも、効率的な財政運営じゃないかなというふうに思います。

そういう意味合いでは、スポーツ少年団が利用する施設の要望等については、ぜひ、具体的にお話しただければ、教育委員会のほうでしっかりと対応させていただきたいというふうに思います。

今のところ具体的に私も聞いていませんので、どういうことなのかよく分かりませんが、ぜひ、それぞれのスポーツ少年団で相談したいことがあれば、お話を伺いたいというふうに思います。

○議長（福田 新一君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） 町長が今言われましたこと、分かりますよ。しかし、旭ヶ丘運動公園は、あそこは短大誘致のために、当時、町が購入したやつで、あそこに、東京にある玉川女子大学というのが、あそこにもうほぼ決まっちゃった。議会、その当時具体的なことは知らんけど、そのときに議会が反対して。だから、あそこは急遽、公園になったんですよ。

普通、今の時代にはもう平坦地につかんと、ああいう高いところとか、それは子供たちは行けませんよ。だから、もともとは大学誘致のために買った土地を、運動公園に、もう利用価値がなかったものを運動公園にしちゃって、ほとんど知らないと思いますよ、そんなことは。私は、ちゃんと昔から役場の隣に住んでいて、ずっと役場のそういうの知っていますから、小学校のときから知っていますよ。あそこは、だから、玉川女子大学を持ってくるということで、それで、その当時の町長は、高校は今の東高校です。そして、短大がちょうどその頃は、高台にある、短大がそういうブームやったんです。それを引っ張ってこようちゃうことで、そこに文教のまちということで取り組んだんです。そしたら何か、どういう理由か知らんけど、議会で反対があっただけです。それで、急遽あんな、町が土地をこうしちゃったわけですよ。

そして、だから、私は、あそこはいかんというわけじゃないですよ。それは、やっぱり川北の人たちは喜んでますよ。それは、当たり前ですよ。川南のほうばかり役場もあるし、何の、全部こっちばかりですがね。

そこ辺からすると、あそこの整備は整備でしないといかんけど、やっぱり子供たちのためには平坦地で、気軽に行けるようなところということで、私は、だから、スポーツ少年団の人は、ふっとか球場を造れとは言わずに、多目的なあれでいいから、お金をかけないで、どこかそこ辺の三間道路がありますがね。あそこ辺の、全然、今農家も少なくなってきた、耕作する人が、農業団体の人もそう言いますよ。一番、この文化会館の前辺りがいいところ。農地は残さんといかんけど、それはもっとベターなところに集約すればいいんです。農地は交換もできるんですから……。

○議長（福田 新一君） 山中議員、ちょっといいですか。通告にないということじゃないんですけど、それでいかにないように、端的に質問事項に向って質問していただきたいと思います。

○議員（12番 山中 則夫君） そこ辺は分かるんだけど、とにかくそういう意味で、あそこは

大学に、だから、平坦なところに造ってほしい。

もう一つ、何か知らんけど、スポーツ少年団の多目的なことをできるような、いつでも行けるようなところ、何かそういうことを金をかけずにやれんですか。

○議長（福田 新一君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 三股というところを見ると、ほとんどがもうこちらが、70%が山で、ほとんどハートの町の中の、本当にどちらかというコンパクトな町なんです。そういうところに、あれもこれもっていう形じゃなくって、旭ヶ丘運動公園のいきさつがどうであれ、ある以上は、やっぱりそこをしっかりと維持管理していくというのは必要と。

そして、三股町の南と北というような言い方されますけれども、都城なんか見ますと、中心部にいわゆる体育施設ありますね。そして、有水とか向こうのほうから、四家から来ると。そういう人たちからすると、相当な距離なんです、西岳からは。

そういう意味合いでは、三股町はこれをエリアの中で、スポーツ少年団もあれですけど、お母さん、お父さんたちも非常にお若いですから、車で行けばすぐそこですから、そういう意味合いでは、今現状ある施設を十分活用する。そして、そこから、老朽化したいろいろあれば、そこにはまた手を入れて応援してあげるといようなスタンスで、私はいいのじゃないかと思います。

また新たに施設、要するに、今の宮ノ原、あそこなんか畑地かんがいで、もう事業やっています。もう十分利用されています。今の農地の中で本当に除外していくっちゃうのは、今の公共事業やったところはなかなか厳しいというのも思います。

そういう意味合いでは、やはり言われるように、スポーツ少年団の力を入れたいという、そういう思いをやはり我々も受け取って、しっかりとそここのところはバックアップしていきたいというふうに思います。

○議長（福田 新一君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） 私が言うのは、それはもちろん既存の施設も使わないかんですよ。しかし、スローガンとしてアスリートのまちとか、アグレッシブ何とかちゅうんで、そういう一流選手を育てましようという意味でしょうが。アスリートっちゃあ、そうですよ。一流ですよ。アスリートを唱えるのは、私は、宮崎では、延岡だけだと思っんです。それは、スローガンとして掲げるのはいいんだけど、それはそういう意味で、お互いに努力していかないかんですよ。今ある施設を使えばという、それは、そういうことで、アスリートがどうのこうのとかいう、そういう言葉は通用しないですよ。

○議長（福田 新一君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ご存じのとおり、アスリートタウン三股というのをスローガンに掲げたのは、蓬原正嗣さんです。その方は、メキシコオリンピックの候補選手だったわけです。そう

一流のアスリートだったわけです。そしてまた、蓬原さんに次いで、九州一周駅伝大会でも頑張ったすばらしい選手たちが、旭化成の選手に劣らないくらい、いっぱい三股の中にはすばらしい選手もいます。

そして、また別府マラソンでもすばらしい成績を残したそういうトップの選手もいる中で、やっぱりそれを目指していこうという、目標は高くというような形でのアスリートタウン三股、スポーツタウンでいいんじゃないかなというお話もございましたけれども、そうじゃなくって、もっと一段上のところを目指していこうというようなことで、蓬原正嗣さんが体協会長になられて、そういう大きな意味を持って頑張られた。

そのように我々も共感しまして、三股中学校のいろんなスポーツ関係、そういうところを周辺的に、周辺といいますか、サポートして、弓道場も隣に造りましたし、テニスコートも。要するに、少しでも子供たちが、将来に、上を目指していけるような環境整備はしっかりとやっていきたいなというようなところでやっているところでございます。

ですから、まだまだ、言われるように、トップ選手、オリンピックに出るような方、まだまだ出ませんが、長い目でやっばし応援していくということが大事かなというふうに思います。

今、南九州の駅伝大会、それなんかも三股のほうでも、南九州駅伝大会という形でやっておりますし、その中でも優秀な成績を取っておる。

また、弓道のほうも、県内だけじゃなくて、県外からも三股町の弓道場に来て、そして頑張っています。大会をされています。

そういう意味合いでは、三股町はそういう、県外からも、目標を出されるそういう町になってきているんじゃないかなと、私は思っています。

以上です。

○議長（福田 新一君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） 町長が言われるのは分かります。分かるけど、町民にはそれが伝わっていないんです。そこ辺なんです。だから、言えば発信力です。そういうことは、どんどんいろんな方法で、一体となって、やっぱりいろんなことを言っていくと、ああ、それでアスリートタウンになったかというのは理解できますけど、普通の今、若い人たちは、何十年前の、60年か70年、立派な人です。しかし、若い人たちは知りませんよ。

現実的に、やっぱり、そういうことは心に響くような、アスリートということが響くような、やっぱりそういう行政のほうもそれでやっていかないと、町民には、何ぼいいスローガンを上げても、町長は、それは職員はみんな分かっていますよ。私も分かっているけど、町民が一番大事。町政というのは、町民のためにやるわけやから、やっていることに対しては発信力をどんどん、もうちょっと宣伝をしてくださいよ。何かそこ辺が弱いんです。弱いから、伝わっていないんで

す。そこ辺をひとつよろしくをお願いします。

○議長（福田 新一君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 言われるように、発信力を高めて、そして、皆さんに理解していただく、本当大事だと思います。

町のほうでも、スポーツ少年団を含めて、県外のいろんな大会、県内で優勝した人たちを県外の、いろんな九州大会、全国大会に行く人たちには、奨励金を出すというような形で、広報みまただでも載せながら、少しでもアスリートタウン三股というのを、周知するような努力はしているんですけども、まだまだということでもありますので、お尻をたたかれたみたいですから、より一層頑張らないといけないなというふうに思っています。本当に、町民に浸透することが大事でございますので、そして、みんなでやっばしスポーツで健康づくり、そういうふうな形、そこからまたアスリートのほうに結びつくような取組、叱咤激励されましたので、頑張っていきたいと思えます。

○議長（福田 新一君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） 私は、誰を責めるとか、もっと三股町が一体で、今、合併しないで注目されているもんだから、やっぱり注目されていますよ。そのためには、どんどん売り込んでいかないと、みんなに伝わるようにしていかないと、中だけで内向き政治じゃだめですよ。内向き行政はだめ、やっぱり発信力です。どんどん、ちったホラクソ、ちょっと失礼になるけど、ホラもちょっと吹いていいけど。

それでは、最後の4番目です。大きな問題を言います。植木の整備です。

いろんなところで、全般的に遅れているような感じがしておりますので、その中でも植木公園です。

というのは、植木ちゅうのは、町内でも人口密度の一番大きなところですよ。小さなエリアにいっぱい住んでいます。そして、憩いの場所ちゅうのは、みんなが何か集まるようなところっていやあ運動公園だけなんです。運動公園も、まあ立派な公園なんだけど、あそこはやっぱり昼間なんかはもうほとんど年寄りが使うわけですがね。

そのために、やっぱりあそこに、何か休憩所を、立派なものではなくてもいいけど、年寄りが休憩するようなところ、グラウンドの大会とか、やっぱり休憩、ずっとしているわけではないので、そこ辺をぜひとも見直しを。

というのは、何で言うかという、昔、これは質問じゃありませんので、都市計画税というのがかかっていたでしょう、植木が全部。固定資産のほかに都市計画税ですよ。都城もかかっていますよね。それで、そのときに、植木の都市計画税がかかっていないところに、税金を徴収しよって、都市計画税を取ってたんです。それで、町民からは、記憶はちょっと忘れちゃったけど、

町民から苦情があつて、町はもう大変なことやっちゃさえ、2年間、その地域、都市計画税は、取るといかん税金を取っちゃったんですよ。それに、私もちょうど、あれはいかんじゃねえかっていうことで、たしか2年間返還しました。返還、全部返しました。そこで一旦落ち着いたんだけど、私らところはまともな都市計画税がかかっただけです。

しかし、そのお金は、都市計画税というのは目的税ですから、皆さんご承知のように。そのお金を、普通、植木とか整備がなされとらんから、我々から取った税金を地元で、側溝をよくしたり、道路をよくしたり、そのお金で使わないかんとを、私はいろいろほかの議員とも調べましたよ。そしたら、その我々から取ったお金を、言うちゃあ悪いけど、ほかのところに使っていたのは、上米公園ちゅうことだったです。普通のお金ならいいけど、都市計画税ちゅうのは目的税です。その地域に使わないかんなわけですがね。

それで、その当時に、私はちょうどそのときに、町長に言いに行きましたよ。直接、町長っち、これは住民がもし知ったら、大変なことになる。だから、そうしてすぐ都市計画税は廃止になったんですよ。平成14年、5年やったです。

それで、それだけ結局過去のことを言うといかんけど、結局整備がいろんなことで遅れちゃって、そこ辺を一つぐらいなら、運動公園ぐらいのあれは整備してくださいよ、もしできれば、大きなお金が要ると別ですけど。ちょっと休憩所造るぐらい、何とかそこ辺ですよ、問題は。暑い中をやるのもいいんだけど。

○議長（福田 新一君） 山中議員、質問の内容を、もう少し通告に基づいて、分かりやすい質問にしてもらえませんか。

○議員（12番 山中 則夫君） 質問じゃない。

○議長（福田 新一君） じゃない。

○議員（12番 山中 則夫君） 最後は質問になった。

○議長（福田 新一君） 最後の質問を的確に。

○議員（12番 山中 則夫君） それだけ。

○議長（福田 新一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（前田 勉君） 植木公園の整備をということで、ご質問を頂いているということで、答弁させていただきます。

植木公園につきましては、約1.7ヘクタールの敷地で、運動広場とか遊技場、遊戯広場、また、公園利用者の休養施設が設置されまして、町民の休息、遊戯、運動等、リクリエーションなど、近隣に居住する住民の利用を目的とする、都市計画でいう近隣公園です。

議員ご指摘の休憩施設などの設置に当たりましては、今後行うことが必要な公園の長寿命化計画に基づく検討の中で、既存施設の機能とか配置状況、また利用状況を踏まえた上で、その必要

性を検討していくことが必要なものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田 新一君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） 特にトイレの前にあれ、壁はしてあるんだけど、小さい、トイレは丸見えや。その辺は、本当地域住民が使うわけやから、ちいと遊び場所に、トイレは目の前にあるとよ。そこ辺はちったあ考えてください。

以上です。

とにかくよろしくをお願いしますよ。植木は、整備をよろしくをお願いしますよ。

○議長（福田 新一君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 植木のほうも、町としても一生懸命、特に今公共下水道事業を取り組んでいますけど、そしてまた、隣のほうに西部体育館、長年の要望でございました。もうそういうのも整備させていただきました。植木公園のほうも大変立派な公園ですので、またその充実、そういうものもいろいろ声を聴かせていただいて、さっき言いました長寿命化計画の中で取り組んでいきたいというふうに思いますので、またよろしく願いいたします。

○議長（福田 新一君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） 今日は、ちょっと久しぶりやったもんやから、しゃべり過ぎました。（笑声）

やっぱり、過去のことを知って、今ですからね。やっぱり、過去のことを知らない人がほとんどだと思います。そこら辺を考えて、やっぱり過去の積み重ねで、今があるわけやから、それをどうしたらいいか。

そして、最後になりますけど、もっと三股をお互いに、議員もやけど、職員もやけど、みんなですけど、もっと好きになってください。俺は三股町やっどというような、そういう気持ちで行政運営をしてもらえて、我々もそうですけどね。自分の町をやっぱり好きにならんと、どうしようもないですよ、これは。

そういうことで、ひとつ町長、よろしくをお願いします。じゃあ、終わります。早う終われちゅうような顔しとるんやから……。

○議長（福田 新一君） これより昼食のため、13時30分まで本会議を休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後1時30分再開

○議長（福田 新一君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位 7 番、内村立吉議員。内村議員。

〔8 番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（8 番 内村 立吉君） 発言順位 7 番、内村です。今回、4 つの事項につきまして、質問をいたします。

議会は、お互いの議論の場であります。勉強の場でもあると思います。情報の提供の場でもあると思います。お互いに得意な分野もありまして、教えたり教えられたりする場でもあるんじゃないかと思っております。

新型コロナウイルスが発生いたしまして、まず、医療従事者、関係者、皆様のご苦勞に際しまして、お礼を述べさせていただきます。

コロナワクチン接種につきまして、質問を上げておきましたけども、昨日の 2 名の議員の方が、質問をされております。質問の中で、同じようなことが重なるようなことの質問もあるかと思えます。よろしくお願ひいたしたいと思えます。

このコロナワクチンにつきましては、それぞれ皆さん、早く接種してもらいたいということで、いろんなところで混雑をしている状況じゃないかと思っております。そのような中で、新型コロナワクチン集団接種の模擬訓練が、5 月 1 日に、多目的スポーツセンターで、100 名近くの人数を集めて行われております。新型コロナワクチン集団接種は、円滑にできるようにということで、全体の流れは、部門ごとに実地内容を確認するというものであります。

その中で、やっぱり相手に対する接する態度じゃないかと思っております。高齢者、65 歳以上だったら、それぞれ体の不自由な人もいらっしゃいますし、いろんな方もいらっしゃいます。だけど、私も 1 回目注射をしてもらいましたけど、それなりに対応をくださって、円滑な流れの中で、接種が行えるということを感じました。

三股町は、都城市からすると、ワクチン接種が早いようでございます。都城の方もいろんなことを聞きますけど、三股はどうかとかいろんな話を聞きますけど、三股は早いなちゅうような意見を聞きます。

そのようなことで、まず、接種対象者ということで伺いたいと思えます。医療従事者数、65 歳以上の人数、65 歳以下的人数、1 日の接種者数ということで伺いたいと思えます。

あとは、質問席にて質問していきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（福田 新一君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 新型コロナワクチン接種の接種対象者数についてお答えいたします。

65 歳以上の高齢者のコロナワクチン接種は、5 月 12 日から、町内の医療機関等の協力によりまして、多目的スポーツセンターで開始しておるところでございます。受付時間を 30 分ごと

6回に分けて、3か所で診察、接種を行い、時間どおりに来られれば、30分から40分で接種が終わります。

6月からは、個別接種も開始されていますので、かかりつけの医療機関や、高齢者施設で接種を受けていただいているところがございます。

医療従事者の対象者は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引により、総人口の3%として算定方法が示されておりまして、782人となっております。

65歳以上の高齢者は、7,434人、64歳以下は、1万1,817人となっております。これは、対象者が12歳以上というふうになりましたので、以前の数えより若干多くなっております。1日の接種者数は、5月は1回目の接種者のみで、1日180人、6月からは2回目の接種も始まりまして、1日270人の接種を行っているところがございます。

以上、回答いたします。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） それでは、65歳以上は連絡が来たわけですけど、手紙が、それで、それぞれにアンケートを書いて、そして、担当課のほうへ送ったわけです。それで日にちが何月何日ですよっち連絡が来たわけですけども、そちらの連絡を出されて、65歳以上の方で、連絡がなかった方への対応というのはどのようにされているか、伺いたいと思います。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 65歳以上の方で連絡がなかった人への対応についてお答えいたします。

65歳以上の高齢者の集団接種の予約率は、87.9%となっております。6月から個別接種も開始されておりますので、集団接種の予約をされていない方は、かかりつけの医療機関での個別接種、または高齢者施設での接種となりますので、そちらで受けていただいていると思います。

あと、そうですね、集団接種に関しては、この接種率でありますので、特別予約がなかったからといって、こちらから連絡するようなことはしていないところです。

以上です。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 一応65歳以上、連絡がなかったということは、希望者というふうなことでありますから、連絡、無理にはしていないちゅうようなことですね。

それで、65歳以上の接種ちゅうことで、きのうの質疑の中で、7月いっぱい終わらせることだったわけですけども、余ったワクチンにつきましては、余ったワクチンはどういうふうになっているかちゅうようなことで、答えられたわけですけども、基礎疾患、16歳以上64歳以下についてということ伺いますけど、16歳以上の64歳以下についても、今、もう手紙が出さ

れておって、返事が返ってきて、日にち設定がされていると思うわけですが、この中で、基礎疾患ちゅうこと、持病ですね。これは、こういう接種につきましては、各自治体でそれぞれやり方が違うわけですが、このことにつきましては、それぞれかかりつけの医院で、接種をしてもらおうというようなことを言われたわけですが、このことにつきましては、こちらのほうでは、そういう持病がある方というのは分からないわけですが、その中で、本人が知らせないと分からないわけですね。そうしたときには、どのような形で知らされているか。それで、自分のかかりつけの病院に行ってくださいちゅうようなことを、多分指導されていると思うわけですが、そういうふうになったその辺のことをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 基礎疾患のある方へのワクチン接種についてお答えいたします。

60から64歳の方につきましては、既にクーポン券を送付しておりますので、基礎疾患がある方は、かかりつけの医療機関で、個別接種で、ワクチン接種を行うようにご案内を差し上げているところでございます。

60歳未満の方の基礎疾患がある方につきましては、7月からかかりつけの医療機関で、個別接種を行う予定としております。6月15日号の回覧で、ご案内を差し上げる予定にしているんですけども、かかりつけの医療機関が町内にある方は、6月末辺りから予約していただいて、クーポン券がまだ届いておりませんので、基礎疾患のある方に関しては、町内では医療機関から連絡いただいて、クーポン券を医療機関に贈って、ワクチン接種ができるようにする体制を今のところ整えているところでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 医療機関から、結局、患者、持病のある方に送ってもらうちゅうようなことでよろしいですか。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 個別接種の場合は、ワクチンを医療機関に届けますので、それと一緒に基礎疾患のある方のクーポン券もお届けする予定にしております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） それでは、65歳以上で、当日会場、接種に返事を出して来られなかったというような方もいらっしゃると思うわけですが、そのような方の対応はどのようなことでしょうか。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 当日、連絡なしに来られなかった方には、こちらの会場のほうから、ご自宅または携帯のほうに電話を差し上げて確認をしております。それで来られる方もいらっしゃるし、都合が悪くて来れないという方もいらっしゃいますので、都合が悪くて来れなくなった場合は、余剰ワクチンの待機で待っていらっしゃる方に、ワクチン接種しているところです。

以上です。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） その場合の日にちは、結局当日来られなかったわけですから、日にちが違ってきますよね。日にちの設定ちゅうのが、何月何日に来てくださいちゅうようなことは、そういうふうに知らされるわけですか。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） ワクチン接種会場では、次の予約はちょっとできませんので、また改めて、コールセンターのほうにご相談いただくようお願いしているところです。

以上です。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 分かりました。

続きまして、町長に伺いますけど、今から暑くなってきましたよね。今から暑くなってきて、熱中症対策といろいろあるわけですが、今、国のほうで、総理大臣が、10月から11月を希望者は、最終的に皆さん全部を終わらせたいちゅうようなことを言われているわけですが、あと4か月か5か月になるわけですが、そんな中で、それぞれストレスがたまっている方等いろいろいらっしゃるわけですが、その中で、そういうことや、新型コロナウイルスに、ワクチン接種に絡んで、いろんな詐欺があったり、接種できますというような不審な電話があったりして、いろんな年寄りに電話をかけて、いろんなものを売ったりしてありますよね。その中で、今後、そのようなことを踏まえて、やっぱり、あと4か月か5か月、ストレスもたまってくるんじゃないかと思います。その中で、そのような方に対しまして、意見を聞かせていただきたいと思います。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） ワクチン接種に絡む詐欺とかに関しましては、町の広報、回覧でも、お知らせをしているところです。また、町のホームページでも、ご注意くださいということで、以前からお知らせをしているところです。

また今後も、機会あるごとに、ワクチン接種の説明をするときは、必ず詐欺等にもご注意くださいというように連絡をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 本町として、コロナワクチンを何月頃までに、全員を終了したいちゅうようなことのあるは出ますか。この辺までやりたいちゅうようなことはありますか。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 60歳未満の基礎疾患ある方については、今のところ、具体的にお示しすることができるんですけども、60歳未満で基礎疾患のない方に関しましては、現在、町内の医療機関や医師会と調整を行っているところです。

集団接種を週2回程度継続して、個別接種と並行して行うということで、今、調整をしているところなので、60歳未満の方で、何割の方が接種を希望されるか、また、集団と個別を何割程度で見ていくかというところで、今調整を行っていますので、いつまでに終わるというところは、今のところまだお示しすることはできませんけれども、できるだけ早く速やかにできるように、今後も調整をしていきたいと思っているところです。

以上です。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 今、それぞれ回答を待っているちゅうような状況で、そこで判定したいちゅうようなことですね、結局。

それでは、2番目に行きたいと思います。

今、やっぱりいろんなことで、環境問題とか、温暖化問題とか、脱炭素問題とか、大雨のために豪雨、そして、雨が降らないための干ばつとか、やっぱり、作物に影響が出たり、山火事が起こったり、その中でのコロナウイルスと。コロナウイルスにつきましては、目に見えないものとの闘いというようなことであります。

今年は、そのような中で、例年になく早く梅雨を迎えております。九州・東海地方は、3週間あまり早く梅雨入りがなされております。

梅雨入りの長期化が予想されます。そんな中で、コロナの中での梅雨入りということで、一番怖いのはクラスター発生ちゅうことですよね。その中での、こういう中での、防災、減災、避難所対策ということで伺いたいと思います。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 総務課のほうから、コロナ禍における防災、減災、避難所対策についてお答えしたいと思います。

梅雨に入り、大雨や台風などの災害リスクが高まる季節を迎え、災害に備えての準備について、6月1日付回覧及び町ホームページにて周知を行っているところでございます。

周知の内容につきましては、ハザードマップにより、事前に災害リスクの確認や、避難所の確認をすることや、テレビやラジオ、スマホによる情報収集、町ホームページの町防災ポータルサイトを活用した避難情報の発令状況、避難所開設状況の情報確認のお知らせや、避難に備えた持ち出し品の準備や確認を呼びかけているところでございます。

特に避難情報の発令におきましては、今年5月20日から、警戒レベルによる避難情報発令基準の変更に伴い、避難行動が変わった点が特徴でございます。警戒レベル3での避難準備、高齢者等避難開始、これはこれまでの警戒レベル3です、——の避難準備、高齢者等避難開始行動が高齢者等避難となり、高齢者、障がいのある人、妊婦等の避難に時間を要する人への避難開始行動となります。

次に、警戒レベル4での避難勧告、避難指示の段階的行動が避難指示に一本化され、これまでの避難勧告のタイミングで避難指示が発令され、全員避難開始行動となります。

本日お配りしました避難行動の内容は、この両面のカラー刷りの写真になります。

避難所対策につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う避難所運営マニュアルに沿って対応していきますが、避難情報の発令基準の変更に伴い、避難誘導、避難告知等における消防団との連携調整や、多くの方々が避難する可能性を想定した避難所運営において、適切な準備を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 今、いろいろと説明があったわけですが、避難勧告が廃止になっていますね。指示になっていますけど、やっぱりいろいろ説明がありましたけど、要はやっぱり、高齢者やら障がい者の方々のあるところ、避難が、一番タイミングだと思います、いろいろと。だから、いろいろ今、新聞等でも、いろんなことが載っておりますけど、災害時のこういう条件がありますちゅうなことで、新聞等でもよく説明されているわけですが、その中で、やっぱり、災害時はパニックになるちゅうようなことが言われております。日頃から、避難先をいろいろと相談して心がけている人が、必要じゃないかと言われております。

そしてまた、今、線状降水帯ちゅうようなことが、たまたま、ちょこちょこ言われております。大雨ちゅうのは、危険な大雨をもたらすちゅうようなことを言われております。これは、結局、次々と発生する積乱雲というようなことを言われております。これにつきましては、50キロから300キロの幅が、長さで、雲が流れると、そして、幅が20キロから50キロというようなことが言われております。その中で、その雲が停滞すると言われております。その中で、激しい雨が降ると言われております。

その中で、やっぱり、お互いにそういう、これ、この頃聞きまして、なかなか予測も難しいこ

とも言われておりますけども、やっぱり日頃からの、先ほど答弁がありましたように、消防団とか、そうした地域の連携じゃないかと思っております、やっぱりそんな中で。

今、流域止水というようなことを言われております。田んぼダムというようなことも言われていまして、地域の資源を、いかに生かしていくかというようなことも言われております。農地の役割ちゅうようなことで、大雨が出たら、支流から田んぼのほうに水を引いたりして、そういうふうに災害をしていくちゅうようなことも言われております。やっぱり予測がつかないようなことも、雨が降るちゅうようなことも言われております。

その中で、地域の消防団とか、ボランティア活動とかされている方には、本当にその中で、そのような体制の中で、いろんな面で、協力していただいていることにつきまして、本当に申し訳なく思っている次第でありますけども、そういうようなことで、災害につきまして、情報を、早め早めに流していただければいいんじゃないかと思っております。質問はそれだけです。

次につきまして、畜産センターの研修室建て替えということで、このことにつきましては、以前にも質問を行っております。その中で、外壁、室内とも劣化があるちゅうようなことで、畜産農家からも建て替えについて話があるちゅうようなことでした。

担当課としましても、畜産センターだけではなくて、ほかの用途も兼ねた施設としたほうがいいという意見もあるというようなことでもございました。スポーツ少年団を主とした借用願が、多数寄せられているちゅうようなことです。その中で、町の総合計画に示す福祉と元気なまちづくりに関して、利用者は、スポーツ少年団及び高齢者のクラブとなっているちゅうことでもございました。

今後、畜産だけでなく、スポーツ少年団やら、高齢者も増えています。そのような中で利用していただく、そして、上米公園も近いわけですよ。やっぱり高齢者は、上米公園にもちょこちょこ来ていらっしゃいます、車で。そんなことで、連携していけばうまくいくんじゃないかと思っております。

建築後、今、40周年が経過しております。研修室の建て替えということで伺いたいと思います。

○議長（福田 新一君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 畜産センター研修室建て替えの計画について回答いたします。

畜産センターの建て替えの検討におきましては、管理主体の畜産振興会の事務局として、畜産センターの利用頻度や、規模等を考慮いたしまして、JA都城管内の畜産センターの管理運営体制の調査を行いました。

それを踏まえ、建て替えの検討、施設規模、費用負担、多目的利用の検討、管理運営について、都城農業協同組合等の関係機関と協議を行っているところでございます。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 都城農協さんといろいろと協議を行っているというところですね。それから、今後、何年かの中にそういう建て替えをするちゅうようなことの計画的なことはないんでしょうか。

○議長（福田 新一君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 先ほども言いましたように、管理主体が畜産振興会という形で、調査したところ、ほかの畜産センター、管内の畜産センターにおいて、J Aと行政が、それぞれ管理体制が違うものですから、その部分について、まずJ Aさんと協議を行っているところでございます。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 結局は、今、協議を行っているちゅうことで、今の状況で話の進展はないちゅうようなことち受け止めてよろしいんですか。

○議長（福田 新一君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 今、J Aさんのほうにこういう、管内の状態はこういう状態ですので、今後、どういう形で進めたほうがいいのかということ投げかけているところではございます。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 今、結局、J Aさんのほうにそういうふうな、こういう話があるちゅうようなことはしていらっしゃるちゅうことですね。そしたら、結局、やっぱり場所的にもいいところだから、そういう結局、面積的にも広いところでもありますから、有効に生かしていければいいんじゃないかと思っております。高齢化も増えてきていますから、その中で、一部の人がばかりじゃなくて、そういうのは、多面的に公平に利用していただければいいんじゃないかと思っております。前向きに検討していただきたいと思っております。

続きまして、和牛の子牛を取引する際に、競り名簿へのゲノミック育種価の表記が始まっている市場があります。まず、血統や体格などに加え、子牛の能力を判断する指標として提示し、評価向上や、取引の活性化につなげるということです。そして、今後、オレイン酸など、脂肪酸組成に関する能力の評価も取り入れる方針で、和牛のおいしさに関わる改良つちことですね、そして。来年は、鹿児島で全共が10月に行われます。今後、オレイン酸など脂肪酸に関する評価が取り入れられていきます。

このようなことに対しまして、都城市場、このようなところから、どんどん、このようなことを、ゲノム、発信していけばいいんじゃないかと思っております。やっぱり宮崎県の畜産向上のためにも、そういうことに対しまして、こういうことを発信して、どこもこういうことでこれか

ら先は行くんじゃないかと思っております。このようなことに対して伺いたいと思います。

○議長（福田 新一君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 和牛子牛市場のゲノミック育種価について回答させていただきます。

現在、都城家畜市場で開催される子牛競り市におきましては、競り名簿に、検定済種雄牛については、産子の枝肉成績の記録と血縁関係の記録から推定した推定育種価、枝肉重量、ロース芯面積、脂肪交雑、BMSといった6つの形質から成る項目において表示がなされております。それを基に、購買者が子牛の能力を判断する一つの指標として利用されております。

一方、近年では、能力が未判定な牛を、毛根及び血液採取、DNA摂取により、DNA上の僅かな差を解析し、既に能力が判明している牛の蓄積された遺伝子情報を育種価と照らし合わせ、分析・評価を行うゲノミック評価法の導入が検討されております。

このようにゲノミック評価法については、信頼度の高い遺伝情報を早期に想定できる技術として期待されていることから、全国でも、福島県及び群馬県、鳥取県などの自治体で取組が始まり、徐々にではありますが、全国的に普及、利用されつつあります。

現在、宮崎県においては、宮崎県肉用牛改良方針に基づき、県独自の種雄牛による改良を行っていることから、一般社団法人家畜改良事業団との契約事項を含め、ゲノミック評価を実施した場合、精度の高い評価ができるかどうかを検証を行っている状況でございます。

そのため、ゲノミック評価につきましては、今後の県の動向に注視していきながら、引き続き関係団体と協力し、肉用牛農家への支援を行い、質の高い子牛生産につなげてまいります。

以上です。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 今、いろいろと詳しく説明がありましたけども、名簿には育種価ということで、枝肉、ロース芯面積とか脂肪交雑とかいろいろ、いろんなことが名簿に載っているわけですけども、その中で、このようなゲノミック評価ちゅうことを質問したわけですけども、この中で、今トレーサビリティーが、生産・流通の履歴ちゅうことで、追跡仕組みちゅうようなことで、前、以前に公表されて、こういうことができるから、今度はゲノミック評価ちゅうことが出てきたわけですね。

何でこういう、来年からやっぱり鹿児島全共から、そういうオレイン酸とか脂肪酸に関する評価が取り入れられるちゅうようなことが言われております。これは、やっぱり、今の肥育農家の在り方に関わってくるわけですね、これは。結局、輸入自由化が始まってから、ほかの牛肉とダブらないような肉を作るちゅうことで、和牛に評価が集まって、その中で、ビタミン関係の問題が出てきて、養い方で、いろいろ技術的な問題があります。これは、品を作るようになってき

て、この中で、本来の和牛のおいしさというのがなくなってきているんじゃないかというようなことで、このようなことが、今言われているわけですね、結局。

品というのが、品質にこだわってきて、みんなが品質を作り出して、本当の肉のおいしさがなくなってきちよるんじゃないかと。今は、昔の養い方が、肉のおいしさがいいんじゃないかということが評価されているわけですね、結局、そういうことが肉として。未經産より経産牛のほうが味があっておいしいんじゃないかという人もいらっしゃいますから、肉として。これは、そういうことが、今、改めて見直されている、いろんなところで状況であります。

先ほど、県の家畜改良事業団ともいろいろ連携を取りながらやっていくちゅうようなことの答弁がありました。やっぱり改良事業団も、その辺たいのことはキャッチしていらっしゃいます。その中で、種牛とかいろいろつくられますけども、やっぱり都城が、都城、南九州、この辺たいは発信基地でありますから、こういうことをいろんなところでも、協議会でも、発信していただいて、全国からバイヤーが来ていますから、都城のほうには、宮崎牛の素牛でありますから、評価が上がっていくんじゃないかと思っております、その中で。

今、日本全国で、Aの5の一番出ているところは、宮城県であります。2番目が、宮崎県です。やっぱりそこ辺たいのところを踏まえて、品質が評価が上がってくるような体制をみんなで見つけて、協議して、こういうことをいろんなところで発信していただけるようお願いいたします、そういうことでお願いいたします。

続きまして、上米公園について伺います。上米公園については、魅力がたくさんあるところがあります。今回、上米公園について、通じる道路ということで質問をしております。

北側の入り口、元の清流園、スマイリング・パークから入ってくる施設の道路になります。このことにつきまして、状況等を踏まえながら、状況、計画について伺っていきたいと思います。

○議長（福田 新一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（前田 勉君） 答弁に入ります前に、事前にお配りしております位置図と計画図がございます。少し説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1枚目、これは、三股町都市計画図になります。ちょうど、三股町の中心部から上米公園までの範囲を標示しております。道路につきましては、中心市街地から、三股町中心市街地から上米公園のほうに伸びる上米2号線と、三股町の南北を連絡する櫟田・山田・田上線と、上米公園からを起点として上米2号線に通じております上米14号線を標示しております。今回、工事箇所といたしましては、赤く示しているところになります。

2枚目に、今回のこの工事箇所の詳細図を添付しておりますので、答弁と併せてご覧いただければというふうに考えております。

それでは、町道上米14号線と、町道櫟田・山田・田上線の交差点の改良の工事についてお答

えいたします。

上米14号線は、上米公園内を起点とし、町内の幹線道路となる櫛田・山田・田上線と交差し、上米2号線に至る町道で、主に、上米公園における休息や観賞、また、運動や遊戯など、町内外の多数の利用者に供される道路でございます。

今回の交差点改良工事は、櫛田・山田・田上線へのアクセスが良好となるよう公園の区域の一部を利用しまして、上米14号線に幅3メートル程度の左折レーンを追加するものでございます。この交差点改良によりまして、交通の円滑化の向上を図るとともに、安心、安全な公園の利用を推進するものでございます。

以上でございます。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 今、説明がありましたが、3メートル追加ということですね、3メートルですね。3メートル追加ということですが、工事箇所が、今、このピンク色つちいいですか、この中で追加ということではなされているわけですが、この下の矢印がありますけど、上から下ってきて、この下の矢印のほうへは突き抜けることはできないわけですか。この中で、結局道路が張りついているところと、スムーズに結局車が流れる可能性がありますけど、そういう計画的なことはないでしょうか。

○議長（福田 新一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（前田 勉君） 今回、交差点改良を行います上米14号線について、工事箇所から終点までの残区間の今後についてお答えします。

この当区間につきましては、道路幅が狭小であります。交通量や利用状況に鑑みまして、町内での道路改良の優先順位としては低いものというふうに考えております。

今後、上米公園の利用状況や周辺道路の整備に応じた対応が必要なものというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 状況を踏まえながら、検討してやっていくちゅうようなことですが、矢印のところには、私も1回見てみましたが、その中に道路の両サイドに水路が入っているわけですね。この中に水路が入っています、その水路が。だけど、役場の多目的センターのところから真っすぐ行けば、物すごくスムーズに流れる道路になると思います。その中で、結局、そういういろんな町外から来られた方に対しても、標識的なところをつけていけば、スムーズに流れていくんじゃないかと思っております。

その中で、上米公園から下りてきて、左、右、梶山方面と左の方面というのは、非常に出やす

くなるわけですが、その中で一つの選択肢として、今、下りてくるほうは非常に見通しがよくなって、大きな通りに入って行くわけですから、その中で上がってくるほうを優先的にして、結局、この矢印の反対になりますけど、上がってくる、優先的にして、そういうような形で利用度を上げるような形っちいうことで、そうしたらいいんじゃないかと思えますけども、確認のため、そこ辺たいをまだ水路も入っていますから、いろんな状況を見ながら検討してもらえばいいんじゃないかと思えますけども、伺います。

○議長（福田 新一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（前田 勉君） 当該箇所につきましては、公園利用を向上させるということを目的としておりますので、まずは、公園利用の状況等を把握していきながら、この交差点については考えていくべきかなというふうに考えております。

今、都市整備課で進めて、町で進めております道路改良につきましては、議員ご承知のとおり、町内のほうの歩道の拡幅、またマウントアップをセミやフラットにするというような、町なかを歩きやすくするような歩道改良を優先としています。

また、併せて、地域防災計画のほうにもうたわれております、島津紅茶園線の道路改良を進めておりますので、まずはそちらのほうを優先していきたいというふうに考えております。

当該箇所につきましては、また様子を見ていきながら、状況を見極めながらというような対応でいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） またそれぞれ、いろいろとよい案はあるかと思えますから、いろいろ現場のほうも確認してもらって、前向きに検討してもらいたいと思えます。

いろいろ質問してまいりましたけども、これで終わります。

○議長（福田 新一君） これより2時20分まで本会議を休憩します。

午後2時10分休憩

午後2時20分再開

○議長（福田 新一君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位8番、池邊美紀議員。池邊議員。

〔6番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（6番 池邊 美紀君） 発言順位8番、池邊美紀です。通告に従って質問させていただきます。

地域の安心、安全を担っている消防団、火災における消防活動だけでなく、年末の警らによる火災予防運動、消防出初め式、また、交通安全活動や地域のイベントでの交通整理や花火などでの見守り、毎月行われる点検活動、設備備品や消火栓の確認、消防詰所周辺の清掃活動、また、大雨や台風などで警報が出れば、いつでも出動できるように詰所にて待機をしています。仕事の傍ら、地域のために日頃から活動しており、何かがあれば即応態勢で応じてくれる本当に頼もしい存在であり、その姿に本当に頭が下がる思いであります。

そんな町民が安心して暮らしていける消防団についての質問であります。

まず、消防団の消耗品と報酬について質問いたします。

まず、カップやゴーグル、ジャンパーなどは消防活動に必要であります。なぜ、これが支給されないのかということをお尋ねいたします。

続きは、質問席から行います。

○議長（福田 新一君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 消防団の消耗品と報酬についてのご質問でございますが、消防活動に必要な消耗品の支給状況についてお答えいたします。

消防団活動に必要な団服、ヘルメット、キャップ帽、長靴、カップ等の消防団活動に必要最小限の消耗品は、危機管理係で予算の範囲内で完備しており、必要に応じて支給している状況ですが、各部の独自性を反映させたジャンパー等の消耗品は、部の活動予算において購入しているようでございます。

また、消防団全体に必要な消耗品の購入、選定については、消防幹部会の意見や経過年数を考慮した上で、予算の範囲内において実行しております。直近では、令和元年度に、安全靴を全団員に支給しているところでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） カップ、それからゴーグル等は、経年劣化等もあるわけですが、そういうふうなものの買い換えでありますとか、冬で考えると、ジャンパーも必要ですけども、そういったものは各部で購入していると。つまりは、後援会費というのはありますけれども、後援会費がなければ、これは各自で買ってくださいますというふうなスタンスになるわけですから、それはちょっとあまりにもかわいそうじゃないかなというふうに思うわけですが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） ただいま、町長のほうが申し上げましたとおり、入団当初には、必

要最小限の全て団員にはお渡ししているところがございますけども、特にここにあります、カップ、ゴーグル、やっぱりこれは経年劣化するというところがございます、カップ等であれば、数に限りはありますけれども、ある程度のカップは、準備は常時しているんです。もし、部のほうからそういった依頼があれば、その範囲内で、その方にお渡しするというのも可能でありますし、また、部で、消防団活動でぜひ必要な消耗品等があれば、毎年度予算を組んでおりますので、その予算の範囲内で、幹部会等で意見を出していただいて、その中で、毎年毎年、それだけでいけない消耗品等については、整理といいますか、支給していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 団員にちょっと話を聞きますと、安全靴は支給されたけれども、あくまでも式典用なんだというふうに言われて、練習等では使えないというふうな話も聞いておりますので、やはりある程度履き替えができるようなものであるとか、そういったものも考慮していただきたいというふうなこと、それから、先ほど言いましたように、ゴーグル辺りはやっぱり経年劣化が進んで、前、あんまりよく見えないのが出てきているというような、これ、話も聞きましたので、ぜひそういったところ辺りも考慮していただいて、手当てをしていただきたいというふうに思います。

やはり、消防団が必要なもの、例えば手袋とか、それも支給されていると思いますけれども、これも、自分たちで買っている分もあるというふうなことなんです。ある程度、その辺りも十分部長会議やったり、話を聞いて手当てするべきではないかなというふうに思います。その辺り、いかがでしょうか。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今、おっしゃられたとおり、幹部会等でも、今回こういった一般質問もあったということも、幹部会のほうに投げかけた上で、ぜひ、幹部会のほうで、そんな、必要な消耗品等あったら挙げていただきたい。その中で検討していただいて、今年はどういったものを準備するとか、そういったものを検討していきたいというふうに思っております。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 一遍には無理だと思いますけれども、話をしっかり聞いてあげて手当てをしていただきたいと。

それから、都城のほうは、やっぱり夏の大会に行ったりすると、みんな格好いいTシャツで統一感があるんですけども、その辺りは、今後、三股町のほうでは考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 操法訓練のときということでしょうか……。そういった、実際今年、操法大会の年ということで、予算のほうも計上させていただいていたんですが、残念ながら全国大会のほうからも、県も、本年度は、コロナの影響で中止というふうになっておりました。

そういった中であるんですけども、ぜひ、そういった訓練に必要な部分についても、やはり消耗品として必要で、また意識の統一性、そういったものを図るというのであれば、やはりそういう幹部会等にも出していただいて、そういった意識の統一をしながら、訓練に励むとしてもいいかと思しますので、その分はぜひ出していただきたいなというふうには思います。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 必要なものがあれば出していただきたいというスタンスのようですねけれども、ちょっと課長にお尋ねいたしますが、備品、消耗品にかかわらず、これまで出していなかったけれども、これは出してあげてもいいんじゃないかなというふうな、もし、そういったものがあれば教えてください。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 私も、直接担当しているわけじゃなくて、どういった備品があるのか、消耗品、欲しい物があるのか、ちょっと詳しく確認していませんけれども、自分が消防団にいたころの状況からしますと、できれば操法大会とかいう訓練、これは2年に1回なんですけれども、そういうときに選手に、選手を訓練する団員に靴、結構使いますので、そういった特製の靴の支給があったりすればいいのかなというふうに思っておりますけれども、これも、やはり予算の範囲内ということですので、また幹部会のほうに出していただければというふうに思います。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 予算が伴うことなので、全て一遍にということは無理だと思いますけれども、やはり今までは、地区の後援会費として地元で集めて、それを使っていたという、それを当てにしていたという町のスタンスもあると思うんです。これは、恐らく全部自分たちで買ってくださいというふうな形ではなかったと思いますので、そういうふうなことも今後、やっぱり小さな地域が不均衡にならないように、後援会費等は、そういったこともしっかりと手当てをしていただきたいというふうに思います。

次に移ります。②の消防団の報酬の見直しをすべきではないかという質問であります。

こちらは、総務省のほうから、令和3年4月13日、消防庁のほうから出ております、消防団員の処遇等に関する検討会、中間報告書及び消防庁長官通知ということで通達が出ておりますので、その辺りを恐らく課長のほうは、目を通されたというふうに思いますが、その中で、年額報酬、出動報酬の話が出てきておりますので、その辺りをちょっとお聞きいたします。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 消防団の報酬見直しに対する考え方、先ほど池邊議員のほうからありました、総務省からの消防団の報酬に係る見直しとの通知がありましたので、その辺を絡めて説明をさせていただきたいと思います。

まず、報酬額につきましては、現行でございますけれども、県内の類似団体に比べまして、部長級以上で低い傾向にあります。特に団長におきましては、大きな差異がございまして、班長以下においては、逆に高い傾向にあります。

次に、出勤手当につきましては、類似団体は日額、回数での支給額に対し、本町は時間単位の支給額で、台風時の警戒態勢や操法訓練等の長期的な出勤を余儀なくされる団員の処遇に配慮したものとなっておりますことから、支給単価は高い状況にあると言えます。

一方で、報酬に関しては、今年4月に消防庁から都道府県に対し、消防団員の減少に歯止めがかからないことを背景の解決策として、法に基づく消防団員の処遇の改善に積極的に取り組める必要な措置となる地方自治法に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準を定め、市町村に所要の改正を図るよう通知しているようです。

基準の内容は、年報酬額の基準、出勤報酬額の基準、これにつきましては災害に限るというふうになっております。また、報酬及び費用弁償の団員個人への直接支給に関する事項でありまして、令和4年4月1日からの施行となっているようです。

現時点では、県からの指導・助言や具体的な指示は受けていない状況ですので、県の方針を踏まえ、また、消防団との協議の上、十分な検討を重ねて所要の措置を講じていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） お尋ねですけれども、団員の年額報酬、それから災害時の出勤報酬、幾らになっていきますでしょうか。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 本町の消防団の報酬、また出勤手当、出勤報酬ですけれども、その状況について申し上げます。

まず、年収でございますけれども、団長が17万5,000円、（発言する者あり）団員ですか、団員は班長以下になりますけれども、班長は5万3,000円、あと、機関要員が5万2,000円、交通班員が5万2,000円になっております。

続いて出勤手当でございますけれども、これにつきましては3つに分かれてございまして、まず、幹部会等を含む会議につきましては、4時間以上が5,600円、4時間未満については2,800円です。

それとあと災害、そして警戒出動、これにつきましては、1日につきですけれども、2時間未満のときが1,500円、2時間以上4時間未満については2,800円、4時間以上については5,600円となっています。

続いて、講習・訓練、操法訓練等でございますけれども、これについては、先ほど申しました災害警戒出動、1日につきと同じでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 国からの、消防庁からの通達によりますと、出動報酬は8,000円というふうな形で出てきておりますので、この通達の中では、なるべく早めに市町村では条例化をしてというふうなことが出ておりましたので、それを早めに進めていただきたいというふうに思います。

消防団員といろいろ話をしている中で、年額報酬についてはいろいろ、何もなかったんですが、出る人、出ない人がやっぱりいて、やっぱり、不均衡を感じるというふうな意見がありました。出てこない人に対してしっかりとした年俸を払って、出てきた人たちはもうそれなりのもので我慢しているというふうなところもありましたので、そういったところは必ず今後話になると思いますので、ぜひ、そういったところ辺りも部長会議の中で、課長さんを中心に話を聴いていただきまして、不均衡を感じることがないように、そして、それは何よりも消防団に入りやすくするために、そういうふうにしてほしいなというふうに思うところであります。その辺りは、課長、いかがでしょうか。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 年報酬につきましては、団員登録している以上、年の報酬ということで払いますが、出動手当につきましては、そういった訓練、あと火災現場、災害、そのときに出了回数、その都度、手当が支給されるということになっておりますけれども、もうこれ、それごとに、各部長のほうから、そのときの火災にしても、その状況で出動した団員の数、そして名簿上がってきますので、それ一回一回、危機管理係のほうで整理して、それを、うちのほうでは確認して整理しているというような状況でありますので、その都度お金の支給は、その団員に対して、支給はされているというふうに思っております。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 今、話をしたのというのは、報酬が出てこないもの、例えば月例の点検であるとか、そういったものに出ている人はしっかり出ているのに、出てこない人は出てこないというふうな、そういう不均衡がありますよということなので、ぜひ、そういったところでは改善をしてほしいと思います。

支給に関してですけれども、消防庁の中間報告によりますと、やっぱり直接支払いをすべきだというふうなのが出てきています。三股町はどのようになっているか教えてください。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 池邊議員が今おっしゃられましたとおり、今回のこの消防庁からの通達の背景とといいますか、報酬及び費用弁償は、団員個人への直接支給というところが改善事項でございます。

その背景としましては、やはり年報酬、そして出動手当、このお金がですね、一旦その部、各部、もしくは団を通して個人に支払われているというような流れになっておりまして、その中で、部で一回お金を支払いますので、そこから本当に団員にお金が支払われているのかというところが、非常に全国的に何か問題視されていると、それが背景となっているようでございます。

現実、三股町のお金も、全て部のほうに団員の出動状況に応じてお金が支払われていまして、その部から各個人に支給されているというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） ぜひ、その辺りも直接団員に支払われるように改善をしていただきたいと思っておりますし、その辺りは条例改正になるんですか、なりますか……、条例改正にはならない。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 支払の方法については、条例とか規則にもうたっておりません。ただ、そういった報酬額、あと出動手当、もうこちらが変わりますと消防団条例、そちらにうたっておりますので、そちらのほうは条例改正が必要になってくるということでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） こういった問題が、全国的に出てきた背景には、やっぱりいろんな使い込みであるとか、上の人たちの接待費に使われるという、そういった背景があるということは、これ、ホームページ見ていただければ、インターネットのほうに出てきておりますので、ぜひ、魔が差したことはできないような、そういう仕組みづくりをしていくことは大事なかなというふうに思いまして、早期にこれもやってほしいというふうに思います。

次に移ります。新型コロナ対策についてであります。

高齢者ワクチン接種が進んでいるが、順調に進んでいるか、終了予定はいつになるのかというようなことであります。私、新型コロナ、質問4人目ですけども、よろしく願います。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 高齢者のコロナワクチン接種についてお答えいたします。

高齢者のコロナワクチン接種は、5月12日から町内の医療機関等の協力により、多目的スポーツセンターで開始しております。5月は1回目の接種、6月からは2回目の接種が始まり、現在、1日220～270名の方が接種に来られています。受付時間を30分ごと6回に分け、医師による診察が3か所で、ワクチン接種も3か所で行って、受付時間の予定どおりに来られれば、1人当たり30分から40分で接種が終わるように設定しているところでございます。

高齢者、7,434人中87.9%の方が集団接種を予約しており、6月6日現在、1回目接種された方が3,481人、集団接種で3,268人、個別接種で213人、接種率をいいますと46.8%です。2回目が475人、こちらは集団接種のみです。6.4%の方が接種をされました。現在のところ、ワクチン接種は順調に進んでおります。

以上です。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） ワクチン接種、順調に進んでいるというふうに報告受けましたが、無駄になったワクチンの数を教えてください。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 余剰ワクチンにつきましては、今のところは1本もありません、無駄にしたワクチンは。といいますのは、キャンセルがあった分に対しては、1バイアル、1つのワクチンが入った小瓶で、6人分のワクチン接種ができますので、1日5人の待機者をつくっております。当日キャンセルが出た場合は、待機者として、大体4時半から5時ぐらいの間に待機していただいて、接種会場から連絡をして、すぐ来れる態勢を取っておりますので、その方にワクチン接種をしているところですので。そのために、今のところ無駄にしたワクチンはありません。

以上です。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） ありがとうございます。②に移ります。

高齢者が終われば、若い人の接種が始まるわけですがけれども、これまでの経験を踏まえて改善点はありますか。

というのは、当初、最初の頃、雨が降った日があって、高齢者の人、やっぱり早く来られるんです。そうした人たちがテントで待たされて、中には紙を下に落として、紙がぬれたという人もいたというふうな話を聞いたもんですので、すぐ、その担当のほうで、現場のほうでは改善したというふうなことも聞いておりますので、やっぱりそういう現場現場でいろんなことが起こって、改善がなされているんだなということを実感しましたので、どういった改善が、行っているのかというふうなことをお聞きします。

というのは、これから若い人が始まるわけですので、若い人たちにもこういう改善もされて、安心して、安全にスムーズに受けられますよというようなことも、お伝えすることができるというふうなことも考えていますので、お答えください。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） これまでのワクチン接種、集団接種の経験を踏まえた改善点についてお答えいたします。

今、池邊議員が言われたように、集団接種開始3日目に雨が降りまして、接種会場入り口前のテントで待っている方に不便をおかけいたしました。そのため、テントを3張追加して、追加したテントのところに椅子を置いて、受付前の待機場所の改善を行いました。

また、ワクチン接種を始めた当初は、受付時間の2時間以上前から来られる方もいらっしゃいまして、接種会場の中は3密を避けるために、受付時間が来るまでは中に入らせていただくことができませんので、外のテントで待っていただく状況でした。

そのため、早く来られても感染防止のために会場内に入ることができないということも、さらに広報しておりまして、現在は、1時間以上早く来られる方も少なくなっております。皆様方がロコミとかで伝えていただいたことも、役立っていると思っております。

また、会場内では、やはり集団接種開始1日、2日、3日目の状況を見まして、スタッフが、やはり増員したほうがいいと思われるところがありましたので、役場内の各課に、1日3名ずつお手伝いをもらいまして、外のテントの誘導、受付からがスムーズに行くように、持ってくるものの確認を、テントのところでさせてもらったりとか、あと、事業所に委託しているスタッフもいるんですけれども、事業所スタッフも人数を増やしたところです。

人の配置や、あと、物品等にも、ここにテーブルがあったほうがスムーズに流れるとか、ここにも椅子が必要とか、そういう細かいところも一つ一つ見直していきまして、ワクチン接種がスムーズに行くように改善を図ったところでございます。

以上です。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） スタッフの拡充もされて、現場のほうではスムーズに運営できるように努力されていることがよく分かりました。

担当課としては、これからワクチンが順調に入ってくるかどうかということもどきどきする、緊張するところだというふうに思いますけれども、打ち手、今、状況を聞きますとスムーズに進んでいる。打ち手が増えれば、まだ増やせる余力が、余力とか、スペースとか考えられるのか、その辺りもちょっと教えてください。

○議長（福田 新一君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 現在、3か所で、ワクチン接種を行っております。多目的スポーツセンターで、今、接種を行っていますけれども、今、1日270名なんですけれども、これから、若い世代に移っていきますので、1日の対象人数を増やすことは考えております。どこまで増やすかを、今、医療機関と調整しながら、会場内が密にならないように、また、対象者を増やすことで、受付が込んでしまったりとかということがないように、そのバランスを取りながら調整しているところなんですけれども、接種する打ち手が、増やすということについても検討はしておりますが、そこには、医療機関の協力が必要です。現在、通常診療がありながら、集団接種への協力、また個別接種も始まっておりますので、個別接種での協力、あと、高齢者施設の接種も始まっておりますので、高齢者施設へ出向いての接種ということで、かなり医療機関に負担がかかっておりますので、あまり医療機関に負担がかからない方法で、集団接種も考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） あまり先生方に負担をかけてはというふうなこともありますけれども、町民としては、やっぱりなるべく早くワクチン接種というのが終わって、できるだけ早く、通常の日常が取り戻せるということが期待されているところでありますので、十分努力をしているというところはお伝えをしていただきたいというふうに思います。若年層、これからですので、多くの方がワクチンをスムーズに受けていただくことを期待したいところであります。

町長メッセージでは、本当に安心できる、分かりやすくメッセージが、6月5日付ですか、ホームページのほうにアップされておりました。ああいうふうな分かりやすいところを伝えていただきたいというふうに思いますし、新型コロナワクチンについて町長より一言お願いします。

○議長（福田 新一君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 5月12日から集団接種を始めましたけれども、本当に町内の医療機関、クリニックの先生、そしてまた大悟病院、13医療機関がありますけれども、そのうちの11医療機関の先生方、医療スタッフの方々、本当に誠心誠意従事、取り組んでいただきまして、本当にありがたいなと、感謝したいなというふうに思っております。

そういう中で、毎日できた時間があつたら行くんですけども、本当にスムーズに流れている。そしてまた、いろんなことが現場の中で、こうしたほうがいいんじゃないか、ああしたほうがいいんじゃないかと、そういうのも日一日と改善されて、本当にいい取組がされているなど。これも、先生方、医療従事者はもちろんですけども、それとともに、役場も各課の連携を取りながらみんなでやろうというような気持ちで頑張っております。そしてまた、派遣職員の方々も、一生懸命本当に頭が下がるぐらい努力していただいております。そういうふうな総合力で、このワクチ

ン接種に取り組んでいる状況です。

そして、言われるように60歳以下の部分、このところも本当にスムーズに行くように、そして、皆さんが早めにワクチン接種を受けられるような体制を、これからまた医療機関のほうと、先生方とお話をします。そして、集団接種を週2回程度、また、個別接種は各医療機関、そしてまた、高齢者施設への接種と、いろいろと調整しなければならない部分もありますので、しっかりと協議・連携しながら、町民の皆さんが、受けたいという方が全員受けられるような努力をさせていただきたいというように思っています。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 今後、若年者の接種が進んでいけば、やっぱり悪いことがあればSNSとかでも心配なところなんです。逆にいいことがあれば、こんだけスムーズだったということも発信してくれるといいというふうに思いますので、ぜひ、そういったことも期待したいなというふうに思います。

後先になりましたけれども、消防団、日夜本当に即応態勢取って頑張っていたいただいておりますが、先ほどの質問を聞いたところの若干お願いします。

○議長（福田 新一君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 消防団活動、そちらのほうのまた国からの指示等もございまして、また、いろんなものを報酬額を含めていろいろ検討しなきゃならない、条例化もしなきゃならないということではありますが、本当に消防団は、我が町の安心のとりででございますので、担い手ということで、しっかりとバックアップできる、そして、活動しやすい環境づくりに取り組みたいなというふうに思います。

また、そういう予算の伴うものについては、その幹部会等で十分意見交換しながら、消防団活動が円滑にできる、そういうふうなバックアップは、しっかりとやっていきたいというふうに考えていますので、今後ともよろしくお願いします。

○議長（福田 新一君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 以上で質問を終わります。

○議長（福田 新一君） 以上をもちまして、一般質問は終了します。

○議長（福田 新一君） 本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後2時51分散会

令和3年 第4回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

令和3年6月14日(月曜日)

議事日程(第4号)

令和3年6月14日 午前10時00分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

出席議員(10名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
10番 上西 祐子君	12番 山中 則夫君

欠席議員(1名)

9番 指宿 秋廣君

欠 員(1名)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君

企画商工課長	山田 正人君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君
高齢者支援課長	下沖 祐二君	農業振興課長	上原 雅彦君
都市整備課長	前田 勉君	環境水道課長	西畑 博文君
教育課長	福永 朋宏君	会計課長	島田 美和君

午前10時00分開議

○議長（福田 新一君） おはようございます。開会前ではありますが、指宿議員から、若干遅れる旨の届けがござっておりますので報告いたします。

ただいまの出席議員は10名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 総括質疑

○議長（福田 新一君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、今定例会に提案された全ての案件に対する質疑であります。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。

また、くれぐれも、議題以外にわたったり、自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようご注意ください。

なお、質疑は、会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。

また、自己の所属する委員会が所管する議案に対しては、常任委員会での場で行ってください。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

日程第2. 常任委員会付託

○議長（福田 新一君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は、本日配付しました、常任委員会付託表案のとおりそれぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。

よって、各議案は付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方よろしく申し上げます。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に、事務局に提出して下さるようお願いします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時02分休憩

[全員協議会]

午前10時02分再開

○議長（福田 新一君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

----- . ----- . -----
○議長（福田 新一君） それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時02分散会

議事日程(第5号)

令和3年6月21日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑(議案第45号から第52号までの8議案)
- 日程第3 討論・採決(議案第45号から第52号までの8議案)
- 日程第4 質疑・討論・採決(議案第53号)
- 日程第5 議案第54号上程
- 日程第6 質疑・討論・採決(議案第54号)
- 日程第7 議会正常化調査特別委員会の経過報告について
- 日程第8 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑(議案第45号から第52号までの8議案)
- 日程第3 討論・採決(議案第45号から第52号までの8議案)
- 日程第4 質疑・討論・採決(議案第53号)
- 日程第5 議案第54号上程
- 日程第6 質疑・討論・採決(議案第54号)
- 日程第7 議会正常化調査特別委員会の経過報告について
- 日程第8 議員派遣について

出席議員(11名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 田中 光子君 | 2番 堀内 和義君 |
| 3番 新坂 哲雄君 | 4番 楠原 更三君 |
| 5番 福田 新一君 | 6番 池邊 美紀君 |
| 7番 堀内 義郎君 | 8番 内村 立吉君 |
| 9番 指宿 秋廣君 | 10番 上西 祐子君 |
| 12番 山中 則夫君 | |

概要ですが、歳入歳出それぞれ27万8,000円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億5,627万3,000円としようとするものです。

補正の内容は、4月の人事異動に伴うものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号「水利施設管理強化事業事務の委託に関する都城市との協議について」です。

都城盆地農業水利事業造成施設において、本町が管理する部分に応じた水利施設管理強化事業に関する事務等を委託するための規約を結ぼうとするものです。

審査の過程で、都城市と受益者負担割合が、議案の資料であったが、規約の中に入れるべきではないかとの意見がありました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会の説明を終わります。

○議長（福田 新一君） 次に、文教厚生常任委員長よりお願いします。文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 堀内 和義君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（堀内 和義君） おはようございます。文教厚生常任委員会の審査結果を、会議規則第76条の規定に基づき、報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第46号、48号、49号、50号の4件です。以下、案件ごとに説明をいたします。

議案第46号「三股町介護保険条例の一部を改正する条例」。

本案は、三股町介護保険条例第9条第1項第6号の町長が特に必要と認めた者に該当する者が介護保険料の減免を受けようとする場合の申請時期を、同条例第9条第2項の規定中、当該年度の8月1日から8月末日とあるところを、町長が別に規則で定める日と改定するものと、第16条に委任規定を設けるものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号「令和3年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」。

本案は、予算の総額から247万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を28億9,521万8,000円とするものであります。

歳入については、県補助金を増額し、一般会計繰入金を減額するものであります。歳出については、4月の人事異動に伴う人件費を減額し、保険給付費の増額をするものであります。国民健康保険の資料等の提示を求めました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号「令和3年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」。

本案は、予算の総額から10万円を増額し、歳入歳出予算の総額を3億902万1,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を増額し、歳出については、4月の人事異動に伴う人件費を減額し、保健事業費の増額をするものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号「令和3年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」。

本案は、予算の総額から305万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を23億447万2,000円とするものであります。

歳入については、国・県補助金及び一般会計繰入金を増額し、歳出については、4月の人事異動に伴う人件費の増減をするものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員会の審査結果の報告を終わります。

○議長（福田 新一君） 次に、一般会計予算・決算常任委員長よりお願いします。一般会計予算・決算常任委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 内村 立吉君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（内村 立吉君） 一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき、報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第45号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和3年度三股町一般会計補正予算第1号）」、議案第47号「令和3年度三股町一般会計補正予算（第2号）」の2件であります。以下、議案ごとに説明させていただきます。

議案第45号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和3年度三股町一般会計補正予算第1号）」。

本案は、県が、都城・北諸県圏域の飲食店等に対して、時間短縮営業を要請したことに伴う協力金、支援金、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費について、所要の補正措置を行うためのものであります。

予算の総額108億6,000万円に、歳入歳出それぞれ4,125万8,000円を追加し、予算の総額を109億125万8,000円とするものであります。歳入の主なものとしまして、国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費、国庫負担金を増額したものであります。歳出の主なものとしまして、衛生費は、コロナワクチン集団接種業務委託料、商工費は、第3期三股町時間短縮要請協力金などを増額したものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第47号「令和3年度三股町一般会計補正予算（第2号）」。

本案は、予算の総額109億125万8,000円に、歳入歳出それぞれ1億715万1,000円を追加し、予算の総額を110億840万9,000円とするものであります。

歳入の主なものとしまして、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、諸収入は増額し、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金は、減額するものであります。

次に、歳出の主なものにつきまして、給与費等については、人事異動に伴う人件費等の増減等を補正するものであります。

総務費は、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業などに係る会計年度任用職員報酬、農業費は、畜産・酪農収益強化整備等事業、林業機械リース支援事業、教育費は、コミュニティ助成事業などを増減額し、民生費は、子育て世帯生活支援特別給付金、消防費は、コミュニティ助成事業、諸支出金は、公共施設等整備基金積立金などを増額するものであります。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

日程第2. 質疑（議案第45号から第52号までの8議案）

○議長（福田 新一君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、質疑は、会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。

常任委員長報告に対する委員長への質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） ないようですので、常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結します。

日程第3. 討論・採決（議案第45号から第52号までの8議案）

○議長（福田 新一君） 日程第3、討論・採決を行います。

議案第45号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和3年度三股町一般会計補正予算第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第45号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり承認されました。

議案第46号「三股町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第46号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議案第47号「令和3年度三股町一般会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ただいま議題になっています、議案第47号「令和3年度三股町一般会計補正予算（第2号）」に対して、反対の立場で討論いたします。

この予算案の内容は、よい予算内容もたくさんありますが、ただ一点、公共施設等整備基金に2,001万円を積み立てることになっています。このお金は、旧社会福祉協議会跡地の売却代と同額となっています。平成29年——2017年ですが——6月に、まだ4年しかたっていないわけですが、町長は「当分の間といいますか、現在のところ売却の予定はない」と明言をしていました。

その後、予定変更したときの報告もなく、売却の理由を聞くと、「町民ワークショップの開催や町民アンケート調査、町内各種団体で構成する検討委員会や、役場職員で構成する専門部会等で協議を重ねた」と答弁がありました。変更の理由になっていません。これはゆゆしき問題です。以下、6点の理由を申し上げます。

1点目、議会に「議員各位、町有地の売却について報告します」の紙が、総務課長名であった

だけで、議会軽視と言っても過言ではありません。

2点目、売却した金を、ただ基金に積むということは、緊急性はなしだと考えられます。

3点目、運動公園に鉄棒の設置を質問したときも、また、支部長の印刷関係を質問したときも「予算がない」との答弁を繰り返すだけです。

4点目、五本松跡地の建設を急ぐあまり、この売却をすれば、なおさら問題であります。

5点目、社会全体は、コロナ問題で大変な時期であります。五本松跡地の利用・活用は、コロナ問題が一段落して、国からの交付税の推移等を見てからでも、十分に検討して行うべきです。

6点目、建物の解体費用を見込んでいましたが、金額が2,001万円とたたき売りといってもいいような価格と考えています。

以上、申し上げましたが、この予算案に反対しなければなりません。過去にも、65歳以上全員に渡していた敬老祝金の全面見直しをしたときも、改正理由は財政の逼迫でした。今後も財政の窮状から、町民の福祉が削減されることが考えられます。このような心配をしなくても済むような町政の運営をしてもらうために、議員各位が、この予算案に反対していただけることをお願いをして、反対討論といたします。

○議長（福田 新一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですから、起立によって採決します。議案第47号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 新一君） 起立多数であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議案第48号「令和3年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第48号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議案第49号「令和3年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第49号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議案第50号「令和3年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第50号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議案第51号「令和3年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

採決を行います。議案第51号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議案第52号「水利施設管理強化事業事務の委託に関する都城市との協議について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

採決を行います。議案第52号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 質疑・討論・採決（議案第53号）

○議長（福田 新一君） 日程第4、議案第53号の質疑・討論・採決を行います。

なお、質疑は会議規則により、全体審議では、同一議題につき1人5回以内となっております。ご協力のほう、よろしく願いいたします。

それでは、議案第53号「監査委員の選任について」を議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第53号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり同意されました。

日程第5. 議案第54号上程

○議長（福田 新一君） 日程第5、議案第54号「工事請負契約の締結について（令和3年度（仮称）三股町第5地区防災センター建設工事）」を議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。本日追加上程いたしました議案につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第54号「工事請負契約の締結について（令和3年度（仮称）三股町第5地区防災センター建設工事）」についてご説明申し上げます。

令和3年度（仮称）三股町第5地区防災センター建設工事につきまして、去る6月18日に、条件付一般競争入札を実施し、入札の結果、株式会社今村建設が7,565万8,000円で落札しました。

本契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（福田 新一君） ここで、補足説明があれば許します。総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 総務課のほうから、補足説明をさせていただきたいと思います。

その前でございますけれども、本会期中の最終日に上程に至ったことに対しまして、議会にご迷惑をおかけしましたことを深く反省し、ここでおわび申し上げたいと思います。申し訳ございませんでした。

それでは、議案第54号の「工事請負契約の締結について」、補足説明をさせていただきます。

本案は、（仮称）三股町第5地区防災センター建設工事につきまして、去る6月の18日に、条件付一般競争入札を実施し、予定価格5,000万円以上の工事について落札した後、工事請負契約を締結するために、議会の議決を求めるものでございます。

入札参加の条件としまして、三股町内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち、本店

を有するものであること、三股町が格付する建築一式工事業者の中で、格付がAランクに格付されていること等を付したところでございます。

資料を御覧ください。

7社が入札に参加し、その結果、予定価格8,211万5,000円に対し、落札価格7,565万8,000円、落札率92.14%で、株式会社今村建設が落札したところでございます。

工期は、令和4年2月25日までとしているところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

日程第6. 質疑・討論・採決（議案第54号）

○議長（福田 新一君） 日程第6、議案第54号の質疑・討論・採決を行います。

なお、質疑は会議規則により、全体審議では、同一議題つき1人5回以内となっております。ご協力のほうよろしくお願いいたします。

質疑はありませんか。指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 今、追加提案された案件ですが、工期は2月25日までということでしたけども、2月25日になったら、もう全て終わる、もしくは、外構工事等が残る、あと、ほかに積み残しがある、何かそういうところが説明なかったなというふうに思いますので、教えてほしいと思います。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今、ご質問がありました今回の工事につきましては、建屋というか本体工事のみでございます。

昨年からの計画では、外構工事も含めて、この工事費の中に含めてやっていこうということでございましたけれども、この外構部分については、やはり今後のことも含めまして、地元の住民の方と十分協議した上で、町の考え方と地元の考え方を含め、よりよい方向での外構工事ができればということで、これはもう分離して、今回は工事を出したところでございます。

また、外構工事等につきましては、本年度設計をいたしまして、予定では、令和4年度に着工を予定としているところでございます。

以上です。

来年度の工事予定としているところでございます。

○議長（福田 新一君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） これ、予定なんで分かりませんが、要するに、我々とすれば、税抜きで6,878万円ですね、これに消費税が入って。ですけども、外構工事、それから、

備品等を通して、あと、これ以外にどれぐらいを見込んで、全体つかみでいいんですけども、来年度予算なんで分からないっちゃそれだけでしょうけども、長田の防災センターについて、いかほどぐらい概略見積もって、この金額でやられているのかなど、分かれば教えてください。

○議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 外構工事については、今のところの予算はまだ空白、全く分かっていない状況でございます。

先ほど申しましたとおり、一応今年、この設計というところを地元住民の方々と十分協議しながら、どういった、機能的なところも含めて、外構がいいのかというところを設計に盛り込んでいった上で、また予算化していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 新一君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第54号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議会正常化調査特別委員会の経過報告について

○議長（福田 新一君） 日程第7、議会正常化調査特別委員会の経過報告を議題とします。議会正常化調査特別委員長。指宿委員、こちらで。

〔議会正常化調査特別委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○議会正常化調査特別委員長（指宿 秋廣君） それでは、議会正常化調査特別委員会から1回目の経過報告をいたします。

5月臨時議会で、議会正常化調査特別委員会——以下、委員会と申しますが——の設置が決まり、また、名称が正式に承認され、構成員は、議会議員全員でと構成が決定しました。委員長に、互選の結果、私、指宿が、副委員長に、楠原議員が選出されました。

臨時議会終了後に、早速、第1回特別委員会を開催いたしました。そして、最初に、5月臨時議会の混迷について、何が問題であったのか、今から何をどう改善すれば、今後、今度の議会の

ような混迷を避けられるのか、また、必要な規則や申合せ事項は何かなどを話し合い、議会の正常化について、調査・検討を進めていくとの意思統一を行いました。

具体的には、次の項目を確認をいたしました。

1 項目めは、1年後までに結論を出す。

2 項目めは、おおむね2週間に一回開催して、毎回、次回の開催日を決める。

3 項目めは、意見が集約された場合は、その都度、定例議会で報告して改善していく。

4 項目めは、検討すべき事項が新たに発生した場合は、特別委員会に諮って決定する。

5 項目めは、特別委員会を欠席する場合は、議会事務局に連絡をする。そして、これらの正常化のために、次の7点を調査事項といたしました。

まず、申合せ事項の確認とその不備について。

2 点目、全員協議会室での全員協議会時の着座の位置確認について。

3 点目、ハラスメントの確認とその調査——パワーハラを含むわけですが——しました。

4 点目、農業委員会の会長名での申入書の議会回答について。

5 点目、懲罰動議の恒常化について。

6 点目、処分要求の恒常化について。

7 点目、懲罰動議処分要求の提出期限について。

以上、7点です。

第2回特別委員会は、5月27日木曜日に開催しました。

まず、地方自治法第1条の目的の内容を確認した上で、次の事項について協議しました。

1 点目、申合せの確認について。

2 点目、特別委員会の原則公開の確認について。

3 点目、パワーハラスメントについての研修。

4 点目、パワーハラスメントの現状と課題について。

5 点目、全員協議会室での事務局職員の配置について。

6 点目、農業委員会会長名からの申入書に対する議会の対応について。

7 点目、懲罰動議の恒常化とその提出期限について。この場合、懲罰特別委員会の委員は、議会運営委員会の6名で構成し、欠員が出た場合は、議席番号の大きい議員から順次補充することを決定いたしました。

8 点目、処分要求の恒常化の確認ですが、懲罰動議と同様ですが、処分要求は、議員自身の名誉を傷つけられた場合であり、その議員が1人で提出できることを確認しました。

以上、8点について協議・確認をいたしました。

第3回特別委員会は、6月7日月曜日に、議会本会議終了後に開催しました。

まず、議員全員でのタブレットの研修してから、次の点の協議を行いました。

1点目は、パワハラ問題の今後の進め方について。

2点目、議会全員協議会の議長を含む議員の提出について。協議の案件は、表決を必要とする事案は、事前に議会全員協議会に諮ること。表決を要しない事案は、その他の協議とすること。

3点目は、全員協議会室での全員協議会における議員、事務局職員、町執行部及び傍聴者の着座の位置の決定を行いました。

4点目は、懲罰動議処分要求の提出期限について。「懲罰動議処分要求の提出期限は、その事犯があった日から起算して3日以内」とあるのを、「事犯があった議会または提出不可能であった場合は、次の議会の開催から3日以内」と新たにしていることを決定しました。

5点目に、懲罰動議処分要求の作成について。「懲罰動議処分要求の文書の作成は、議会事務局に代行させることができる」を新たに決定しました。

第4回特別委員会は、本日、6月21日月曜日の13時30分から開催することを確認しています。

以上で、特別委員会の経過報告を終わりますが、今後も定例議会ごとに報告することとしています。

皆様の協力に感謝し、また、今後も率先した協力をお願いして、第1回目の議会正常化調査特別委員会の経過報告といたします。

日程第8. 議員派遣について

○議長（福田 新一君） 日程第8、議員派遣についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。お配りしております議員派遣資料のとおり、大会や研修にそれぞれ議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、別紙配付のとおり、それぞれ議員を派遣することに決しました。

お諮りします。今期定例会において、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 新一君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

以上で、全ての案件を議了しましたが、3月定例会以降の議長の公務報告はお手元に配付して

あるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時38分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前10時44分再開

○議長（福田 新一君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

.....
○議長（福田 新一君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって、令和3年
第4回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前10時44分閉会
.....

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 福田 新一

署名議員 池邊 美紀

署名議員 指宿 秋廣